被告人等カ否認辯解ニ努メタル蹟ヲ繹ヌル時ハ夫レ迄ノ被告人等ノ苦心ノ程モ思ヒ遣ラルルモ取調官ノ勞苦モ亦之レニ劣ラサルモノアルヲ看過スル能ハス。

産業銀行ハ其ノ創立ノ際ヨリ疵ヲ有シ砂上ニ樓閣ヲ築クノ危險ニ瀕シ居リ先代海野新六其ノ他ノ重役等ノ不法ナル行爲ハ他ノ行員等ニ傳播シ知ラス識ラスノ間ニ之レニ眞似ラレ鹽谷幸一ハ其ノ不正行爲ノ手傳ヲ爲シツツアル間ニ自ラモ單獨ニ同樣ノ不正行爲ヲ働ク傾向ノ習癖ヲ植付ケラレ次イテ幸一ノ配下大野次郎吉及行員モ亦之レニ習ヒ其ノ間同樣之レニ習ヒタル

業務橫領私文書僞造行使詐欺

懲役一年六月　青　○　寶

業務橫領詐欺

懲役一年　北　○　茂

（別件ニテ起訴）

橫領

懲役十月　前　○　正　○

私文書僞造行使詐欺

懲役一年　前　○　龍　○

ノ行員モ起訴セラレ各頭書ノ如ク罰セラレ漸次産銀ノ不正缺損ハ擴大シ來リ遂ニ同銀行ハ泡沫ノ如ク消ヘ失セ零碎ナル資金ヲ貯蓄シタル幾多ノ○○市民ノ頭上ニ驚愕ト不安ノ暗影ヲ投シ不正重役等ハ檢擧セラレ一大悲劇ノ幕ハ閉サレ舞臺ハ展開シテ當公廷ノ審理ト爲リ神聖ナル法ノ裁キヲ仰クヘキ日ト爲リヌ。

第四章　本件犯罪ノ大要竝ニ其ノ主ナル慣用手段

一　業務上橫領

銀行所有ノ金圓或ハ有價證券ヲ引出シ之レヲ重役等ノ私用ニ充當費消スルモノ之レ等ヲ隱蔽スル手段トシテ虛無人ナル

濱野和市
永野淺太郎
中川民助
吉田文吉
佐藤清助
泉周造
黑田耕造
大西清藏
柴田榮
隅川賢市
增田關太郎
松本淺吉

ニ證書貸付若クハ手形貸付ヲ爲シタルカ如ク彌縫シ、

二　右虚無債權ヲ眞正ナル債權ナルカ如ク裝ヒ每期ノ考課狀ニハ之レ等ノ利息入金ト爲リタルカ如ク裝ヒ計上シ之レ等ヲ更ニ從來ノ虚無人ニ貸付タル債權ト共ニ合算シタル金額ヲ虚無人ニ貸付ケノ形式ヲ履ミ時々切替ヘヲ爲シ來リ、

三　殊ニ大藏省官吏ヨリ檢査ヲ受ケタル際、

(イ)　或ハ大正十一年十月十八日ヨリ二十一日迄、大正十五年一月二十八日ヨリ三十一日迄ニ於テハ不正ノ債權ハ一齊ニ取立タルカ如クシ之レヲ又更ニ數口ノ金額ニ分チ虚無人ニ貸付タルカ如ク裝ヒ

(ロ)　或ハ銀行本店ヨリ各支店ニ送金ヲ爲シタルカ如ク假裝シ

(ハ)　或ハ不正債權ノ發覺ヲ慮レ帳簿ヲ切斷隱匿シ現ニ同銀行備付ノ

死亡者　玉井吾市

被告人幸一實弟　土田三郎

同幸一養子　鹽谷忠

同大野次郎吉番頭　大島木三郎

行員今村繁

(A)　大正十五年度總勘定元帳一〇七頁「コールマネー」科目記載欄ニ「コールマネー」トシテ

七八〇、〇〇〇圓

ト記載セラレタル部分ヲ切斷隱匿シ之レニ代フルニ同元帳一五三頁ニ同年一月二十三日現在ニ於ケル「コールマネー」ハ

一二二、〇〇四圓九四錢

ナルカ如ク不正ノ記載ヲ爲シ

(B)　同元帳一一九頁證書貸付科目記載欄ニ同年一月二十三日現在ニ於テ同銀行ノ證書貸付金額

五九〇、五六八圓

ト記載セラレアル部分ヲ切斷隱匿シ之レニ代フルニ同元帳四八九頁ニ同日現在ニ於テ證書貸付金額

三四四、五六八圓

ナル不正ノ記載ヲ爲シ

(C)　同元帳一五三頁ノ手形貸付科目記載欄ニ同日現在ニ於テ

三三三一、五二四圓二六錢

ト記載シタル部分ヲ切斷隱匿シ之レニ代フルニ同元帳四八三頁四八四頁ニ亙リ同日現在ニ於テ手形貸付金額

二九二三、五二九圓二〇錢

ナル不正ノ記載ヲ爲シ

第二十七章　〇〇産業銀行事件に對する論告要旨

四　背任

重役等ノ設立若クハ關係セル泡沫會社ト目スヘキ株式會社廣島電機製作所、煙草醬油株式會社、廣島カラメル株式會社、東洋コルク工業株式會社ニ放漫ナル貸付ヲ爲シ銀行ヲシテ回收スル事能ハサル莫大ノ損害ヲ蒙ラシメ

五　商法違反詐欺破産

缺損アル事ヲ隱蔽彌縫シ納配當ヲ爲シ帳簿書類等ニ虛僞ノ記載ヲ爲シ

六　大藏省ニ對シ私財提供ヲ約シタル責任ノ履行ヲ免レンカ爲メ銀行業務範圍外ナル株式ノ定期取引ヲ爲シ尠ラサル損害ヲ加ヘタルモノナリ。

第五章　起訴事實ト豫審終結決定事實トノ著シキ相違點

一　檢事作成事件概表金五十三萬九千六百七十圓事件(二號表)

明治三十四年一月十八日ヨリ同四十四年十二月三十一日マテ合計金一七九、九九九圓ニ付テハ、餘リニ古キ時代ノ犯行ニシテ關係人死亡シ居ルヲ以テ之レヲ不問ニ付スル事ニ於テ異議ナシ。明治四十五年四月八日ヨリ大正二年十月四日迄ハ先代海野新六生存執務中ノ出來事ニシテ同人死亡セル今日或ハ被告人鹽谷幸一之レニ共同加功シ居ルヤモ知レサルモ之レヲ不問ニ付スルハ異議ナシ。

大正二年十二月二十四日ヨリ同六年十二月三十一日迄ノ間ハ

先代海野歿後被告人鹽谷幸一カ副支配人ト爲ル迄ノ間ノ出來事ニシテ此ノ間ノ出來事ハ當時ノ支配人等ノ主タル責任ニ屬スルモノトシテ詳細傳票ノ取調ヲ爲サス不問ニ付シタリ。而シテ以上ハ六月及十二月中ノ假拂貸付ニ係リ假裝利子ノ入金ヲ彌縫シタル爲メノ支拂ヒ大部分ヲ占ムヘキモノナリト推測シ得ルヲ以テ之レ等ノ金額中ニハ被告人鹽谷幸一ノ橫領シタル部分割合ニ少シ、然レドモ

1.　大正三年三月十三日川田宇助ニ金一千圓

2.　同年四月七日中野作次郎ニ金一千五百圓

ヲ貸付タル分ハ

被告人鹽谷幸一カ鈴木昌介ニ依賴シ自己ノ株式取引ノ爲メ送金シタル事明瞭ナリ傳票ヲ取調ヘタル結果右一千圓ノ內八百圓ハ北濱銀行ニ送金セラレ一千五百圓借出ノ際ハ公債證書ヲ差入レアリタルモ後ニ其ノ擔保ヲ拔キ取リアリ。

（記錄五、五九八頁、自五、六五一頁、至五、六六〇頁）

大正七年六月二十一日ヨリ同年十二月三十日迄ノ分ハ

鹽谷幸一副支配人ト爲リタル時代ノ出來事ニシテ其ノ內

大正七年十月十七日木村正ニ對スル金三千五百圓

貸付ケタル分ハ使途不明ニシテ橫領ト認メラル。

大正八年九月二十日ヨリ以降ノ分ハ

被告人鹽谷幸一取締後ト爲リタル後ノ出來事ナリ。

豫審判事ハ

第二十七章　○○產業銀行事件に對する論告要旨

大正九年三月十一日金三千五百圓村井繁藏貸付ノ分中千二百五十圓第〇銀行松江支店ヘ三葉自動車株式會社ノ株式拂込金トシテ送金シタル分ノミヲ背任ト認メ二千圓ヲ被告人幸一ノ當座預金ヘ振替費消シタルヲ横領シタリト認ム。

二百五十圓ニ付テハ用途不明ノ故ヲ以テ認メサルモ横領シタルモノト認定スルヲ相當トス（同日傳票參照）

大正八年九月二十日虚無人小田安次郎ニ對スル四百圓、同年十一月二十九日虚無人小原友次郎ニ對スル二千五百圓ノ各貸付ハ用途不明ニシテ假裝利子ノ支拂時期ニ當ラサルヲ以テ横領ナリト認ムルヲ相當ナリトス。

二　檢事作成事件概表金三十一萬五千圓事件（ロ號表）

豫審判事ハ大正八年一月二十日

金一萬圓河田十造手形貸付第〇十四銀行ヘ送金ノ事實ヲ背任ト認ム。

大正八年一月二十八日一萬五千圓增田關太郎手形貸付中一萬二千圓第〇十四銀行ヘ送金ノ事實ヲ背任ト認メ。

殘リ三千圓石田佐次郎小口預金ニ預入レ關係ヲ不問ニ付ス失當ナリトス。（全部ヲ横領ト認ムルヲ相當トス）

豫審判事ハ

大正八年九月十七日金七千圓中（虚無人中山辰次郎手形貸付）

六千圓大阪〇〇銀行ヘ送金（靜商店支拂ノ爲メ）シタル事實ヲ背任ト認メ。

殘金一千圓使途不明ニ付不問ニ付ス。（全部ヲ横領ト認ムルヲ相當トス）

豫審判事ハ

大正八年十月二日金二萬圓虚無人上野淺太郎ニ對スル手形貸付ノ分ニ付テハ一萬圓宛二口ニ分ケ

一口ノ分ハ靜商店支拂ノ爲メ

他ノ一口ノ分ハ山卯商店ヘ支拂ノ爲メ

〇江銀行ヘ送金

大正八年十一月二十七日一萬五千圓虚無人上田國太郎手形貸ノ分

一萬圓ハ〇江銀行ヘ送金山卯商店支拂ノ爲メ

五千圓ハ第〇銀行大阪支店ヘ送金靜商店ヘ支拂ノ爲メ

ニ付テハ間違ヒナシ。（全部ヲ横領ト認ムルヲ相當トス）

大正九年十二月二十五日五萬五千圓ヲ虚無人西田幾太郎手形貸付分中内五萬圓ハ西田名義ノ別段預金ニ組入レ費消シアルヲ豫審判事ハ不問ニ付シタリ。

（記錄八、九九四頁）

表中六月及十二月中ノ支拂ハ被告人幸一カ假裝債權ノ利息支拂ヒトシテ支出シタル旨辯解シ他ニ反證ナキヲ以テ之レヲ横領金額中ヨリ控除スルヲ相當ト認ムルモ

大正六年十月二十六日吉井哲郎手形貸五千圓加〇銀行ヘ送金佐々野傳助ニ依賴シ株式定期取引ヲ爲シタル分（靜商店入金）ハ横領ト認ムヘキニ拘ラス豫審判事ハ之レヲ不問ニ付シタリ。

（記錄五、六六九頁）

大正七年二月二十六日八千圓石田佐次郎名義手形貸分ハ內七千五百圓ヲ靜商店へ入金シ（佐々野傳助ニ送リ株式取引ヲ依賴ス）タルハ橫領ト認ムヘキヲ相當トス。

（記錄五、六七四頁）

大正七年五月三十一日虛無人永井秀太郎手形貸付八千圓此ノ分ノ使途不明ナルモ橫領シタルモノナリト認ムルヲ相當ナリト思料ス。

大正七年六月二十九日虛無人道岡三代造六千圓手形貸內五千五百五十圓五十錢ヲ第〇十四銀行へ送金內四千五百圓ハ山卯商店へ一千五十圓五十錢ハ靜商店へ支拂ハレ（佐々野傳助ニ依賴シ定期取引ヲ爲シ貰ヒタリ）

（記錄五、六八一頁）

大正七年七月十五日虛無人後藤林太郎へ手形貸付三千圓ノ內

一千圓ハ〇十四銀行へ送金山卯商店へ支拂ヒ

二千圓ハ第〇銀行大阪支店へ送金靜商店へ支拂ヒタル分ヲ豫審判事ハ何レモ不問ニ付シタリ橫領ト認ムルヲ相當トス。

大正八年九月二日五千圓虛無人谷村甚太郎手形貸現金支拂分ニ付テハ使途不明ナルモ被告人幸一ノ供述ニ依ルモ銀行ノ爲メニ使用シ居ラス。

ト云ヒ居ルニ拘ラス豫審判事ハ之レヲ不問ニ付シタリ橫領ト認メサルヘカラス。

大正九年三月一日虛無人石田德平五千圓手形貸ハ現金支出ナルモ使途不明ノ故ヲ以テ橫領ト認メサルハ不當ナリ。

三

檢事作成事件概表十二萬三千九百二十八圓事件（（チ）號表）

大正八年九月二十日死亡者石井吾市手形貸一萬圓ノ內（法律認定問題ニ付審理請求書ニハ記載セス）

四千圓第〇十四銀行へ六千圓第〇銀行大阪支店へ各送金ノ分豫審判事ハ背任ト認メタルモ橫領ナリト思料ス。

大正九年九月八日二千五百圓現金支拂中豫審判事ハ一千三百圓ノ橫領ヲ認メ一千圓ニ付テハ第〇銀行へ送金靜商店ニ支拂ヒタルヲ背任ト認ムルモ以上三千五百圓ノ橫領ヲ認ムルヲ相當トス。

大正五年六月五日

金五、五〇〇圓

大正六年四月三十日

金二七、五〇〇圓

大正八年九月十日

金一〇、〇〇〇圓

大正十年二月十四日

第二十七章　〇〇産業銀行事件に對する論告要旨

金三、六七八圓

ヲ豫審判事ハ何レモ不問ニ付スルモ横領ナリト認ム。

四 檢事作成事件概表三十八萬一千四百六十圓七十錢事件

大正六年九月三日

金一〇、〇〇〇圓(何レモ三十日銀行へ送金)

大正七年三月十五日

金八、〇〇〇圓(現金支出)

ハ横領ナリト認ムルヲ相當トス、豫審判事カ之レヲ不問ニ付シタルハ失當ナリ。

(イ) 大正八年一月二十三日吉田正太郎手形貸四千圓ヲ爲シ電作株二百株ヲ擔保ニ差入レタルモ其ノ後切替ヘヲ爲シ大正十三年十月二十一日鹽谷忠名義ノ手形貸付吉田正太郎ノ七千八百五十四圓八十七錢ノ手形貸付ニ切替ヘ(他ノ手形債務ヲ加算ス)結局昭和元年十一月三十日現在ニ於テ吉田正太郎四千圓ノ手形貸付ハ大正十五年七月十二日山内源治郎名義五萬一千七百二十五圓五十五錢等ノ手形貸ニ切替ヘ回收不能ナラシメ。

(ロ) 大正十一年三月三十一日金三千七百五十圓吉田正太郎ニ手形貸付ヲ爲シタルカ加ク裝ヒ〇〇醬油株式會社ノ資本ニ流用シ結局前同樣回收不能ナラシメ。

(ハ) 大正八年六月十八日吉田正太郎名義八千圓ノ手形貸付其ノ後西井與一郎名義ノ手形貸ニ切替ヘ其ノ後大正九年十二月十日四千八百圓現金西

井與一郎貸出名義ノ許ニ支出シ大正十一年三月六日同人ニ八千圓手形貸付ヲ爲シ五千九十四圓當座ニ振替ヘタルモノト加算切替ヘヲ爲シ昭和二年三月二十六日現在ニ於テ九千三百圓ノ無擔保手形貸ニ切替ヘ回收不能ナラシメ。

(ニ) 大正十年三月二日七千二百八十圓ヲ隅川賢一ニ貸付タルモノノ如ク彌縫シ自己ノ用途ニ費消シ。

(ホ) 大正十年十一月二十九日小島柳次郎ニ三千圓ヲ貸付タル事トシ廣島カラメル株式會社小口當座預金ニ振替ヘ其ノ後大正十一年十二月二十五日鹽谷忠ノ一千五百圓手貸小島柳次郎一千圓手貸鹽谷忠五百圓ニ振替ヘ結局他ノ不良貸付ノ數口ト加算切替ヘシ大正十五年一月二十五日虛無人吉田吾市ニ對スル二十萬圓手貸竝ニ大正十五年七月二十五日山内源治郎ニ對スル五萬一千七百二十五圓五十五錢ノ手貸ニ切替ヘ以テ回收不能ナラシメ。

(ヘ) 大正十一年八月二十四日松田重次郎ニ對シ三千圓ノ手形貸付ヲ爲シ其ノ後十數回切替ヘヲ爲シタル結果大正十四年六月八日他ノ九口ノ切替ヘ手形貸付金ト合計シタル鹽谷忠ニ對スル二十五萬一千七百二十五圓五十五錢ノ手貸ニ切替ヘ以テ回收不能ナラシメ。

(ト) 大正十一年十二月一日三千圓ヲ死亡者石井吾市ニ貸付タル事トシ現金ヲ引出シ自己ノ用途ニ費消シ以テ橫領シ。

(チ) 大正十二年七月十二日瀨良嘉一ニ五千六百圓手形貸付ヲ爲シ。

(リ) 大正十一年二月十日吉田正太郎ニ五千圓ノ手形貸付ヲ爲シ。

(ヌ) 大正十二年十二月二十一日〇田〇平ノ別段ニ三千百九十圓ニ振替ヘ。

(ル) 同日西村毎太郎ノ小口當座ニ三十八圓八十五錢ヲ振替ヘタルモノヲ他ノ不良貸付等ト加算シ切替ヘ大正十二年十二月二十二日吉田正太郎ニ對スル三千二十七圓五十錢ノ手形貸付西廣與一郎ニ對スル一萬八百九十圓ニ對スル手形貸付ニ切替ヘ其ノ後幾度ノ切替ヘヲ爲シ不良貸付ニ組入レ回收不能ナラシメ。

(ヲ) 大正十年七月二十九日九千五百圓ヲ鹽谷幸一名義ニテ手形ヲ差入レ借受ケ同年十月十四日他ノ不良貸付金額ト合算シ三萬九千圓死亡者石井吾市ニ對スル手形貸付鹽谷幸一別段預金ニ五百圓振替ヘ結局大正十五年一月二十五日虛無人吉田吾市ニ對スル二十萬圓ノ手形貸付同年七月十二日虛無人山內藤治郎ニ對スル五萬一千七百二十五圓五十五錢ノ手形貸付ニ振替ヘ回收不能ナラシメ。

(ワ) 大正十五年五月三十日二萬三千圓隅川賢市ニ手形貸付ヲ爲シタルカ如ク彌縫シ自己ノ用途ニ費消シ以テ横領シタルモノナルニ拘ラス豫審判事ハ內一萬圓ノミヲ横領ト認メ他ハ不問ニ付シタリ失當ナリト思料ス。

右事實ハ豫審終結決定ニ際シ之レニ符合スル證據現存スルニ拘ラス、不問ニ付シ置キタルハ失當ノ甚シキモノナリト思料ス。

當職ヨリ連續犯ノ關係アル事實トシテ此點ニ迄審判ヲ請求シタル次第ナリ。

五　檢事作成事件概表五萬一千八百三十一圓十一錢事件

豫審判事ハ

大正十二年九月二十五日鹽谷幸一ニ對スル手形貸六千圓中五千四百圓ヲ認メ六百圓ヲ認メス。

横領ナリト思料ス。

一千九百三十一圓十一錢ハ假裝利子振替ヘト見テ豫審判事ノ決定ニ對シ異議ナシ。

六　檢事作成事件概表十七萬一千百五十七圓六十一錢事件（ホ號表）審理請求書ニハ記載セス。

豫審判事ハ

北村茂	【四三、二五〇圓（二、七五〇圓ハ除ク） 一〇、〇〇〇圓	
松本淺吉	一、三五〇圓	
同人	二五、七二五圓	

ノ各手形貸付九二五圓ノミヲ認メ居ルモ其ノ他大野次郎吉名義若クハ其ノ番頭小島柳次郎名義又ハ行員今村繁名義ニテ金ヲ引出シ順次行金ヲ流用シテ決濟ヲ付ケ其ノ缺損尻カ大正十五年一月二十日以降三萬九千九百圓トシテ虛無人松本淺吉名義及小島柳次郎手貸大正十四年三月十一日以降一九、八〇〇圓ノ手形貸トシテ現存スルモノニシテ其ノ犯情輕カラサル事ハ本表ヲ對照スル事ニヨリ明カナリ。

第六章　本件ノ法律問題

第一ノ(イ)　ノ事實（豫審終結決定）

〇田〇平十五萬圓肩變リ事件。

(ロ)　ノ事實

兵庫縣農工債券五千圓二枚。

第二十七章　〇〇產業銀行事件に對する論告要旨　一八九

廣島縣農工債券五千圓一枚。
四分利公債額面千圓五枚。
ヲ銀行ヨリ取出シ新六個人ノ株式取引ノ爲メ流用處分セシメタル點背任ニアラスシテ横領ナリト認ムルカ相當ナリトス。
産業銀行ヲシテ單ニ債券ヲ負擔セシメタルニ止マラス結局其ノ金及有價證券ハ流用支出シ終ラシメタルモノナルヲ以テ横領ト認ムヘキモノナリト思料ス。

豫審終結決定ニ依レハ

第二ノ(ロ)ノ事實ノ(一)、(二)、(三)
ハ背任トシテ認メ居ルモ背任罪ニアラス業務上横領罪ナリト思料ス。
豫審終結決定ニヨレハ相手方銀行ニ對シ各々其ノ金額ノ債務ヲ負擔セシメ依テ産業銀行ヲシテ同金額ニ相當スル損害ヲ蒙ラシメ云々ト認メ居ルモ結局其ノ金額ハ相手方銀行ヨリ支出セシメ個人ノ取引ニ充當支辨シ居ルヲ以テ單ニ債務ヲ負擔セシメタルニ止マラス、進ンテ行金自體ヲ横領シタリト認ムルニ何ノ不可カ之レアラン。

豫審終結決定書

第一ノ(ハ)ノ事實
同　ノ(ニ)ノ事實
ハ何レモ鹽谷幸一及海野新六ノ共謀ナリト起訴シ豫審終結決定ニ際シ檢事ノ意見ヲ求メラレタルニ際シテハ特ニ其ノ旨ヲ明記シタルニ拘ラス、豫審判事ハ單ニ海野個人ノ單獨行爲トシテ決定シ鹽谷ノ共謀加功ノ責任ニ付テハ其ノ決定ヲ遺脫シタリ。

同終結決定書

第四ノ(イ)ノ事實
ヲ背任ト認メ同銀行ヲシテ該會社ニ二萬四千三百七十五圓ノ預金債務ヲ負擔セシメ同額ノ債務ヲ蒙ラシメト認メタルモ之レ亦背任ニアラス。何トナレハ當公廷ニ於テ被告人大野次郎吉モ認メタルカ如ク右金額ハ結局引出サレ該會社ノ爲メ使用費消セラレタルモノナレハ單純ナル債務ヲ負擔セシメタル關係ニ止マラス右金額自體ヲ横領シタルモノナレハナリ。

各　論

第一章　概　說

（被告人等ノ辯解要旨竝ニ其ノ根據ナキ事）

被告人海野新六ハ其ノ犯意ヲ否認シ或一部ノ行爲ニ付テハ背任タル事ヲ自認スルカ如キ口吻ヲ漏シ、被告人大野次郎吉ハ常務取締役タル被告人鹽谷幸一ノ命ニヨリ一使用人トシテ之レニ服從シ其ノ云フカ儘帳簿書類ニ夫レ夫レノ記載ヲ爲シタルニ止マリ其ノ内容ニ付テハ全ク知ラスト辯解シ何等犯罪ニ觸レサルモノノ如キ態度ヲ示シ恬トシテ恥ツル處ナシ實ニ惜シムヘシ。
凡ソ犯罪ヲ爲シタル時其ノ罪ヲ隱蔽セントスルノ努力ハ各人ノ通有性ニシテ人情ノ弱點避ケ難シトスル處ナルヲ以

テ否認シタルカ爲メニソレタケ重ク處罰スヘシト爲スカ如キ主張ハ爲スヘキニアラサルハ固ヨリナレ共犯跡歴然トシテ存スルニ拘ラス白ヲ黒ト稱シ多數ノ被害者ノ前ニ陳謝スルノ雅量ナキ輩ハ道徳問題トシテ其ノ不德義ヲ指摘シ鼓ヲ鳴ラシテ責ムルニ何ノ差支ヘカアル。

當職ハ零碎ナル預金ヲ爲シタル多數ノ廣島市民ニ代リ被告人ノ厚顔無恥ヲ責ムル事ニ於テ躊躇スル處ナキモノナリ

被告人大野次郎吉ハ單ナル一使用人ニアラス、大正十年七月十五日以來産銀ノ副支配人ノ地位ニ就キ昭和二年三月一日同行支配人ト爲リ居リ日常被告人幸一ト相謀リテ其ノ行務ヲ處理シ居タルモノニシテ被告人幸一ノ命令ト雖モ不法ナル事ヲ知リタル以上ハ之レヲ斥ケ之レヲ忠告シ若シ聽キ入レラレスンハ職ヲ辭スルノ外途ナキナリ。其ノ内容ノ不法ナル事ヲ知リツツ只上役ノ命令ナル事ヲ以テ易々諾々トシテ之レニ服從スルハ既ニ犯罪ニ共同加功スルノ意思ヲ以テ被告人鹽谷幸一ト運命ヲ共ニスル覺悟ヲ持チタルモノト認メサルヘカラス。

被告人鹽谷幸一ノ供述スル處ニヨレハ（同人第四回豫審調書二・八八五頁以下參照）

大正十一年十月ノ大藏省檢査ノアル少シ前ニ大野カ多額ノ欵損アル事ヲ感付イタモノカ同人カラ私ニ訊ネラレタノテ私ハ大野ヲ連レ被告人海野新六方ニ行キ事情ヲ打開ケ必ス秘密ニシ私財ヲ提供シ增資シテ舊株ヲ切落シ夫レニ因ッテ決濟スルノ外ハアルマイト云フ事ニ申合セヲシタリ云々。

所謂「産銀ノ疵」トシテ見ルヘキハ大正十一年大藏省檢査ノ時。

檢査官ニ隱シタル不正貸付

約六十萬圓

檢査官ヘ申出タル不正貸付

約百五十萬圓

アリタリ（二、八八二頁）

大野次郎吉ノ豫審ノ供述ニ依レハ（第二十七回豫審調書記錄第十二册六、一七〇頁）

大正十一年ノ大藏省檢査官ニ隨行シテ來タ小笠ト云フ屬官ニ二千五百圓金ヲ遣リ中村彌五郎ト云フ名義ノ手形貸ニ假裝シテ置イタ處其ノ後小笠カ檢擧セラレテ此ノ産業銀行ノ二千五百圓モ問題ニナッテハナラヌト思ヒ小笠ノ同僚宮崎ト云フ屬官カ態々東京カラ來テ鹽谷ニ

「何トカ判ラヌ樣ニシテ置イテ吳レ」

ト云ッテ賴ンタソウデ私ハ鹽谷ニ命セラレテ同人名義ノ手形貸付ニ傳票帳簿等ヲ一切改メマシタ傳票ニハ當時ノ行員ノ認印カ要リマスカ既ニ退職シ若クハ死亡シタル

ノ認印ヲ印判屋ニ彫刻サシテ使用シマシタ。

（證第三二〇號ノ一、二ノ印

證第七二號ノ傳票綴ヨリ拔出シタル傳票參照）

大正十五年大藏省檢査ノ際ニ支店ニ現金ヲ送ッタ形ヲ裝フタ外ニ〇部銀行ニ對スル「コール」金ヲ減少シテ隱シタノ

ト二ツノ方法ニ依ツタノデアリマスカ何レモ鹽谷カ計畫シタノデアリマス。

大正十一年大正十五年各大藏省檢査ノ後監査役ヤ頭取ニ債務證書ヲ差入レル理由ハナイ。

證第二二六七號

中略

支店ヘ隱シ夫レヲ後ニ支店ヨリ戻シテ來タ假裝ノ送金ヲ更ニ從前ノ貸付ニ戻ス事ニ付取扱ハセタカ山部敬造カ怎ウシマセウカ

ト私ニ相談シタ場合ニ鹽谷ノ意向ヲ聽イテ山部ニ指揮シタ事モナイ事ハアリマセヌ云々。

平田圭二豫審證人訊問調書第一回三問答（四、八三七頁、四、八三八頁）

「大正十五年一月大藏省檢査ノ際本店行員藤田三郎カ堺町支店ニ來タリ頭取ノ命ヲ受ケテ來タト云ヒ實際入金カナイノニ入金ニ見テ置ケト申シタノデ念ノ爲電話テ副支配人大野次郎吉ニ訊ネタ處大野ハ藤田ノ云フテ居ル通リニシテヨロシイ。

ト返事ヲシタノデ帳簿ニ記入スル事ヲ命シタル事アリタリ」。

大野次郎吉上申書（二、七四三頁）。同人第五回豫審訊問調書（記錄自五五一八頁、至五五三八頁）……之ニハ右上申書ノ記載ト一致スル記載アリ。

大正十一年十月十三日大藏省檢査ノ前頃自分ハ計算課長トシテ執務中ニ證書貸付竝ニ手形貸付等ノ利息カ每期決算當日（六月末、十二月末）一時ニ入金アルモノ多クアルノカ不思議ニ思フテ鹽谷ニ尋ネタル事アリタリ。

其ノ際鹽谷ヨリ檢査準備トシテ

(一) 五十三萬餘圓豐田愛助外二百餘人ニ對スル證書貸付ニ付テハ入金シタル樣ニ振替傳票ヲ作成シ

(二) 三十二萬餘圓增田關太郎外三十四人之レモ入金シタルモノノ樣ニ振替傳票ヲ作成シ

(三) 十二萬三千餘圓鹽谷忠ニ對スル手形貸付十數名ノ不良手形ヲ合併シ鹽谷忠名義ニシタルモ其ノ後死亡者石井吾市名義ニ書替ヘラレ債務ヲ免レ

(四) 有價證券十五萬圓不足シ居ルヲ他ニ貸付タルカ如ク彌縫シタリ

大正十一年十月右檢査ノ時右隱匿シタル外六十餘萬圓ノ不良貸付アル事判明シ云々

大正十一年下半期ヨリ不良貸付百二三十萬圓ト假定シ之レニ對スル利子ヲ加算シ其ノ利子ハ假名ノモノニ貸付ケ、(利率二錢五厘乃至二錢八厘)手形ヲ割引シ振替ヘ大正十四年下半期迄ニ十二萬餘圓位增加シタ譯タト思フ。

之レ等ノ記載ハ被告人大野次郎吉ノ記憶ニ存スル處ヲ記サレタルモノニシテ其ノ後取調ヘタル事實關係ニ於テ大體ニ於テ一致ス。

大野次郎吉豫審第一回訊問調書（記錄一冊自三七五頁、至三八一頁）

「鹽谷忠カラ聞ケハ石井吾市ハ死ンテ居リ何ノカカリ合ヒモナイカラ此ノ者ノ名義ヲ使ツタト申シテ居リマシタ。」

證人神雅男豫審訊問調書（記錄十三冊自六、六八〇頁、至六、六八二頁）

「大野ト鹽谷ト居ル席ヘ呼ハレ大野カラ

鹽谷忠手形貸十二萬三千九百圓ノ口ハ石井吾市ノ名前ニ元帳ヲ直シテ置イテ呉レ

ト云ハレタカ私ハ

傳票カナケレハ困リマス。

ト申シタ處大野カ

貸付當時ヘ遡ツテ直スノテアルカラ傳票ハ入ラナイ。

ト申シマシタカ大野田政雄ト相談シテ應シマセヌテシタ。」

大野次郎吉豫審調書(記錄十四册自五、九九三頁、至五、九九五頁)

銀行特種ノ用途ニ使用スル爲メノ預金ニシテ一口ニ云ヘハ差利ト云フモノテ此廣島ニ銀行同盟組合ト云フモノカア

リ夫レニ加入シテ居ル銀行ハ容カラ受クル預金ノ利率ヲ協定シテ居リ若シ之レニ違反シテ高イ利子ヲ付シタ場合ニ

ハ組合ノ制裁ヲ受クル事ニ爲リ居リ産銀ニ於テハ事實其ノ協定ヲ破ツテ預金ヲ吸收スル爲メ高イ利息ヲ支拂ツテ居

リマス。其處テ協定利率ト實際利率カ異リ其ノ差額ヲ表面計上カ出來ナイ處カラ之レヲ差利ト稱シ秘密ノ財産カラ

支拂ヒ居リマシタ。

不正手形貸付分トシテ一括セラレアル手形類中ノ筆蹟ヲ仔細ニ點檢スレハ左ノ如シ。

(一) 證第一號

十二萬三千九百圓、振出人石井吾市其ノ他日付ノ記載ハ鹽谷幸一ノ筆蹟

(二) 證第二號

十萬圓、振出人濱本與市ノ氏名日付ノ記載ハ鹽谷幸一ノ筆蹟

(三) 證第四號

二千五百圓ノ金額、一覽拂、廣島市、株式會社、○○產業銀行ナル文字ハ大野次郎吉ノ筆蹟

振出人石井吾市、及引受人ノ住所氏名ノ記載ハ鹽谷幸一ノ筆蹟

(四) 證第五號

金額、一覽拂、支拂地、支拂場所、振出年月日ノ記載ハ大野次郎吉ノ筆蹟

振出人柴田榮ハ鹽谷幸一ノ筆蹟

(五) 證第六號

金額、期日、支拂地、場所ハ大野次郎吉ノ筆蹟

振出人山内藤治郎ハ鹽谷幸一ノ筆蹟

(六) 證第七號

金額、期日、場所ノ記載ハ大野次郎吉ノ筆蹟

振出人ノ記載ハ鹽谷幸一ノ筆蹟

(七) 證第十二號

金額、期日、場所、振出人ノ記載ハ大野次郎吉ノ筆蹟

(八) 證第十三號

金額一萬九千六百七十圓也ハ大野次郎吉ノ筆蹟

其ノ他ノ振出人住所氏名等ノ記載ハ鹽谷幸一ノ筆蹟

(九) 證第十五號

金額一覽拂ナル文字ハ大野次郎吉ノ筆蹟

振出人ノ氏名、振出年月日ハ鹽谷幸一ノ筆蹟

第二十七章　○○產業銀行事件に對する論告要旨

(一) 證第十六號
金額、一覽拂、支拂地ノ記載ハ大野次郎吉ノ筆蹟
振出人氏名ハ鹽谷幸一ノ筆蹟

(二) 證第十七號
金額ハ大野次郎吉ノ筆蹟
一覽拂、振出人引受人名越七郎ノ住所氏名ハ鹽谷幸一ノ筆蹟

(三) 證第十九號
金額五萬六千圓一覽拂ノ文字ハ大野次郎吉ノ筆蹟
吉田脩藏ノ住所氏名等ハ鹽谷幸一ノ筆蹟

(三) 證第二十號
五萬八千三百六十五圓十錢、振出人宮田繁太郎ノ記載ハ鹽谷幸一ノ筆蹟

(四) 證第二十一號
四萬三千圓ノ文字ハ大野次郎吉ノ筆蹟
振出人ノ住所氏名等ハ鹽谷幸一ノ筆蹟

(五) 證第二十二號
三千六百十圓ノ金額、振出人引受人橋本熊次郎ノ住所氏名ハ鹽谷幸一ノ筆蹟

(六) 證第二十四號
二千三百圓ノ金額支拂期日等ノ記載ハ大野次郎吉ノ筆蹟

(七) 證第二十五號
支拂期日、支拂場所、振出人年月日等ノ記載ハ大野次郎吉ノ筆蹟ナル事ノ事實ニ依リ之レヲ認ム。

第二章　公訴事實ニ對スル意見

第一節　豫審終結決定第一(イ)ノ事實

○田○平ノ爲メ産銀(○○産業銀行ノ略以下之レニ從フ)カ十五萬圓肩代リヲ爲シ遣リタル背任事件。

本件ニ付テハ被告人海野新六ハ「背任トハ心得ス今日ニテハ決濟濟ノ事ナリ自分ニハ百萬圓近イ擔保品カ産銀ノ倉庫内ニ事實入レアリ犯罪ニアラス」ト辯解ス。

海野新六第十一回豫審調書(記錄九册自四、七五三頁至四、七五六頁)

「海野新六死亡後古金銀(古風ノ革鞄ニ入レアリシモノ)ヲ鹽谷ヨリ渡シテ呉レタ其ノ中ニ慶長大判十枚金ノ金具カ四枚銀ノ小粒カ約二千圓位ノモノ入レアリ大判馬蹄銀在中ノ箱一ツ置イテアツタ樣ニ聞イテ居リマス」

鹽谷幸一第四回豫審調書(記錄六册二八八五頁以下)

明治四十一二年頃大藏省檢査ノ少シ前頃先代海野個人所有ノ有價證券二箱古金銀一箱海野家カラ銀行ノ倉庫ニ持チ來リ古金銀ノ箱ノ鍵ヲ海野カ持チ有價證券ノ鍵ハ私(鹽谷)ニ渡シ海野不在ノ場合ハ此有價證券ヲ以テ取計ヘト申付ケラレマシタ古金銀大判小判純金製品約二三萬圓ノモノ革文庫ニ入レアリ有價證券ハ時價約七八十萬圓ノモノナリシ。」

旨ノ各記載アリ。

斯クノ如ク事實産銀ノ倉庫ニ存スルモ個々ノ取引ノ擔保品トシテ指定シテ居ラス、自己ノ必要ニ應シ取出シ得ルモノナルヲ以テ産銀ニ擔保ヲ供シアル事實トハ相違ス。

大正十一年一月十四日産銀ハ藝備銀行ニ對シ十五萬圓ノ手形債務ヲ負ヒ即日〇田〇平ノ藝銀（以下之レニ從フ）ニ對スル同額ノ債務ヲ決濟ス。

三上德藏供述參照四、九八七頁、

大正十二年七月二十四日産銀ニ〇田〇平ヨリ十五萬圓ノ手形ヲ入レサセ。

大正十二年十二月二十二日ニ産銀ハ藝銀ニ對シ右十五萬圓ノ手形ノ支拂ヲ了シ。

武内鑑定書六、七三七七。

〇田〇平ヨリハ大正十二年七月二十四日右手形ノ取立ヲ爲スニ當ツテ本人ノ別段預金ヨリ五千二百圓不動産ノ賣却ヲ爲シタル分ヲ加算シ合計十二萬圓ヲ回收シタルモ尙三萬圓ノ回收不能ヲ蒙ラシメタリ。

被告人新六カ〇田〇平ノ爲メ十五萬圓ノ肩代リヲ爲シ遣リタル當時、産銀カ〇田ニ對シ貸シ居リシ金額ハ鑑定ノ結果（七、二四三頁）十萬一千九百三十五圓六錢ニナリ居リ夫レカ回收困難ノ狀況ニ在リシ事ハ知リ得タリシ事情ナリ（八、八〇六頁參照）

被告人幸一モ此ノ點ニ付

「産銀ハ〇田ニ對シ當時十萬圓以上ノ貸カアリ。」

シ事ヲ認メ居レリ（七、二九五頁）。

〇田〇平豫審訊問調書（記錄九册自四、五四八頁、至四、五五三頁）

「當時私ハ事業ニ失敗シ居リ請求セラルレハ破産セネハ爲ラヌ處其事情ヲ海野新六ニ話シタリ。

要スルニ被告人新六ニ自由ニ持チ出シ得ル株ヲ所持シ居リ之レヲ産銀倉庫内ニ置キ居ルノ事實ハ背任罪阻却ノ理由ト爲ラス當時有リ餘ル程倉庫内ニ擔保物件等存シタリトセハ夫レヲ以テ肩代リヲ爲スノ資ニ供シ得タルニアラスヤ。」

疵ヲ持チ破産ニ瀕セル銀行ノ無ケ無シノ金ヲ以テ之レヲ決濟シ遣ル事意味ヲ爲サス〇田〇平ノ養女カ被告人新六ノ悴〇三郎ノ妻ナル姻戚關係アリ親密ノ間柄ナルト大正七年以來被告人新六ハ株式賣買ヲ〇平ニ依賴シ莫大ノ損害ヲ蒙リ夫レカ爲メ〇平ヲシテ勘ラサル損害ヲ與ヘタルニ同情シ不法ニ行金ヲ融通シ遣リタルモノト認ムルノ外ナシ。

第二節　同第一ノ（ロ）ノ事實

〇〇農工銀行債券五千圓二枚〇〇農工銀行債券五千圓一枚四分利公債千圓券五枚橫領事件。

豫審判事カ背任ト認メタルハ非ナリ。

之レハ被告人海野新六カ大正七年頃ヨリ〇田〇平ニ依賴シ株式ノ現物賣買ヲ爲シ一時ハ相當ノ利益ヲ得タルモ大正九年以來ノ株式暴落ニ遭ヒ缺損續キタル處ヨリ〇田〇平ヨリ增擔保ノ差入レヲ請求セラレ自己ノ重役タル地位ヲ利用シ一部ハ海野彌三郎ノ名ヲ藉リ千圓券五枚ハ被告人新六ノ名ヲ以テ借リ出シ〇田〇平ニ交付シ處分セシメタルモノニシテ明カニ橫領罪ヲ構成ス。

自己ノ自由ニ持出シ得ル株ヲ取出シ自由處分ヲ爲シ得ル權限ヲ有セサル事ハ自明ノ理ナリ時トシテハ情狀ニ關スル

問題トシテ考慮セラルヘキ場合アランモ絶對ニ犯罪不成立ノ原因ト爲ル事ナシ。

第三節　同第一ノ(ハ)ノ事實

○○電氣株式會社株式五十株（二千九百圓相當）横領シタル事件。

豫審判事カ背任ト認メタルハ非ナリ。

鹽谷幸一ハ新六ト共謀ナルニ拘ラス單ニ新六ノ責任ノミヲ問ヒ鹽谷ノ責任ヲ問ハス失當ナルヲ以テ鹽谷ニ付テモ此ノ點ノ審理ヲ求ム。

被告人新六ハ「廣電株一萬七千株ヲ所持シ居リ六七千株ハ融通ノ爲メニ銀行ニ入レアリ其ノ内ノ五十株ヲ出シテ貰フ積リニテ鹽谷ニ話シ取出シ貰ヒタルモノニシテ犯意ナシ」ト辯解ス。

然レ共産銀ノ貸付係田部幸雄ノ申立ニ依レハ

「海野ノ持株ニシテ擔保ニ入レラレサルモノナシ。」

ト明瞭ニ斷言シ居リ（記錄十七册自八、六二七頁至八、六三〇頁）

同行小野田政雄ハ

「保護預リトシテ八十株アツタ樣タカ其ノ後行違ヒ行衞カ判ラヌ樣ニナツタ」（記錄十六册ハ二六六頁）旨供述シ

海野卯作ノ供述ニ依レハ

「海野新六ハ後カラ戻スト云ヒタル」旨

明言シ（記錄九册四、六〇七頁）

居ル事實ニ徴スルモ勝手ニ借出シタルモノナル事ヲ裏書シテ餘リアルモノト云フヘシ。

第四節　同第一ノ(ニ)ノ事實

六千圓借受ケ背任ノ事件。

鹽谷ト海野ト共謀ナルニ拘ラス豫審判事ハ海野ノミノ責任ヲ認メ鹽谷ノ責任ヲ問ハス檢事ハ共謀ノ事實ヲ主張ス。

被告人海野新六ハ

「自己カ銀行ヨリ右金圓ヲ借リタルモノニアラス銀行カラ直接ニ深田信夫ニ貸シタルモノナル」旨辯解ス。

深田信夫ノ所持セル三千百株ノ株式ノ行使權ヲ收得スルト否トカ○○銀行ヲ乘取ルト否トノ向背ヲ決スル問題ナリシヲ以テ當時休業中ノ産銀ヨリ之レヲ借受ケ貸付ケタル事ハ夫レ自體背任務ノ行爲ナリ。

證第九十四號ノ一六千圓ノ約手

ハ深田修造ニ宛白地裏書アルモ産銀カ手形上ノ權利者ナル事認メラレス。

證第九十四號ノ二預リ證

ニ依レハ（鹽谷幸一作成）深田信夫、深田修造兩名ヘ立替金トアリ證人佐藤五三ノ申立ニ依ルモ

「深田信夫カ個人タル海野ヨリ深田信夫ニ借リタルモノナリ。」

ト供述ス（記錄十三册六、五三〇頁裏）。

ニ徴スルモ被告人ノ辯解ハ相立タサルモノト思料ス。

第五節　同第二ノ事實

被告人鹽谷幸一大體ニ於テ認メ居ル事項ニ屬スルヲ以テ證據說明ヲ省略ス。

只豫審判事カ其ノ一小部分ヲ橫領其ノ他ヲ背任務ト認メタルハ法律ノ解釋適用ヲ過リタルモノニシテ大部分ヲ業務橫領ト認メ其ノ一小部分ヲ背任務ト認ムヘキモノナリト主張シ且決定ニ遺脫シタル事項ヲ新ニ附加シ書面ニテ審理ヲ求メ置キタリ。

總論第六章ニ於テ詳論シタルヲ以テ玆ニ再說セス。

第六節　同第三ノ事實

○○電機製作所ニ二十六萬餘圓ヲ無擔保貸付產銀ニ四十一萬餘圓ノ損害ヲ蒙ラシメタル事件。

被告人海野新六ハ

「電氣機製作所ハ三十五萬圓ノ株式未拂込金カアリシヨリ之レヲ取立ツレハ產銀ニ損害ヲ蒙ラシムル處ナカリシニヨリ背任罪ニアラサル、」

旨辯解ス。尙

「二十六萬圓ノ貸付金ノ內ニモ金利カ加ハリ居リ自分ノ考ヘテハ十七萬圓位ナルヘシト思フ。」

ト辯解ス。

然レ共武內鑑定ノ結果ニヨレハ（記錄自三、六三四頁、至三、六六六頁）

「產銀カ電機製作所ニ貸付タル狀況ハ大正七年十月五日ヨリ大正九年四月十七日迄ノ間合計二十六萬餘圓ノ貸付ヲ爲シ內七萬三千圓ヲ回收シ大正十一年六月ニ至リ當座貸越ヨリ手形貸付金ニ五萬圓ヲ振替ヘ以上ノ元利カ昭和元年十二月三十一日現在ニ於テ四十一萬一千六百十一圓三十九錢ト爲リ其ノ後何等ノ回收ヲセス產銀ハ閉店スルニ至リタリ」トアリ。

被告人鹽谷幸一第十回豫審訊問調書（記錄八册三、六五七頁、三、六五八頁）

「元利金回收カ出來ナク爲リ重役一同個人保證ヲスル事ニ爲リタリ。」

大正十三年二月二十日重役會決議書（證第四六〇號）

拂込實行不可能ノ場合ハ個人保證ニ向ツテ請求ヲ爲ス旨ノ決議ヲ爲シタルカ今日迄義務ノ履行ヲ爲セルモノナシ右決議書ニハ新六モ署名捺印シ居リ經濟界ノ狀況トシテ拂込請求不可能ナリシトセハ須ラク個人保證ノ債務ヲ履行セシメサルヘカラス自分等ノ重役トシテノ責任ヲ嚴格ニ盡ス時ハ各自モ保證人ノ地位ニアル爲メ其ノ義務ノ履行ヲ免レサルニヨリ放漫ニ打過キタルモノナリト見ルノ外ナシ。

無擔保ニテ貸出ヲ爲シ保證人ニ向ツテノ取立ヲ爲サス自分等ノ利益ヲ圖ル意思ニ出發シタル事案ナレハ背任務タル事論ナシ。

第七節　同第四ノ（イ）ノ事實

鹽谷、大野共謀ノ上三萬八千九百七十五圓ヲ松本淺吉ニ貸付シタル形式ヲ取リ○○コルク工業株式會社ノ資金等ニ流用橫領シタル事件。

豫審判事カ背任ト認メタルハ非ナリ横領ト認メサルヘカラス。

被告人大野次郎吉ハ

「鹽谷幸一ノ指圖ニ依リ取扱ヒタルモノニシテ野口證ノ出資ニヨリ有望ト思ヒ海野、鹽谷、久保榮次郎等ニ勸メタリ。」

ト辯解ス。

然シ鑑定人片桐修造ノ供述ニ依レハ（記錄十五册八九九九頁、九、〇〇一頁、自八、一二二頁、至八、一二五頁）

「〇〇コルク工業株式會社ノ株式二十圓拂込ノモノハ六圓見當、三十七圓五十錢拂込ノモトハ十六圓見當ナリ。」

ト云フ。

然ルニ被告人大野ハ其ノ金額ヲ以テ同會社ノ株式ノ買付同株式ノ拂込ヲ爲シシカモ其ノ責任ヲ回避スル爲メノ準備トシテ各自ノ親族無資力者松本淺吉ノ名義ニ於テ借出サシメ居ル、ノミナラス被告人鹽谷幸一ハ豫審ノ取調ニ際シ（記錄十一册自五、七七二頁、至五、七七四頁）

「大野ト共同テ株ノ買入ヲシタ。」

ト供述ス。（又大野ト話シテ居リマセヌカ勿論利益ハ平等ニ分配スル考ヘテアリマシタ）

第八節　第四ノ（ロ）ノ事實

大正十一年半期ヨリ大正十四年下半期迄鯖配當ノ事實。

被告人大野次郎吉ハ

鹽谷常務ノ指揮ニ依リ爲シタル次第ニシテ自己ニ責任ナシ。

ト主張ス。其ノ根據ナキ辯解ナル事ハ總論ニ於テ述ヘタル處ナルヲ以テ玆ニ詳論セス。

被告人大野次郎吉第二十三回豫審訊問調書（記錄自六、五三九頁、至六、五六三頁）

「鹽谷ハ大正十一年下半期ノ決算ニ付テ自分ニ計算ヲ命シタリ海野新六ハ之レハ鯖配當ニ爲ル……」

ト申シタリ。

尙

一、虛無ノ貸金竝ニ其ノ利息計算書類（證第九〇三號九四八號）ハ被告人大野方居宅ニ於テ發見押收サレタル事

二、利息振替ノ件稟議ト題スル書面（證第七〇八號）ヲ作成シ海野鹽谷ノ決濟ヲ得テ居ル事實

三、當時大野ハ產銀副支配人ニシテ大正十三年迄ハ計算課長ヲ兼務シ居タル事實

アリ。而シテ貸借對照表ハ職務ノ分掌上計算課ニ於テ擔任シタル事ハ被告人大野ノ認ムル處ナリ。之等ノ事情ヲ綜合スレハ被告人大野及鹽谷ニ責任ナシト云フ事ヲ許サス。

第九節　同第四ノ（ハ）ノ事實

不實記載登記詐欺破產ノ事件。

本事實ニ付テモ被告人大野ハ責任ナキカ如キ答辯ヲ爲スモ總論以來詳論シ來レル事實ニ依リ錯誤シ得タリト思料スルヲ以テ玆ニ啜々ノ辯ヲ爲スコトヲ避ケタリ。

第十節　同第五ノ（イ）、（ロ）ノ事實

第二十七章　〇〇產業銀行事件に對する論告要旨

(イ)ノ事實　海野、鹽谷、大野共謀ノ上營業以外ナル株式投機ヲ爲シタル事件。

(ロ)ノ事實　自行株七千九百十二株行金十五萬三千六百六十六圓餘ヲ引出シ所得シタル商法違反ノ事件。

之レニ付テハ見解ノ如何ニ依レハ背任若クハ横領等ノ認定ヲ爲シ得ルヤモ知レサレ共既ニ此ノ點ニ關シ有利ナル決定アリタル以上單純ナル商法違反ト認ムルヲ相當トス。

第三章　被告人等ノ罪情考察

本件被告人中其ノ罪情ノ最モ重キハ何人ナリヤトノ問ニ對シテハ被告人鹽谷幸一其ノ人ナリト云ハサルヘカラス。

被告人幸一ハ

産業銀行ノ前身○○貯蓄銀行創立ノ際平行員ナリシモ智力衆ニ秀レ嶄然頭角ヲ顯シ勤務シ先代海野新六ノ信任知遇ヲ受ケタリ。

同人ハ帷幄ノ中ニアリ謀ヲ千里ノ遠キニ運ラスカ如キ智者ナリ。

大正七年二月七日同行副支配人ニ進ミ更ニ同八年六月二十六日同行常務取締役ニ選任セラレシモノナルカ先代海野新六等カ行金ヲ支出シ投機ヲ爲シ其ノ缺損ヲ虚無ノ貸付ノ形式ニ依リ彌縫シ來レル處ヨリ不知ノ間ニ彼モ亦單獨ニテ此方法ヲ繰返ヘス習癖ヲ作リ更ニ一層大袈裟ニシテ大膽ナル行金横領ヲ試ムルニ至レリ、殊ニ二代目頭取卽チ被告人海野新六カ銀行ノ事情ニ暗ク行務一切ノ監督統轄ヲ任セラレ居ルヲ奇貨トシテ行金ヲ流用スル事ハ自己ノ懐中ノ金ヲ支出スルニ異ナラス放漫ナル貸付ヲ爲シ遂ニハ救濟スヘカラサル缺損ヲ蒙ラシメ破産ノ悲境ニ沈淪セシメ自己ハ安逸ヲ貪リ遊興ヲ事トシタリ。換言スレハ產業銀行ノ負擔ニ轉嫁シタリ其ノ責最モ重シト爲ササルヘカラス。

被告人海野新六ハ

大正二年一月二十日○○產業銀行ノ取締役ト爲リ其ノ父先代新六ノ沒後大正八年七月十七日頭取ト爲リシモノナルカ父新六時代銀行ノ金ヲ吾カ金ノ如ク流用シ居タル惰性ニ狎レ取締役頭取等ノ地位ヲ忘レ不正ニ行金竝ニ銀行所有ノ株式ヲ流用シ大正二年頃產業銀行ト金一萬圓ヲ極度トスル當庫貸越契約ヲ爲シ一萬圓ノ擔保ヲ入レ置キタルニ拘ラス自己カ頭取タル地位ヲ濫用シ大正十一年十月十四日現在ニ於テ右一萬圓ノ極度ヲ突破シ金四十二萬六千圓ヲ貸越名義ノ許ニ引出シ其ノ後數時辨濟ヲ爲シタルモ尙昭和二年五月二十四日現在ニ於テ同銀行ニ十三萬八千六百六十四圓七十七錢回收不能ノ損害ヲ蒙ラシメタル事實アリ之レニ付テハ被告人海野新六外數名銀行重役連名ニテ大正十一年大藏省ニ提出シタル上申書ニ之レヲ認メタル記載アリ豫審ハ此點ヲ故ラニ遺脫シタリト雖如何ニ被告人新六カ亂暴ナル引出ヲ爲シ居タルヤヲ知ルヘキ材料トシテ見ル事敢ヘテ不可ナラス。

被告人新六ハ今日ニ於テモ自己ハ他人ノ爲メ過マラレ奇禍ヲ買ヒタルモノニシテ甚タシキ惡意ヲ以テ爲シタルモノニアラサルモノノ如ク陳辯シ其ノ責任ヲ回避シ且無條件ニテ私財提供ヲ約シ置キタルニ拘ラス條件付ナリシカ如ク强辯シ之レカ現實ノ引渡ヲ爲ス事ヲ言辭ヲ構ヘテ拒ムカ如キハ被告人新六ノ爲メ惜ムモノナリ其ノ責輕カラス。

被告人大野次郎吉ハ

自己若クハ第三者ノ爲メニ利益ヲ圖ル目的ヲ以テ放漫ナル貸付ヲ爲シ居タル事實ハ本件起訴事實以外ニ幾多存スルモ審理ノ遲延ヲモ慮リ之レヲ訴追セサリシ次第ニシテ被告人次郎吉陳辯スルカ如ク自分ハ常務取締役鹽谷幸一ノ命ニ依リ之レ從フノ外他意ナク其ノ事ノ內容ノ正不正ハ關知セサリシカ如ク辯解シ自己ノ不動產ヲ銀行ニ假リニ提供シ五萬圓融通シ遣リタルカ如キヲ銀行ニ對スル恩惠ナルカ如ク豪語シ自己カ產銀ヲ破滅セシムル原因ヲ與ヘ居ラサルモノノ如ク辯解セルハ何ソヤ。

被告人大野次郎吉ハ

智腦明晰ニシテ算盤夫レ自體ナルカ如キ敏捷サヲ有シ計數ニ通曉セル人物ニシテ不正ノ缺損ヲ彌縫スルニ當ツテ之レカ方法ヲ立案實行シ來リタルモノニシテ自ラ利益ノ分配ヲ受ケシ事ナシト雖被告人大野ノ働キナカリセハ此ノ種ノ犯行ハ爲シ遂ケ得サリシナルヘシト思ハルル程大ナル働キヲ爲シ居ル人物ニシテ一事務員一手代カ事情ヲ知ラス帳簿書類ノ淸書ヲ手傳ヒタルモノト同一ニ論スルヲ許ササル事ハ旣ニ詳論シタル通リナリ。

被告人幸一ノ智囊ト被告人大野次郎吉ノ明晰ナル計數ノ術トハ相結ンテ多年ニ亘リ彌縫政策ノ實行ヲ容易ナラシメシモノナリ不正不法ナル命令ハ上司ノ命令ナリトモ之レニ服從スル義務ナキ事ハ自明ノ理ナリ上司カ被告人大野ニ對シ會社ノ爲メ殺人ヲ爲セト云ヒ之レヲ爲スノ義務何處ニアリヤ否然ラス之レヲ峻拒シ之レヲ諫メ若シ聞キ入レラレサルニ於テハ其ノ職ヲ辭スルノ外途ナキニアラスヤ之レニ同意シ犯罪ノ實行ニ加功スルニ於テハ犯情問題トシテ見ルヘカラサルハ條理上當然ノ事ナリト云ハサルヘカラス。

第四章　本件ヨリ受ケタル教訓

本件被告人等ノ責任ヲ問ヒ其ノ將來ヲ戒シムル必要アルハ固ヨリナレ共本件捜査ニ依リ知リ得タル知識ニ基キ銀行經營者ノ踏ムヘキ正道ハ奈邊ニアリヤ此ノ問題ヲ解決シ吾人共ニ將來ニ向ヒ反省スルノ必要アリト思料ス。

夫レ銀行ハ財界ノ羅針盤ナリ營利機關ナルト同時ニ公共機關ナリ其ノ使命ハ實ニ重且大ナルモノト云ハサルヘカラス。

銀行ハ信用ヲ基礎トシテ立ツヘキモノニシテ信用ハ卽チ其ノ生命ナリト云フモ過言ニアラサルヘシ從ツテ之レカ經營ノ任ニ當ル重役幹部等ハ人格見識人ノ師表タルヘキ人物ナルヲ要ス。輕佻浮華ヲ避ケ質實剛健ノ氣風ヲ尊フノ人タルヲ要ス。

近時實業界ノ傾向ヲ見ルニ徒ラニ建物ノ美觀ヲ競ヒ其ノ內容ノ充實ヲ看過シ外觀ニ現ハレタル數字ヲ比較シテ直チニ銀行會社ノ盛衰信用ヲ品評スル傾向アリ戒メサルヘカラス。

一　自行ノ重役役員ニハ貸金ヲ爲ス可カラス。

二　銀行檢查ハ形式的ニ流レス實質的ニ爲スヲ要ス。

三　情實因緣ニヨル貸出ヲ爲ス事勿レ。

四　不當競爭ニヨル高率預金ヲ受クル事勿レ。

五　擔保品ノ實質調查ヲ嚴密ニスル事ヲ要シ額面金額ノミニ捉ハルル事勿レ。

今ヤ所謂經濟國難ノ時期、銀行經營者モ國民モ共ニ堅實正當ナル取引ヲ爲ス事ニ思ヒヲ致シ考課狀ノ糊塗粉飾ヲ避ケ、蓄配當ヲ戒メ事玆ニ至ラサル ニ先キ立チテ資本ノ減額、大銀行トノ合併其ノ他適切ナル方法ニヨリ急遽整理ヲ爲スヲ要ス。

第二十八章　檢事控訴意見書

檢事が控訴を申立つるときは、通常控訴申立意見書を檢事長宛にて作成提出する例になつて居る。上告趣意書の如く、法律上作成すべく命ぜられた文書ではないが、原審檢事に於て不服とする處を腹藏なく記載し第二審檢事に傳達して其の意のある處を理解して貰ふ樣に努力すべきである。

左記は某銀行の重役の橫領背任等の事件に付作成したる控訴申立意見書である。

昭和四年十一月二十六日

○○控訴院檢事長○○○○殿

控訴申立意見書

○○地方裁判所檢事局

檢事正代理檢事　○　○　○　○

背任商法違反　海野新六

右ノ者ニ對シ○○地方裁判所カ昭和四年十月四日懲役一年六月ニ處シ一部ノ背任竝ニ商法違反ノ所爲ニ付無罪ヲ言渡シタルハ失當ナル判決ト思料シ控訴申立ニ及ヒタル理由ヲ開陳スル事左ノ如シ。

左記

本件公訴事實ノ要旨ハ豫審終結決定書記載ノ事實中

(1)　第一ノ(イ)ノ事實

○田○平ノ爲メ○備銀行ニ對シ十五萬圓ノ肩代リヲ爲シタル背任事件

(2)　第一ノ(ロ)ノ事實

監査役ノ承認ヲ受ケスシテ○○產業銀行ヨリ○○農工銀行債券五千圓券二枚○○農工銀行債券五千圓券一枚、四分利公債一千圓券五枚ヲ貸出シタル事實

(3)　第一ノ(ハ)ノ事實

○○產業銀行カ海野卯作ヨリ當座貸越ノ擔保トシテ徵シ居リシ○○電氣株式會社株式百八十四株中五十株ヲ監査役ノ承認ヲ得スシテ貸出シタル事實

(4)　第一ノ(ニ)ノ事實

○○銀行株ノ絕對多數ヲ掌中ニ納メントト焦慮シタル結果監査役ノ承認ヲ受ケスシテ○○產業銀行ヨリ六千圓ヲ借出シ淺田信夫ニ之レヲ融通シ同銀行ニ六千圓ノ損害ヲ蒙ラシメタリトノ事實

(5)　第三ノ事實

○○電機製作所ニ二十六萬圓ヲ大部分無擔保ニテ貸付ケ內七萬三千圓ハ回收シタルモ元利殘金二十三萬七千五百餘圓及其ノ他ノ貸付四萬四千圓合計二十八萬一千七百餘圓ノ回收困難ト爲リタル爲メ被告人新六ハ鹽谷常務其ノ他多數ト共ニ該殘債務ニ付個人ニテ連帶保證債務ヲ負擔シタル處其ノ後同製作所ハ益々悲境ニ陷リタル爲メ被告人新六ハ○○產業銀行重役トシテ速ニ保證人ニ向ツテ請求ヲ圖ルヘキニ之レヲ爲サスシテ同銀行ニ對シ損害ヲ加ヘタリトノ事實

(6)　第五ノ事實

鹽谷常務大野次郎吉ト共ニ同銀行營業ノ範圍外ナル株式ノ投機取引ヲ銀行ノ計算ニ於テ爲シタリトノ事實

ト同一ナルニ付玆ニ之レヲ援用ス當審判決ハ右事實中(5)即チ豫審終結決定書記載ノ第五ノ事實ニ對シテハ犯罪ノ證明ナキモノト認メ無罪ノ言渡ヲ爲シ爾餘ノ事實ニ付懲役一年六月ヲ言渡シタル原判決カ右ノ如ク事實ヲ認定シタル事カ相當ナリト假定スルモ斯クノ如キ科刑ハ極メテ輕キニ過キ將來ノ橫領背任事件ノ先決例トモナルノ傾向ヲ生セシムヘキヲ以テ適切ナル刑ノ量定ヲ爲スノ必要アリト思料ス。

被告人新六ノ辯護人等ハ異口同音ニ被告人ノ人ト爲リヲ說明シ殆ト無能力者ニ近キ程度ノ働キナキ所謂御人好シノ人物ニシテ鹽谷幸一大野次郎吉等惡人ノ徒ニ過ラレ不知不識ノ間ニ犯罪ノ渦中ニ投セラレタル世ニモ憐レナル被告人ニシテ此ノ事件ノ爲メ丸裸ト爲リ謂ハハ被害者ノ一人トモ云フヘキ立場ニアリ同情ヲ寄スヘキ處多シト爲シ私財提供ヲ爲シタル事實ヲ援用シ之レヲ有利ニ展開セシムヘキ資料ニ供シタリ。

（以上ハ主トシテ辯護士ト部喜太郎氏ノ辯論中總論要旨）

當審裁判所ハ主トシテ其ノ辯論所論ノ如キ事實アルモノト觀測シ極メテ同情アル判決ヲ言渡シタルモノノ如キ氣配アリ。

被告人新六ハ辯護人所論ノ如キ無能力者ニアラサル事ハ○○產業銀行頭取○部銀行監査役○○電氣株式會社々長其ノ他幾多ノ會社ノ重役トシテ其ノ職責ヲ盡シ來リタル經歷ニ徵シ當審裁判所ニ顯著ナル事實ナリトス。

大正十五年一月大藏省ノ檢査官カ○○產業銀行ノ檢査ヲ爲シ不正ノ貸出アル事發見セラルルヤ鹽谷幸一大野次郎吉等ト其ノ彌縫策ヲ協定シ且大藏省ニ對シテハ私財提供ヲ爲シ徐々ニ決濟ヲ爲ス旨ヲ上申シ居リ、一面銀行ノ有價證券ヲ利用シ株式取引ヲ爲シ其ノ缺損ノ補塡ヲ爲サシメン事ヲ圖リシモ事志ト違ヒ却テ銀行ニ損害ヲ蒙ラシメ更ニ此ノ窮境ヲ切リ拔ケンカ爲メ自己カ監査役タリシ○○銀行ヲ乘取リ自己竝ニ其ノ一派ノ人々ヲシテ同銀行ノ重役タラシメント欲シ肥田○○一派ノ壯士ヲ使用シ同銀行株主總會ニ於テ爲計竝ニ威力ヲ用ヒ攪亂シタルモ肥田○○等ハ同銀行頭取○田○○○一派ニ左袒シタル爲メ叙上ノ目的ヲ遂クルヲ得サリシ事實アリ（目下廣島控訴院ニ於テ繫屬中ノ肥田○○外數名ニ對スル傷害業務妨害等被告事件記錄參照）其ノ後被告人新六ハ○○產業銀行事件ニ連坐シ本件訴追ヲ受クルヤ私財提供ヲ履行スヘキ旨申立テ居タルモ其ノ條件ノ整ハサルヲ口實トシテ之レカ履行ヲ爲サス公判審理終リヲ告ケ辯論ト爲ルヤ被告人新六ノ辯護人岡上晴重ヲ介シ當時破產主任官タリシ廣島區裁判所監督判事金森元之助氏ノ面前ニテ無條件私財提供テ履行スヘキ旨供述シ置キ右辯論ノ際右事實ヲ裁判所ニ對シ上申シ眞實私財提供ヲ履行シタルモノノ如キ認定ヲ受ケ懲役一年六月ニ處セラレ然カモ○○電機製作所關係ノ背任ノ點カ無罪ヲ言渡サルルヤ前言ヲ飜シ無

條件履行ヲ爲サス破産管財人ヨリ再三之レカ履行方ノ請求ヲ受クルヤ十月十二日ニアラサレハ履行シ難キ旨答辯シ之レニ應セス之レ蓋シ十月四日カ判決言渡アリタル日ニシテ檢事ノ控訴期間ハ十月十一日迄ナル處ヨリ夫レ迄ニ檢事ニ於テ控訴ヲ申立テサル限リ○○電機製作所事件ニ付テハ被告人新六ニ於テ刑事責任ヲ負ハサルヲ以テ此ノ分ニ付テ辨償ノ責ナキ旨解釋シ從テ無條件私財提供ヲ爲スニ於テハ過分ニ辨償ヲ爲スノ嫌ヒアリ形勢ヲ觀望スルニ若カスト爲シ言辭ヲ構ヘ居タルモノノ如ク察セラル果セル哉昭和四年十月十一日檢事ヨリ控訴ノ申立ヲ爲スヤ同月十六日付ヲ以テ私財提供ニ關スル契約成立スルニ至リタリ。

右ノ如キ各種ノ事情ヲ綜合スレハ被告人ハ相當ノ智者ニシテ策士ナル事推知スルニ難カラサルヘシ。

被告人新六ノ私財ヲ提供シタル財産ノ見積ハ破産管財人ノ報告ニ依レハ（昭和四年十月二十八日付金融監督判事ヨリ檢事正ニ宛タル通知書參照）

(イ) 不動産見積價格

金八十九萬一千九百三十八圓

(ロ) 有體動産見積價格

金一萬九百五十三圓六十七錢

(ハ) 債券若干

アルモ右ノ內大部分ヲ占ムル不動産上ニハ十萬圓、四萬圓、六萬圓ノ被告人新六ヨリ○○産業銀行ニ對スル手形債務ノ爲メ夫レ夫レ根抵當權設定セラレアリ。尙被告人新六カ○○銀行ヨリ借入レタル元金三十五萬圓ハ昭和四年十月十六日迄ニ元利合計四十三萬五千百六十二圓ト爲リ右提供財産見積金額八十九萬餘圓ヨリ被告人新六個人ノ債務ヲ差引ク時ハ殘金四十五萬六千餘圓ト爲リ此ノ內ヨリ○○産業銀行ニ對シ根抵當權ヲ設定シテ被告人新六カ借入レタル元金二十萬圓及之レニ對スル利息ヲ合算シタル二十四萬九千圓ヲ差引ク時ハ殘金二十萬六千九百八圓ト爲ル從テ皮相ノ見解ヲ以テスレハ多額ノ辨償ヲ爲シタル感アランモ仔細ニ點檢スル時ハ僅カニ二十萬圓餘リヲ辨償シタルニ止マルモノトス。

○○産業銀行事件ヲ○濱銀行事件等ト比較シ刑ノ量定ヲ算出セントスルカ如キハ當ラサルモノナリ何トナレハ此ノ種ノ犯罪ハ其ノ地方々々ニヨリ異ナリタル事情ノ許ニ發生シタル特別ナル犯罪ナルヲ以テ廣島地方裁判所カ最近取扱ヒ來リタル相當ノ規準ニ從ヒ定ムヘキモノナレハナリ之レヲ○○産業銀行々員ノ犯シタル犯罪事實ニ付キ最近廣島地方裁判所カ言渡シタル確定判決ニ付テ見ルモ

(イ) 業務橫領私文書僞造行使詐欺

懲役一年六月

(ロ) 橫領

懲役十月

(ハ) 私文書僞造行使詐欺

懲役一年

(ニ) 業務橫領詐欺（約三萬圓）事件

懲役一年

第二十八章　檢事控訴意見書

行員　青　○　寅

前　○　正　○

前　○　龍　○

北　○　茂

(ホ) 業務横領(約三萬圓事件)

懲役　年六月

(一件記錄ニ添付セル判決謄本參照)

各頭書ノ如キ處分アリシモノニシテ被告人新六ノ如ク之レ等ノ人々ヲ業務上監督スヘキ重要ナル頭取兼取締役ノ地位ニアルモノカ斯クノ如キ自己ノ地位ヲ濫用シ多額ノ損害ヲ蒙ラシメタル事案ニ付テハ固ヨリ其ノ責任重且大ナルモノアルヘク前揭處斷者ヨリハ一層重ク處罰スルノ要アル事論ナシ況ヤ○○産業銀行カ元貯蓄銀行ナリシ關係上多數ノ零碎ナル資金ヲ吸收シタル地方銀行倒産ノ事實ハ多數ノ市民ニ著シキ驚駭ト不安ヲ感セシメ下層階級ノ市民ノ貯蓄心ヲ害スル事甚シカリシ惡影響ヲ殘サシメタル事實ニ徴シ一層痛切ニ相當重ク處斷スルノ必要ヲ感セシムルニ於テヲヤ。檢事控訴シタルカ爲メ突如被告人新六ニ於テ無條件私財提供ヲ履行シタリトセハ旣ニ此ノ一點ニ於テ檢事控訴ノ效果ヲ納メ得タルカ如キ感アルモ叙上ノ如キ情況ノ許ニ於テハ原判決認定ノ如キ事實ヲ認定スルモ懲役三年ニ處斷スヘキカ相當ナリト思料ス。

次ニ原判決認定ノ如ク豫審終結決定書記載第三ノ事實及第五ノ事實ニ對シテ犯罪ノ證明ナキモノト認メタルハ失當ナリトス其ノ理由ハ

第三ノ事實ニ付テハ

(イ) 訊問調書

海野新六　七册　三四九三頁ヨリ三五二五頁

鹽谷幸一　八册　三六三四頁ヨリ三六六六頁

取締役　津○正○

海野宇作　九册　四六五六頁ヨリ四六八四頁

同人　九册　四七六五頁ヨリ四七六六頁

吉元○○○　九册　四五八六頁ヨリ四五八九頁

西廣○○○　十册　五〇一四頁ヨリ五〇三〇頁

大野次郎吉　十五册　七八三七頁ヨリ七八四五頁

加藤○○　十五册　七九一一頁

海野宇作　十六册　八〇〇四頁ヨリ八〇一八頁

守屋○○　十六册　八二六八頁ヨリ八二七六頁

岡田○○　十七册　八六七六頁

鹽谷幸一　十七册　八七五〇頁ヨリ八七六一頁

海野新六　十七册　八八一九頁ヨリ八八二七頁

(ロ) 鑑定書　十三册　六七五九頁ヨリ六七九一頁

(ハ) 計算書　十六册　八二四八頁

(ニ) 證據物件

手形　三五四六、三五四七、三五四八

但假還付中

取引濟手形　三三七一

公正證書　三五四九、七二〇ノ三(假還付中)

保證書　七二〇ノ一、二(同上)

海野宛書面　二四六四ノ一、二、三

意見書　三三四八

第五ノ事實中(イ)ノ一、二、三

(イ) 訊問調書

海野新六　七册　三一二一頁ヨリ三一三〇頁

明田○○○　七册　三一三一頁ヨリ三一六七頁

十三册　六五一八頁ﾆｭｰｽﾟ五二〇頁
山　崎　〇〇〇
十三冊　六七一〇頁ﾆｭｰｽﾟ一四頁
落　合　〇〇〇
十四冊　七二八五頁ﾆｭｰｽﾟ九頁
保田×××
十四冊　七三三七頁
海野新六
十六冊　八一七一頁ﾆｭｰｽﾟ九頁
鹽谷幸一
十七冊　八七〇頁ﾆｭｰｽﾟ八二九頁
海野新六
十七冊　八八二七頁ﾆｭｰｽﾟ八二九頁
大野次郎吉
十二冊　六四三〇頁
津田〇〇〇
十二冊　六二七二頁
片山〇〇〇
十二冊　六二七二頁ﾆｭｰｽﾟ六二八頁
山科〇〇〇
十四冊　七二八五頁ﾆｭｰｽﾟ七二九頁
保田×××
十二冊　七三三七頁
海野新六
十四冊　七一二三頁ﾆｭｰｽﾟ六一三八頁
鹽谷幸一
十二冊　六〇〇九頁ﾆｭｰｽﾟ六〇一三頁
十二冊　六三二九頁ﾆｭｰｽﾟ六〇四四頁
大野次郎吉
十二冊　六一二三頁ﾆｭｰｽﾟ六一三八頁
十四冊　七一六六二頁ﾆｭｰｽﾟ六二八頁
十六冊　六一七一頁ﾆｭｰｽﾟ八一七九頁
山科〇〇〇
十二冊　六二二七頁ﾆｭｰｽﾟ六二二八頁
片山〇〇〇
十二冊　六二七二頁
津田〇〇〇
十二冊　六四三〇頁
久保田〇〇〇
十三冊　六五一〇頁ﾆｭｰｽﾟ六五二〇頁
吉本〇〇〇
十三冊　六五一〇頁ﾆｭｰｽﾟ六五二二頁
傳票
三四六ノ五ノ三
(ロ)
證拠物件
十七冊　八八五七頁
大野次郎吉
十七冊　八八二七頁ﾆｭｰｽﾟ八二九頁
海野新六
十七冊　八八二七頁ﾆｭｰｽﾟ八二九頁
鹽谷幸一
十六冊　八七〇頁ﾆｭｰｽﾟ八二八頁
海野新六
十六冊　八一七一頁ﾆｭｰｽﾟ七九頁
十四冊　七二八五頁ﾆｭｰｽﾟ八二九頁
大野次郎吉
十四冊　七一二三頁ﾆｭｰｽﾟ六一三八頁
十二冊　六三二九頁ﾆｭｰｽﾟ六〇四四頁
鹽谷幸一
十二冊　六〇〇九頁ﾆｭｰｽﾟ六〇一三頁
十二冊　五九七九頁ﾆｭｰｽﾟ六〇四四頁
落　合　〇〇〇
十二冊　五九五九頁ﾆｭｰｽﾟ六〇四四頁
十一冊　五九五九頁ﾆｭｰｽﾟ六〇四四頁
大野次郎吉
十三冊　六五一八頁ﾆｭｰｽﾟ六五二〇頁
山　崎　〇〇〇
十三冊　六七一〇頁ﾆｭｰｽﾟ一四頁
落　合　〇〇〇
十四冊　七二八五頁ﾆｭｰｽﾟ九頁
保田×××
十四冊　七三三七頁
海野新六
十六冊　八一七一頁ﾆｭｰｽﾟ九頁
鹽谷幸一
十七冊　八七〇頁ﾆｭｰｽﾟ八二九頁
海野新六
十七冊　八八二七頁ﾆｭｰｽﾟ八二九頁
大野次郎吉
十二冊　六四三〇頁
津田〇〇〇
十二冊　六二七二頁
片山〇〇〇
十二冊　六二七二頁ﾆｭｰｽﾟ六二八頁
山科〇〇〇
十四冊　七二八五頁ﾆｭｰｽﾟ七二九頁
保田×××
十二冊　七三三七頁
海野新六

手形　七四ノ二
當行株ニ關スル書類　八九　同
同　七二三
ヲ綜合考覈スル事ニ依リ認メ得ヘシ。
以上ノ如キ事由ナルニ付當裁判所カ無罪ヲ宣シタル部分ニ付テモ更ニ審理ヲ求メ有罪ノ言渡相成樣致サレ度候追テ○
○産業銀行事件ニ對スル原審檢事ノ論告要旨添付致候ニ付御用濟ノ上ハ返戻相成度候。

第二十九章　檢察記錄に對する講評

（司法官試補考試檢察記錄　昭和三年九月）

(1) 告訴狀、告發狀、送致書に拘はるゝな、事實の眞相は記錄全體により之を審査せよ。
(2) 記錄に表示せられたる被疑者なる文字に拘はるゝな。
(イ) 內容全體に注目して凡ゆる點より考究せよ。
(ロ) 被疑者罪とならず却て他の者が罰せらるゝ場合あり。
(ハ) 法人を罰する場合の各法規を參照することに注意せよ。
(3) 法の保護せむとする法益の輕重に注目して被害の大小に拘はるな。
本件に於ける法益は交通機關及公衆の交通安全にありて起訴すべき案件なり。實害輕微なりし故を以て起訴猶豫となすは妥當ならず。
(4) 告訴、告發の取消なき點に注意せよ（從て起訴猶豫の裁定をすべき限りに非ず）。
(5) 告訴、告發の取消あり且被疑者石川〇五郎が火災現場にて拔群の働を爲し名譽の負傷をなしたるが如き事實の發生あるときは起訴猶豫を相當とする場合生じ得べし。

公判請求書

左記被告事件ニ付公判請求候也

昭和三年十月三十一日

東京區裁判所檢事局
檢事　何某

東京區裁判所　御中

鐵道營業法違反及過失往來妨害

公訴事實

被告人石川〇五郎（假名）ハ消防手ナルトコロ昭和二年三月九日午前十時頃消防自動車ニ乘シテ淀橋町方面ノ出火現場ニ赴ク途中東京府豐多摩郡千駄ヶ谷町字千駄ヶ谷七百十四番地先省線山ノ手線青山街道踏切ニ於テ閉鎖セラレタル踏切門扉ヲ擅ニ開

キ鐵道地内ニ立入リ同所ニ於テ執務中ノ同踏切看手代理市村松五郎ニ對シ消防自動車通行方强要シ同人ヨリ信號用赤旗ヲ奪取シ之ヲ以テ同人ノ頭部ヲ毆打シ因テ同踏切看手代理ノ職務執行ヲ妨害シ右踏切扉ヲ開キタル直後之ヲ閉サシ置カサレハ通行人ハ過ツテ侵入シ來ル危險ヲ生セシメ居ルコトニ氣付カス其儘ニ爲シ置キタル爲折柄該踏切ニ進行シ來レル山ノ手線下リ第三一四電車ヲシテ偶々自動車ニ乘シテ被告人ノ開扉個所ヨリ線路ニ進入シタル通行人千駄ヶ谷町四百十二番地淺田銀次郎ト衝突スルニ至ラシメタルモノナリ。

第三十章　犯罪捜査の各論的研究の一方法

犯罪捜査に關する學理的研究は

(一)　犯罪捜査に關する法規の研究と

(二)　犯罪捜査に關し爲さるべき裁量行爲との研究

の二方面に類別することが出來る。

前者は主として刑事訴訟法中の犯罪捜査理論に關する研究であり、後者は犯罪捜査の實際に付て體驗したる事跡を繹ねて夫れ夫れの場合に於て捜査官は如何に行動、善處すべきやを考案熟慮して共通の原則を發見せんとする研究にして、犯罪捜査事務に從事し居る者にして初めて爲し得る領域に屬するものと謂ふべきであらう。而して前者に關する研究は詳細深刻に進められ幾多の文献が刊行せられて居るが、後者に關する研究は世人より等閑視せられて居たことは頗る遺憾とすることである。吾人捜査事務に從事するものは大奮勵一番して此の方面を開拓すべき不斷の努力を惜んではならぬ。

捜査困難にして幾多の教訓を包含する犯罪事件殊に自分が體驗したる犯罪事件を基本に取り入れ、犯罪發覺の端緒、犯罪の經過等を叙述し失敗と成功との跡を指示して批判を加へ、後日の參考に備ふることは犯罪捜査の各論的研究の重要なる部門を占むるものなることは兼てよりの私の持論であり機會あるごとに其の必要ある所以を高唱しつゝある次第である。以下の數章は此の意味に於て Wulffen の範に倣ひ研究的批判を試みたるものである（拙著犯罪捜査論序言第十五章、一五〇頁、四四五頁參照）。

第三十一章　煩雜にして重大なる現行犯事件捜査
——觀音丸事件の實例——

第一　事件の端緒

大正十五年二月十四日頃岡山地方裁判所管内で起つた事件である。事件の端緒は同月十八日の午後一時頃岡山縣淺口郡寄島町と云ふ瀬戸内海に臨める小さな漁港より約三里南方の水島灘に二本マストの帆前船が三四日前より停船してゐる（第一寫眞參照）。而かも其處は船の盛んに通るコースで停船すべき處でない。其れを同郡黒崎村巡査駐在所の市川巡査が發見した。舊正月になつても船は動かぬ。村の人も之れを見て怪かしいと云ふ感じを持つた。其處で其の

巡査は村の人六七名を伴ひ小廻船に乗つて帆前船の檢證に行つた。すると其の船は帆を張り碇を下してゐる（第二寫眞參照）。巡査は證據を攪亂せぬ爲に他の者を小廻船に殘して獨りで船に上つた。甲板を見ると最近水で洗ひ落した樣な形跡がある（第三圖寫眞參照）。然るに洗ひ切れぬ材木の下に血が滲んで居り、貯水箱の横には血痕が點々してゐる（第四、第五、第六圖寫眞參照）。其の船の下には船長室あり、其處へ下りる途中の低い所に鍋がある。其の鍋を見ると其の蓋にも盛に血がスプラッシしてゐる。而して少くとも三人迄は其の船に住んでゐる準備があるにも拘らず一人も居ない。其の狀態を巡査は警察署長に、署長は縣刑事課長に、課長は檢事正に報告した。

第二　檢證

其處で私が主任檢事を命ぜられ同年二月二十日藤井豫審判事（目下岡山區裁判所監督判事）と共に出張した（起訴前の强制處分による證人調、檢證を請求）。現場に行つて見ると巡査の報告しただけの形跡あるのみで他に何等手懸りがない。斯る場合の捜査著手方法は如何。先づ多數の刑事等を入れて勝手に現場の證據を攪亂せしめてはならない。冷靜沈著、腰をすゑて一日がかりで調べねばならぬ。一寸見て一時間ばかりで濟す樣な浮腰なことであつてはならぬ。

田中檢事正（目下札幌控訴院檢事長）の周到なる指揮の下に極めて綿密なる檢證が行はれた。船は二本檣の總噸數十九噸位、海中に投じた右舷錨一個の外に錨五個を備へ、デッキには〇印を付けた米松其の他の用材、燒杉板上松石油等が約二十噸滿載しあり、それがロープ等で縛つてある。甲板上をよく見るに、血は尙生々しく、酸化の程度が少いので、犯行があつてから餘り日時が經過して居らぬことが判る。少くとも數日前に行はれたことが判る。其から鍋の蓋をとりあけて見ると、中には牛蒡、大根、人參、飛魚が煮染の樣に醬油で煮られてある（第八圖寫眞參照）。其處で、豫審判事に鍋の中にあるもの〻種類を檢證調書に明記して貰つた（之れが後に人間の異同を辨別する爲め重大なる鍵とならうとは捜査官自身も知らなかつた）。次に飯櫃を見ると、蓋の上には血の飛沫がある。其れで食事中の犯行でないことが判り、又飯櫃の中には飯の食ひ殘りがあつたので食後の犯行なることが判る（第九圖寫眞參照）。船長の航海用手袋が抜き捨てられてあるので（第三圖寫眞參照）、船長が柄に血の飛沫が點々してゐる（第八圖寫眞參照）、舵取室で舵を採りつ〻ある間に殺されたらしく推測することが出來た。又甲板の貯水箱の筋向ひに置かれてある下駄箱の中から血染めのタオルが出て來た（第十圖寫眞參照）。犯人が犯行直後手を拭いたものらしい。

次に船尾にある船長室に入れば水天宮を祭つた神棚があり、其處には松其の他二三の切花が供へてある（第十一寫眞「に」參照）。（之れが其船が何處から來たか、被害者が何時迄生きてゐたかと云ふことを推測する有力なる材料となつたが、當時は之れも捜査官は知らなかつた。）船長の書類の入れてある抽斗は掻き捜された形跡がある。而して其れと布團との間には封筒が破り捨てゝあり、其れは金が入つて居た狀袋を破つたものらしく、其の紙には上の部分は破れ不明だが何十錢也と記載が殘されてある。此の現場の觀察に依つて財物を目的の犯行であることを推定し得る。部屋の片隅にノートがある（第十一圖寫眞「と」參照）。子供の算術帳の餘白を日記帳に代用したものであるが、其には大正十五年二月十日「ウシマロ」で魚、大根、牛蒡（第十一圖寫眞「ぬ」參照）と切花（第十一圖寫眞「に」參照）（船長室神棚に供へたるものに當る）を買つた旨を書いてある。「ウシマロ」とは牛窓町（岡山縣邑久郡にあり）のなまりである。其處で刑事を直に牛窓町に派出して調べさせた處其の船は二月十日（舊曆十二月二十八日）午前八時頃牛窓港一文字波止場附近に投錨翌十一日も碇泊して居た、十三日午前七時頃には其の船の姿を見なかつたことが判り、又船員が三人居つた

こと及其の人相も判つた。斯うして二十九日まで船員は生きて居たことが推定される。又其船の船鑑札を見ると、長崎縣上縣郡仁田村大字志多留岩川新一郎船名觀音丸三一〇號とある。

第三　押收したる證據品より船長船員が何日まで生存せりやを判斷す

次に船長室を出て船首にある船員の部屋に入ると石鹸三つが土産用にするらしく包み紙に包まれてあり、其の包み紙を見れば大阪道頓堀邊で買つたものなることが判る。其の石鹸の中を些細に調べて見ると三つの石鹸の中の一つが抜け失くなつて居る（第十二圖寫眞）。之れで犯人が血のついた手を洗つたものであらうとの推定がつく。之の狀態を寫眞に撮影して置いて、記錄上此の點を明かにして置いて貰つた。之が後日犯人が同質同香の石鹸を持つて居たので眞犯人たることを立證する一方法となつた。又船員室中には算盤あり、其の裏には下津井にて之を購むと書いてある（第十一圖寫眞「は」參照）。之れで船員等は岡山縣兒玉郡下津井では未だ生きて居たことが判る。其處で刑事を派して下津井の算盤を販賣した商店を調べて見ると同月十三日其船は下津井港に入り二人連れで算盤を買つて行つた者があることが判り、其の人相特徵を聞くと牛窓の其れと一致する。次に船長の室には砂糖漬の生姜菓子あり、其菓子の入れてある紙袋を見ると其れにも下津井なる文字がある（第十一圖寫眞「ろ」參照）。故に序に生姜の菓子を賣つて居る商人の捜査をした所、神社の境内に出張つて之れを賣つて居る者があることも判り、其の小賣商人に就き聞いて見ると前述せし同樣の人相の者二人が之れを買つて行つたことが判る。

又大阪の方の捜査に依ると、觀音丸は大正十五月一月二十八日大阪木津川に着港繫留し積んで居た木炭を賣却し、荷主保家善吉の養子忠雄が汽車にて來て代金を受取り、内四百七十七圓を運賃として船長岩川に渡してあり、船長の諸支拂を差引くと船長の手には三百圓前後の金が殘されたらしく推定せられ、二月五日　印米松板、米杉等を滿載し二月七日午前六時に拔錨して大阪出帆歸港の途に就いたことが判明した。而して觀音丸には船長の外に板井鶴松（四十六七年）と身の丈の大きい三十三四歲の朝鮮人が乘り込んでるることも判つた。以上の如きコースを辿つて判斷すると、其の船長竝に船員は大阪から對馬に出帆せんとする際以上の如き買物を爲し、而して下津井發後停船の場所の間で此の兇行が爲されたことが推定される。船長室のカレンダー（柱曆）は二月十五日を示して居た（第十一圖寫眞「い」參照）。最初は之れが船長の殺された日と推定したが、後に十四日に殺害せられたことが確定した。恐らく一日だけ早くめくり置いたものであらう。其の日を一應犯罪の日と推定して捜査計畫を立てた。

斯樣な次第で此の事件は强盜殺人であることが斷定出來る。卽ち犯罪は犯人が判らぬ前に判る。刑法理論では犯人があつて犯罪があるが、捜査論では犯罪が先づ判明し、然る後第二段に犯人は何人ぞやと言ふことを搜し求むるのが、通常の事例である。

第四　想像線を描き且之を抹消すること

斯くて起り得べきあらゆる場合を想像して數個の想像線を描く。而も斯く想像線を描かれた各方面は之れを同時に捜査せねばならぬ。先づ其の一を選んで捜査し其れが失敗に終れば其の二を捜査する樣な方法に依ると、折角山の樣に積まれた證據が其の中に無くなつて了ふ（拙著犯罪捜査論第二編第四章犯罪現場の觀察二九九―三〇〇頁參照）。

此の場合に於ては次の如き想像線を描いて見た。

一　犯人は外部にあり。海賊が侵入して船長及船員二名を殺した。

二　犯人は内部にあり。船員の一人が船長と船員の一人を殺して逃走した。

三　犯人は内部にあり。船員二名が共謀し船長を殺して逃走した。

（船長が生存して居ることは以上述べ来つた様な狀況から想像出來ない。）

此の數個の想像線を一つ一つ消して行き最後の一線に到達せねばならぬ。

此の船員中の或者が生き殘つて居るとすれば其れが想像上の被疑者である。其れで先づ船員の氏名等を調べた所船長の其れは前述の如く判り、船員の一人は氏名の遺留品で判明した。が長崎縣佐須奈分署から電報回答によると、今一人の船員は朝鮮人伊良滿（三十三歳）なることが判つたが、本籍住所等は判らなかつた。此の本籍住所等を確定する爲めに岡山縣刑事課林警部補が長崎縣上縣郡仁田村大字伊奈に出張を命ぜられ二月二十三日午前十一時岡山驛を發した。又一面岩井船長の妻及船員板井の妻を電報で呼出し取調べた處に依ると、朝鮮人伊良滿は最近非常に財産上逼迫して居て船に乘る時船長から金を前借し對馬郵便局から彼の鄕里に送金して居る事實が判つた。其處で對馬に刑事課の林警部補を特派し仁田村鹿見港の郵便局を調べて（此の時郵便局長は仲々其の調査に應じなかつたが右警部補の奇智に依り遂に目的を達し得た。其の詳細は別の場所で述べた）はじめて彼の本籍地が判つた。斯くて日本人の船員板井鶴松と朝鮮人伊良滿（後に本名伊文致なること判明）を被疑者と推定した。斯る時に朝鮮人のみ被疑者としてはならない。其處で事件の大體を知らせ、右二名の被疑者の人相書竝に犯罪事實の概要を全國警察署に通報して逮捕方を囑託して大々的の捜査網を張つた。林警部補の捜査の結果に依り二月二十五日の眞夜中に至り右朝鮮人の原籍は朝鮮慶尙北道陽北面甘浦五柳里で其の名は伊良滿一名尹良洞なること確められ電報にて其の旨の報告があつた。一方寄島の海岸に兇行の日と推定される二月十四日に傳馬船が乘り捨てられてあり、其れを見付けて繫いだ人がある。此の人は記憶違ひをして、其の發見日を二月十六日だと最後迄言ひ張つた。他の證人の言葉により二月十四日午前六時頃上陸逃走せる事が事實なる事が判つた。錯覺の一例である（證人訊問中「錯覺に付て」の說明參照）。其の船には㊫のマークがあり觀音丸及其の水槽にも同じマークがある（岩川船長の岩を採つて付けたものであらう）ので、此の傳馬船は觀音丸所屬のものである事が判つた。其の船の中には下駄一足の片方だけ殘されてゐた。此の事實から見て、犯人は觀音丸での兇行後其の傳馬船を用ひて上陸逃走したことが推定される。尙其の朝早く其の船の近所でパンを買つて行つた朝鮮人らしい人があり、寄島町より一里餘ある山陽線鴨方驛を調べると二月十四日に其の男らしい者が下關行の切符を買つて乘車したことが判り斯くて其の朝鮮人が朝鮮に逃けたことが判る。

私共は二月二十一日も田中檢事正の命により、終日寄島沖の觀音丸に行き更に補充檢證を爲し、其の船の遺留品等に付き詳細調査する必要を認め、觀音丸を其の儘岡山縣水上警察署のある宇野港迄曳船せしめて置いた。

第五　被疑者の確定竝に逮捕

次に今一人の日本人も被疑者であるか否かが未だ解らぬ。此の想像線を消さねばならぬ。其處で船長と船員（日本人）の妻を召喚して船に臨み、先づ船長は平素如何なる服裝をしてゐるかを聽いた所、船長はメリヤスのシャツを着て居り、而して其の腕の部分は他のシャツのものを手縫ひで付けてやつたものであることが判つた。而かも其のメリヤスのシャツが殘されて居ない。故に其れを着た儘船長は殺されて遺棄されたものと推定し得る。船長の厚司、毛斯兵兒帶（外出用のもの）が紛失してゐるので犯人が持ち去つたものと推測せられた。

次に船員板井の着物も船中着る汚い着物はないが、外出用の衣類は殘されて居る。故に之れも平常着のまゝ殺されたものと推定し得る。然るに朝鮮人の着物は普段着があつて外出用の新しい着物がない。

又朝鮮人のメリヤスシヤツ及ズボン下が、船長室の積荷物の下から出て來た。それには人血が附着して居た。其處で朝鮮人が船長及日本人の船員を殺して外出着に着換へて逃走したものである事が略明かになつた。斯くて朝鮮人と日本人の船員の二人にて殺害せりとの想像線を抹消して、朝鮮人一人にて船長及他の船員を殺害したとの想像線のみが殘され捜査の範圍が合理的に狹められて來た。

二月二十六日朝林警部補より伊良滿の本籍地が報告せらるゝや否や、所轄鹿州警察署長に逮捕方を電報にて囑託した。翌二十七日返電があり　尹良洞は本名尹文致(三十三歳)とて二月十九日甘浦發穩城丸にて妻揚順伊(二十二歳)を伴ひ鬱陵島に向け出發したことが判り、更に鬱陵島警察署に尹文致の取押方を打電し、二月二十八日午前九時同署長より逮捕の返電があり、大岡、井堀兩刑事巡査が勾引狀携帶し、三月三日陽北面五柳里に於ける尹文致の家宅捜査に立會し、三月六日浦江港より穩城丸に乘込み三月一日鬱陵島に到着した。

第六　被疑者の所持品の點檢

彼を引致して來て取調べて見ると、逃ける途中百五十圓位の買物をして居り、携帶品中約三十圓の現金の外尹文致着用の足袋の中に十圓札十枚(百圓)が匿してあり、(第十三圖寫眞參照)船長の所持品であつた蟇口の内部には一寸した赤印肉の附着してゐるかのやうに見へる汚點がある(第十四圖寫眞參照)。此の汚點を岡山醫科大學にて調べて貰ふと人血であることが判り、それは犯人が船員を殺して金を蟇口の中に入れたので、手に附いて居た血がはいつたのであらう。

尚石鹼をも持つて居たが、之れは前述した板井の所持品の石鹼に符合する。船長の所持品たりし厚司毛斯兵兒帶を携帶してゐた。

尚又妻女の差入辨當中に密書をひそめて其れに朝鮮文で家宅捜索があるから注意せよと書いてある。

妻女の着用中の朝鮮服の上衣の中に十圓札二枚縫ひ込み藏匿せられてゐた。

然るに彼は犯行を絶對に否認した。

第七　明白なる虚僞の陳述の錄取は被告人自白の端緒となるものなり

其の申し開きとして牛窓港で船長が給金をくれぬので暇をもらひ、他の船に乘つて香川縣高松迄來高松から連絡船で宇野に渡り、其れから岡山下關を經て歸途についたと言ふ。併し彼の申開きに依るコースを汽車汽船の所用時間に照し合せて見て僞なることが直ちに判明した。

彼れは高松と宇野との省線連絡船にて三四時間要したと自供せるも、眞實の所要時間は一時間程である。

併し斯る僞言も必ず記錄に載せておかねばならぬ。後に之れを打破することに依り被疑者が恐れ入り自白をするに至るものである。

第八　檢事の呼出した證人に日當旅費支給

尚彼の妻は有力なる證人として同行を求めて來たが二十圓を夫より貰つたこと、衣服を新調して貰つたこと等を自供したのみで不利益の申立を致さなかつた。岡山市に滯在中の費用竝に朝鮮と岡山との間を往復した旅費は捜査官よ

り支出して遣り歸國せしめた。尙船長船員の妻女に對しても同樣日當旅費を支給して遣つた。

被告人が費消せし金額と手元に殘りし金額とを加算すると、船長の所持金三百圓に略一致することが判つた。

第九　豫審請求

斯くて其の朝鮮人は强盜殺人として岡山地方裁判所に起訴せられた（豫審請求）。

第十　死體の漂着竝に檢證

所が其後五十日餘經過して、同年四月十六日に至り、香川縣仲多度郡廣島村大字手島の海岸に變死體が漂着したので、丸龜支部檢事局にても右死體檢證の强制處分の爲め判檢事出張せる報に接し、余も亦岡山地方裁判所豫審判事と共に檢證に行き、岡山醫科大學教授醫學博士遠藤中節氏に同行して貰ひ、其の死體の胃の內容物を檢査して貰つたところ、牛蒡、大根、人參、飛魚が食後一時間位の消化狀態で出て來た。之れは恰も觀音丸の船中にて殘された食物の種目に一致することが判つた。身にはシャツを纏つてをり、其のシャツの腕の所は襲に船長の妻を取調べた際に申立てられたる通り、別のシャツの其れを手縫ひでつけてゐることが判り（第十五圖寫眞參照）尙右肘關節には若い時に脫臼の爲め生じたる突起がある、之れも以前船長の妻が夫が壯年時代宮角力をして脫臼した爲め骨の凸起があると云うたのに一致する。斯くて此の死體は五十有餘日海中にありし爲め、腐敗し人相等判明せざりしも、船長の其れであることが明白になつた。

此の檢證の際に變死體の齒列及齒の形狀を特に撮影し置き、之れを船長の妻に見せたる處、正しく自分の夫の齒列に相違なき旨明言し、前齒等の脫落せる處は入齒であつたことまで申立てた。醫學上人間の齒列及齒の形狀は親子は互に相似形を爲す傾向あり、個人識別の特徵の一に擧ぐべきものであり、又夫婦は互に他の一方の齒列及齒の形狀を朝夕目擊し居り其の特徵をよく覺えて居るものであるから、氏名不詳にして腐敗等の爲め相貌等不明となりたる變死體の檢證の際には此の點を撮影し置くことが肝要である。

此の死體の足部は一見護謨製の足袋を履いて居るかの樣な狀態になつて居り、引張れば容易に表皮は袋のまゝ剝ぎ出され得る。これは水中にある變死體に於て往々見出し得る特徵となるものである（第十六圖寫眞參照）。

而して其の死體の左右顳顬部二ケ所には、鈍體にて强打せられたる爲めに生じたと推定し得る骨折があつた。犯人は豫審終結決定の間際になつて豫審判事に自白した。動機は金を取るため、方法は船長が舵を取つて居る所を後から石で頭部を撲つて之れを殺し、次に其の悲鳴を聞きつけて出て來た船員板井鶴松を同樣の方法で殺した。何れも石のおもしを付けて死體を海中に投棄した事實が判明した。公判にかゝつてから一審岡山地方裁判所では檢事の求刑死刑に對し無期懲役が言渡され、檢事控訴の申立があり、第二審（廣島控訴院）で死刑を言渡され、上告したが棄却せられた。

第十一　夢物語

餘談であるが、此の事件の中に夢物語りがある。釐陵島に於て朝鮮の巡査が、犯人の妻女を捕へた時に、妻女が同巡査に云ふたとして報告書が作成せられ回送せられたが、其れには「被疑者の妻は余に對し昨夜此の島に向ふ途中汽船の中にて夫と竝び寢て居た處、夫は深夜突然目を覺し自分を呼び起し、今厭な夢を見た、人と喧嘩をし頭を叩きた

るに首が落ちたので驚き目が覺めたと話したるより、自分は夢ならば心配はないと慰めて遣り再び寢に就きたるに今度は自分が人に追ひ駈けられ遁げ出したるに下駄の一方が見當らず當惑し、目が覺めたので夫を呼び起し其の夢を告げて遣つた云々」と自供した。

本件犯行は伊文致が船長の頭部を石にて強打し頭蓋骨を粉碎し海中に投棄し、續いて船員板井鶴松を同樣の方法で殺したとの事案であり、伊文致は犯行直後傳馬船に乘り寄島港まで行き、同所より上陸逃走せるが其の際傳馬船中に一方の下駄を遺留し去りたる事實あり、被告人の妻は被告人より贓金の一部を分與し貰ひたる程なれば、傳馬船中に夫が下駄を遺留せることを聞き知り居たりと推測せらる。觀音丸船長の妻も私の取調に對し、

「過日自分が對馬の鄕里にて寢て居ると、突然行李の樣なものを天井より抛げ落す音がしたので、目を醒すと午前六時頃で何の變りもなく平素の室に寢てゐたことが判つた、すると其の日の朝郵便船が着くや郵便集配人が私方に來て御宅の觀音丸が瀨戸內海の寄島沖で何日も停船し、乘組員全部の姿は見えぬ至急に岡山縣に出立して呉れとの電報が來たと知らせて呉れたので、其の時に初めて今朝の夢は正夢であつた、吾が夫は船の中で何者かに殺されて死體は海中に投込まれて居るものと判斷した」と云はれたが、其の後の捜査により其の夢の如き事實が立證されたことも同樣不思議の因緣話である。

右の夢の內容に依り其の犯行の態樣を推定することが出來る。素より夢の如き不確實なる事實を犯罪斷定の直接證據と爲し得べしと主張するものではない。夢は吾々日常の生活に於て經驗せる事實を基本とし、或特殊の刺戟に依り知覺せる心理狀態であるから、現實社會と沒交涉なる現象として笑殺することあるべからずと云ふのみである。

夢の內容を仔細に審査することに依り、其の行爲の性狀を了知し得ること往々にしてあるべきことを記憶し、捜査の實際に應用すべきであることを提唱するものである。

夢に關する貴重なる文獻はフロイド敎授著「夢判斷」("Die Traumbedeutung, Von Prof. Dr. Freud) である。フロイドは右著書に於て、夢を惹起する原因として、

一　外部的感覺昂奮　二　內部的感覺昂奮　三　內部的身體刺戟　四　純精神的刺戟の源

の四種ありと爲し、如何なる夢でも一つの意味ある精神的構成物 (ein sinvolles psychologische Gebilde) である、之れを個々に分析して心理學的に判斷することに依り現實の意味を發見することが可能である、決して一派の著述家の主張する樣に「夢は支離滅裂なる腦髓活動の現れではない」と主張し幾多の夢の分析方法の說明をして居るから參考に資せられたい。

第十二　檢證の際の寫眞の利用

此の事件は重大性を帶びて居たので、檢證の際の寫眞は各方面より遺憾なく撮影せしめて置いたので、檢證調書の說明と相俟つて其の當時の光景を眞に近く髣髴せしめ得る記錄の作成に成功した。

檢事局に於て寫眞を撮影するより道、府、縣警察官に撮影せしむるを便利とし、且技術の點に於てより秀れて居るとする場合が多い。斯かる場合に全部警察部の費用に於て撮影せしむると、各警察署の豫算に限りあり應ぜられぬと云はれ斷はられることもある。

檢事局若くは豫審の活動が開始せられて居る以上、捜査の實費辨償の規定に照らし警察官が撮影したる場合と雖も

之れに費用(實費)を支出して遣り、自由に撮影せしめ遺憾なきを期すべきである。警察官が撮影したる時は之れに實費辨償をしては不法であるが如く曲解して、出し惜みをする檢事もあるので、費用の足らぬ警察官は勢ひ必要なる部分の撮影をも省略する樣の傾向になり、檢事局の方でも寫眞費を支出しない爲め、之れを責むることもしないと云ふ結果に陷つてゐる地方も些くない樣である。大いに考慮すべき問題であると思ふ。

第十三　證據品の內容調査の杜撰の結果捜査を複雜化せしめたり

觀音丸船中捜索により押收したる船長の手帳中に(第十一寫眞「へ」參照)

慶尙北道陽北面甘浦五柳里　尹文致

なる記載があることを或る程度迄捜査が進行してから發見した。若し夫れ周到なる注意を以て捜査の初めに知りせば、對馬方面への出張捜査も餘程勞力を節約し得たであらうと思ふ。

今日から考へれば此の點は明かに私の手落であつたと云ふことを自覺する。捜索押收等にて山と積まれた證據品が手に這入つた時には冷靜に綿密に之れを閱覽點檢して迅速に要點を取り入れることに訓練せねばならぬことを敎へられた。

第十四　潛水夫利用の海底の死體捜索竝に檢證見取圖作成の際確定不動の目標選定の必要

被告人尹文致は犯行を自白せず、死體は一も發見せられず、殺害の方法等の如きは推測に依るの外なく、何とかして死體を發見したいとの熱望に燃えた結果、天氣晴朗風波平穩なる日を選び、潛水夫を雇ひ上げ瀨戶內海水島灘なる最後に觀音丸の停船せる位置を中心として約一丁四方の海底を捜索せしめ死體の發見に努力したが無效であつた。

起訴當時の推定は犯人は船長竝に船員を殺害して停船せしめてから、船中にある石を繩にて死體に結び付け海中に投げ棄てたものと認めた。

最初觀音丸が最後に停船せし位置を檢證調書に正確に表示するがためには、海圖(瀨戶內海航行の汽船にて使用せられ居るもの)を參照し且確定不動の目標となり得べき地點を三方面に一個宛選定し、之れと觀音丸の船體とを結び付けたる三直線により確立し置きたる爲め、觀音丸が宇野港に曳き行かれたる後に最初同船が停船せしと同一の位置を測定して見出すことが容易であつた。正確を期するため岡山縣水上署汽船高島丸船長の經驗を借りたことは勿論であつた。檢證調書作成の際には確定不動の目標を起點として、見取圖を作成すべきことの必要なることを如實に體驗することを得た。

第十五　本件に於て血液型の鑑定を爲さしめざりしは遺憾なり

觀音丸の船中に點々飛抹せる血液竝に舍口、タオル、シヤツ、ズボン下等の證據品に附着せる血液が人血なる旨の鑑定を爲さしめて置いたが、更に一步を進めて此等の血液型及被告人の血液型を確定せしむる鑑定を爲さしむることを致さなかつた。

他の證據により明瞭に立證せられ、そこまでの鑑定の必要は無かつたものと云へば云ひ得るかも知れぬが、今日の進步せる法醫學の上から批判すれば、捜査の萬全を期する爲め其の點の鑑定まで爲さしめて置くべかりしものであつた。

後日犯人が衣服等に附着せる血を自己の鼻血であるとか、辯解をした樣な場合に被害者の血液型を調べて置き、其

れと着衣の血液型と一致し犯人の血液型と相違することを立證して、直ちに其否認辯解を排斥し得る用意を豫め爲し置くことの如何に賢明であるかに思ひを致すならば、犯人不明の殺人事件傷害致死事件等に付ては此の鑑定を爲し置くべきであつたことに異議を挾むべき理由はない。――假令事前に爲したる此等の鑑定が後日役立たぬことになればとて――要するに萬一の場合に備ふるの覺悟が肝要である。

第十六　犯人の密書の發信

尹文致が欝陵島警察署で取押へられ勾置場に入れられた時に、同人の妻は同署附近の旅館に止宿し居り、辯當の差入を爲してゐたので、尹文致は私かに辯當空箱に證據湮滅を敎唆すべき旨の書面を挿入したことが、周到なる注意を以て看守して居た同署警察官の發見する處となつた。重大なる犯人に付ては身柄が拘束せられた當初は元より、刑務所内に勾留せられた後と雖も、其の差入品、發信、受信の文書等に至るまで嚴重檢閲することを怠つてはならぬものである。

餘談ではあるが、尹文致の書いた右の密書の冒頭の句には「烏飛ンデ梨落ツ豈辯解ノ辭アランヤ」と漢文體にて書き出され、其後に朝鮮假名にて近々家宅捜索等を受けるかも知れぬから注意せよとの趣旨が書き添へられてあつた。

私は烏飛梨落の言葉に付き尹文致に說明を求めた處之れは朝鮮の古諺である。梨の實が熟して枝に付いて居る處へ暫時烏が止まつて休憩してから飛び去ると、相前後して熟して居た梨の實は地上に落ちると、遠くから之を見て居た人々はあの烏が梨を蹴り落して立ち去りたるものゝ如くに思つて仕舞ふ。心無き烏が偶然梨の木に止まつた爲めに斯樣の嫌疑を受ける。私が觀音丸に乘組員となり乘船して居り、私が船長から暇を貰つて他の船にて立ち去つた後で、

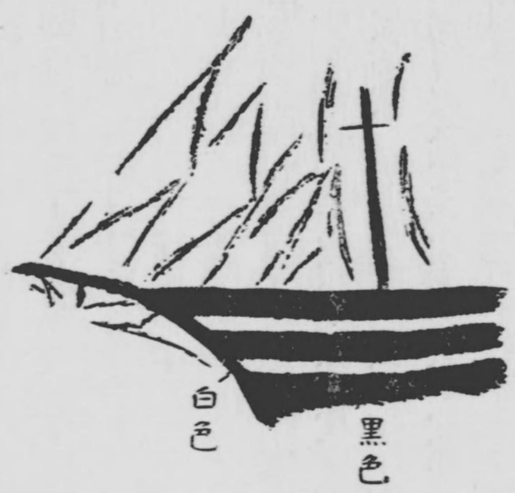

船長が何者かに殺されると私が船長を殺したものゝ如く疑はれると同樣であると自己の利益の辯解に引用した。

第十七　觀察の不徹底

二月二十日の第一回目の觀音丸の檢證に朝より日沒まで費し甲板船側等に付ての觀察は充分であるべきに拘らず、其の夜藤井豫審判事と私は寄島町に引上げて同町の旅館に投宿し、夕餉の膳に就きながら觀音丸の船の色は黒かつたか、白かつたかと云ふ話が出で、藤井判事は白かつたと思ふと云ひ私は黒かつたと思ふと云ひ合ひ決せられなかつた。翌二十一日第二回目の檢證を試みたる際、同船の左右の舷を見たる處黒船に白線二本を引きたるもので、黒でもあり、白でもあり、二人の主張は半分が眞實に合致し半分が間違つて居たことが判つた。

捜査官は、鹿を追ふ獵師は山を見ず、の態度であつてはならぬ。常に此の種の錯覺に囚れぬ樣に訓練しておく必要があると思ふ。

第十八　新聞記者に對する警戒

此の事件は如何にもグロテスクであり、波瀾に富み探偵物語を讀むが如き興味を覺えしむる性質を有するがため、各新聞社は之れが捜査の經緯を競ふて報道した。

大阪方面の司法記者も多數寄島町に出張し潜行的に活動した。

吾々判檢事一行は司法記者の宿泊せざる旅館を警察官の世話で選定して貰つたが、大阪〇〇新聞社の記者某は旅館の雇人に潜行的に働きかけ、其の旅館の家族の室に宿泊して居たことが其の夜遅くなつてから判つた。

最初本件の捜査本部を寄島町警部補派出所内に設け關係人の取調を行ひたるに、其の建物は日本式の不完全のものであり、其の附近に司法記者の一團が蝟集し居り、檢事正に對し捜査の經過を報告せんとするも其の機會を得ず「目下多數の新聞記者の包圍を受つゝあれば御報告申上ぐることは出來ませぬ」との電話を懸けたこともあつた程である。

夜間の捜査を十二時頃に打ち切つて宿屋に引上げる際に「警察犯處罰令」に觸れぬ樣にとの私の音頭の下に、捜査關係者一行が街路に面せざる畑の中にまで立入り筒を揃へて放水した處、後日岡山市の中國民報社の記者が談話の末に、其の時自分は警部補派出所前の身の丈以上の深さある溝の中に身を潜めて、頭上に筒を向けられては大變であるとひや〳〵して居た、と告白せられたので其の事の意外なるに驚いた次第である。

それは新聞記者を攻撃する意味で言ふのではない。ニュース報道の任務を忠實に履行せんが爲め、寒中溝の中に身を忍ばせて判檢事の行動を觀察せんとする熱心の點は吾々捜査官も學ぶ處があつてよいと思ふ。此の如く社會の耳目を聳動する事件に付ては吾々捜査官の不用意の處に乘じて、機密を偵察せんと努力する新聞記者の潜行的の活動の開始せらるべきものであるから、捜査の秘密を保持する必要上吾々捜査官の身邊の前後左右上下に氣を配り嚴重警戒するの用意がなくてはならぬ。「壁に耳あり障子に目あり」の諺は洵に捜査官にとつて味ふべき價値ある言葉であると思ふ。

第十九　「方言」に注意せよ

觀音丸を宇野港に曳き來りてより、宇野警察署に於て私と小澤檢事（目下札幌控訴院次席檢事）とが共に關係人の取調に從事した。

其の際船長の妻は捜査官に對して「オヤジは」云々と申立たので、之れを「自分の夫は」の意味に解し、岩川船長を指すものとして調書を作成した處、其後間もなく「オヤジ」とは對馬地方の言葉で帆前船の船長の次の地位にある船員を指稱するものなることが判つた。又「オヤジ」の次の地位の船員を「カシキ」と云ふことが判つた。「カシキ」とは「炊き」卽ち炊事をする者の意味から轉じて來たものゝ如くに解せられたので調書を訂正した、と云ふ笑話が殘されてをる。

捜査官は常に地方の方言や特種の用語をも研究して之れを應用せねば思はざる不覺を取ることがあるから注意すべきである。

第二十　檢事と司法警察官との隔意なき連絡統制の效果

本件捜査の範圍は犯罪發生地たる瀨戸内海を中心として、東は大阪市より西は下關市、對馬、北は朝鮮慶尙北道欝陵島に亙る大規模のものであつたにも拘らず、斯くも迅速順調に捜査が進行し、犯人檢擧の目的を擧げ得たのは、當時の岡山地方裁判所檢事正（目下札幌控訴院檢事長）田中昌太郎氏の指揮宜しきを得た賜であることは勿論であるが其の反面には其の當時の岡山縣刑事課長小林警部、林警部補、大岡刑事部長、井堀刑事、市川巡査等、各位が檢事局と隔意なき連絡を取つて一絲亂れざる統制の下に寢食を忘れて涙ぐましき活動をせられたる努力の結晶であることを忘

るゝことが出來ぬ。

岡山縣警察部の模範的捜査の一例として記錄に止め、將來の捜査の參考に資することとした。

時々他の地方で見ることであるが、重大事件突發の際に警察官のみが檢事局と連絡を執らず、大活動をして被疑者の自白を得てから記錄を整理して、檢事局に身柄を送り檢事の捜査活動を促す樣なことがあり——警察官の手に丁被疑者の自白あるまで捜査を進むることを名譽とし、檢事の指揮を受けて捜査活動をすることを不名譽なるかの如く曲解してをるのではないかと思はれる場合も無いではない。

此の樣な場合には元來有罪となるべき被疑者なるにも拘らず不起訴となり、起訴せられても或は豫審免訴となり、或は第一審で無罪の判決を言渡されたりして兇惡の徒をして永久に僥免せしむるの悔を遺すことが些くない。捜査に從事する者は常に此の點に深甚の考慮を拂ひ善處すべきである。

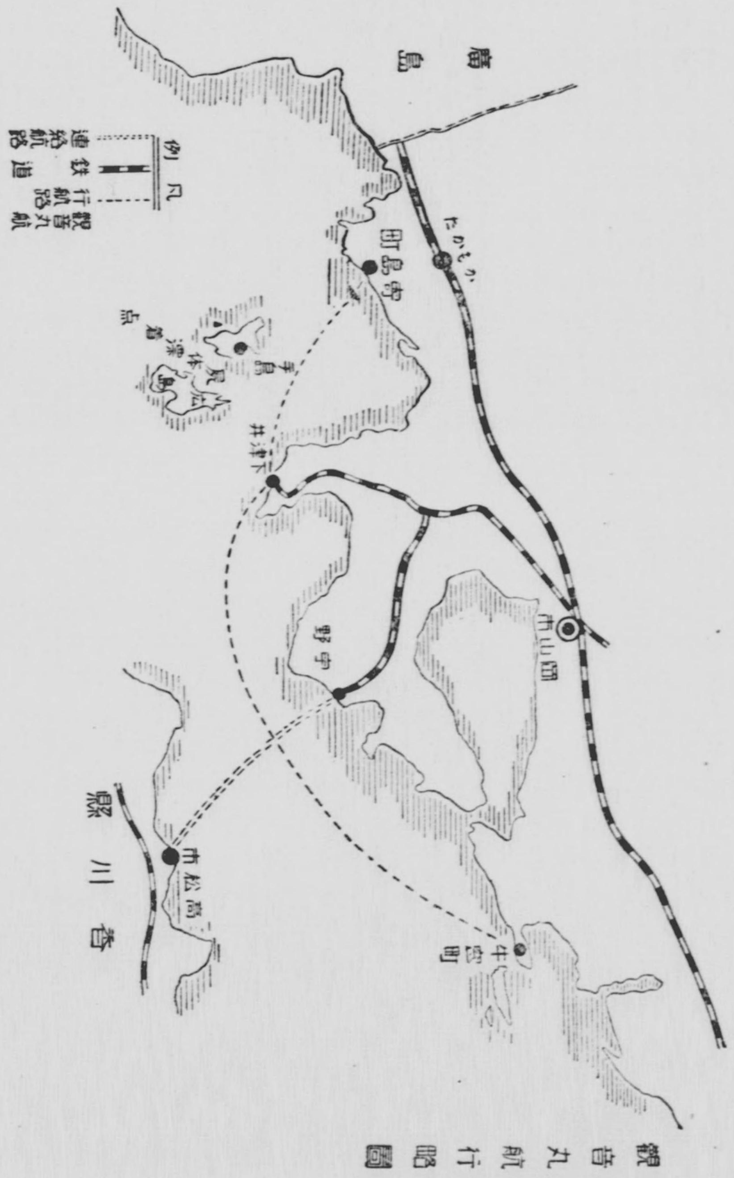

觀音丸船長殺害事件寫眞

第一圖

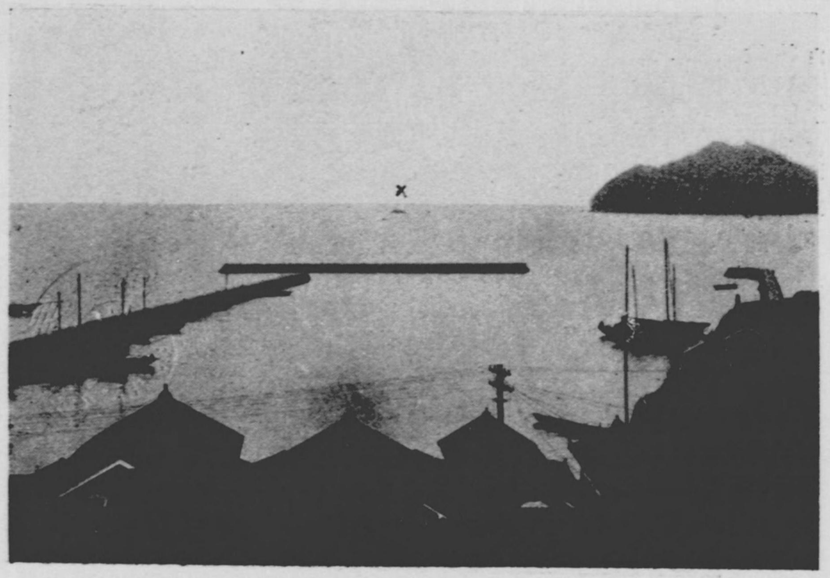

寄島町より見たる寄島港防波堤
（×印は觀音丸）

第二圖

帆船觀音丸の岡山縣淺口郡寄島沖に投錨放置されある狀態

觀音丸船長殺害事件寫眞

第一圖

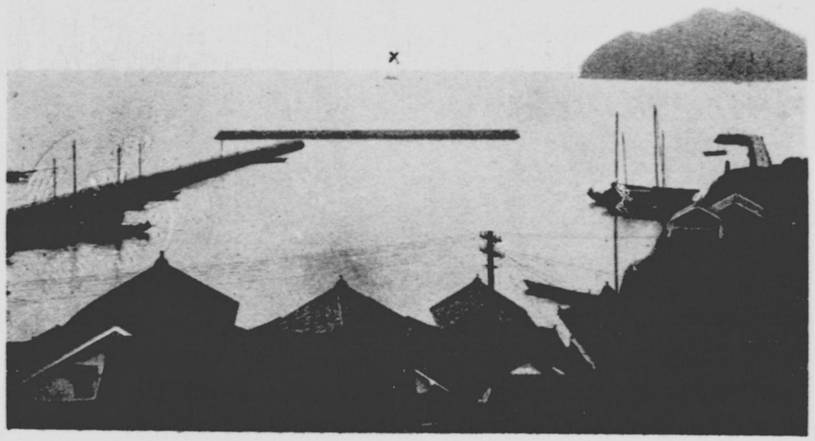

寄島町より見たる寄島港防波堤
（×印は觀音丸）

第二圖

帆船觀音丸の岡山縣淺口郡寄島沖に投錨放置されある狀態

第三圖

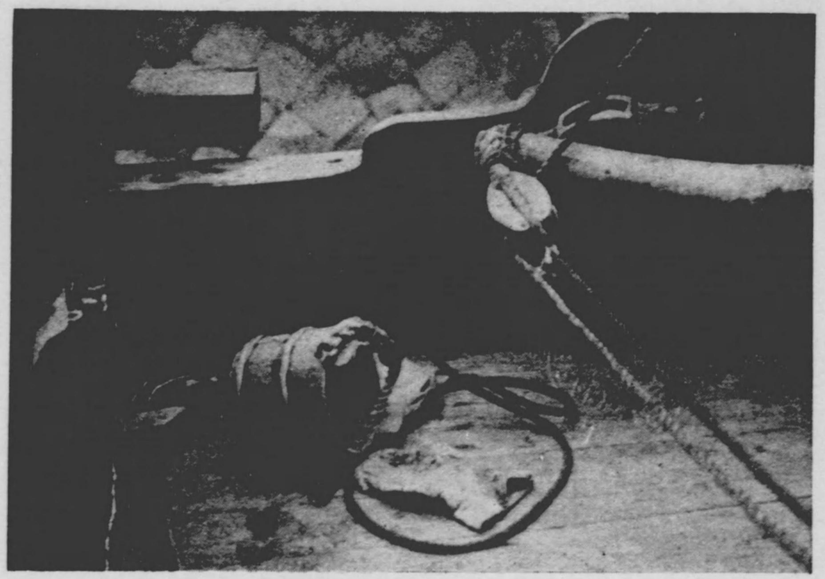

艫部右舷甲板上に放置しありたる大手袋、水汲桶
棒摺及パッチ紐（證第二、五、六、七號）竝舵機の腕木
白線及丸は附着せる血痕の個所

第四圖

甲板水槽上に在りたる襤袍（證第八號）竝血痕

第五圖

左舷甲板上及其附近の血痕飛散狀態

第六圖

積荷の下になり居りたる甲板上に殘存せる流血
（荷積たる木材を除去せしめて撮す）右舷部の狀況

第三圖

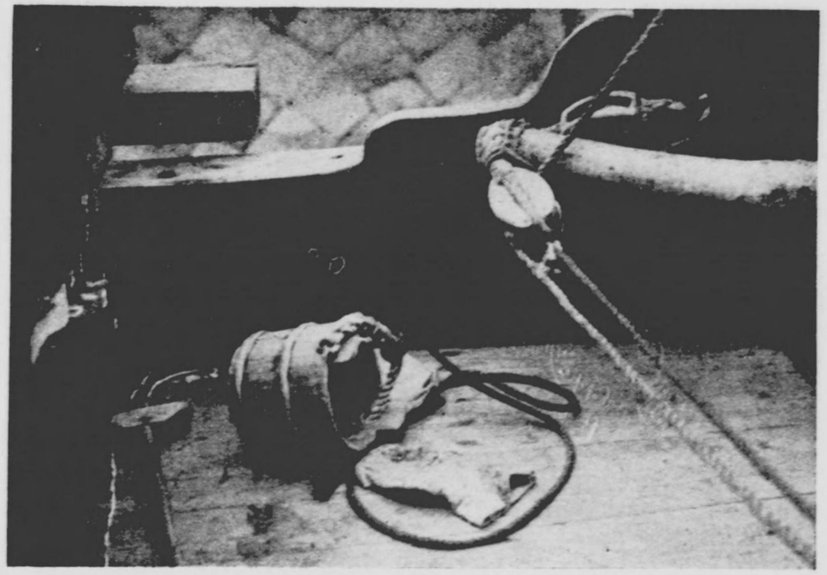

艫部右舷甲板上に放置しありたる大手袋、水汲桶
棒摺及パッチ紐（證第二、五、六、七號）竝舵機の腕木
白線及丸は附着せる血痕の個所

第四圖

甲板、水槽上に在りたる襤褸（證第八號）竝血痕

第五圖

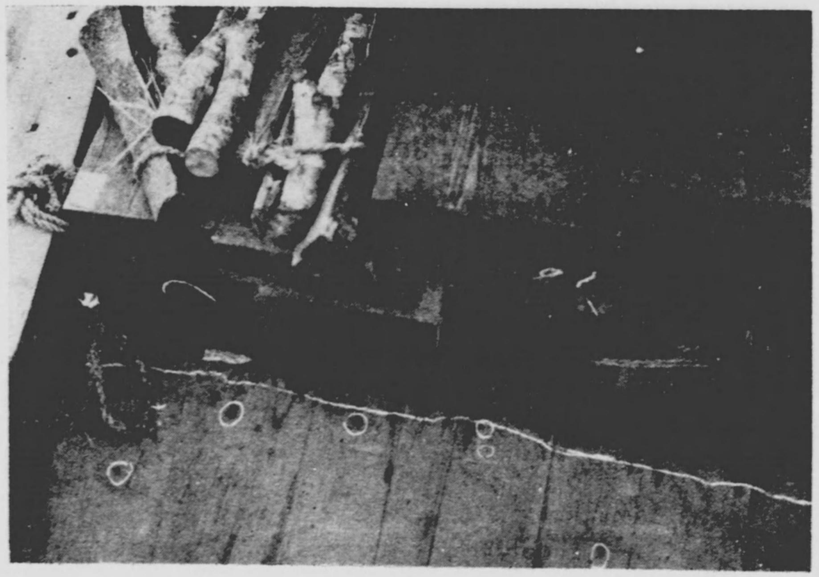

左舷甲板上及其附近の血痕飛散狀態

第六圖

積荷の下になり居りたる甲板上に殘存せる流血
（荷積たる木材を除去せしめて撮す）右舷部の狀況

第七圖

血痕の附着せるもの（證第一、二、三、五、二二、二三號）（後に、いゝろのメリヤス、シヤツ、ズボン下は被告の着用し居たる物なること判明）

第八圖

血痕飛散セル飯櫃、鍋及其內容物

第九圖

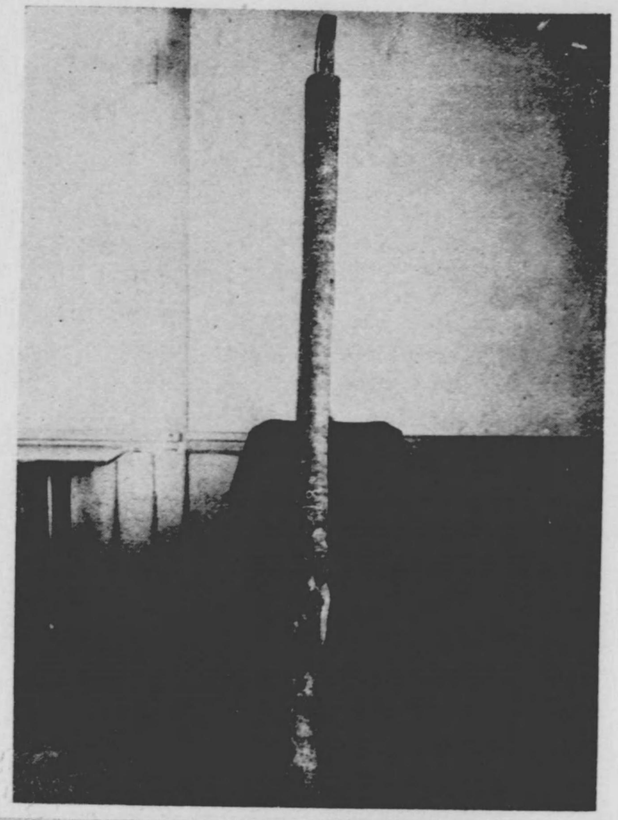

舵機ノ腕木ニ附着セル血痕（腕木上部）

白墨デ塗付ケアル部分ハ血痕アルヲ示スモノナリ

第十圖

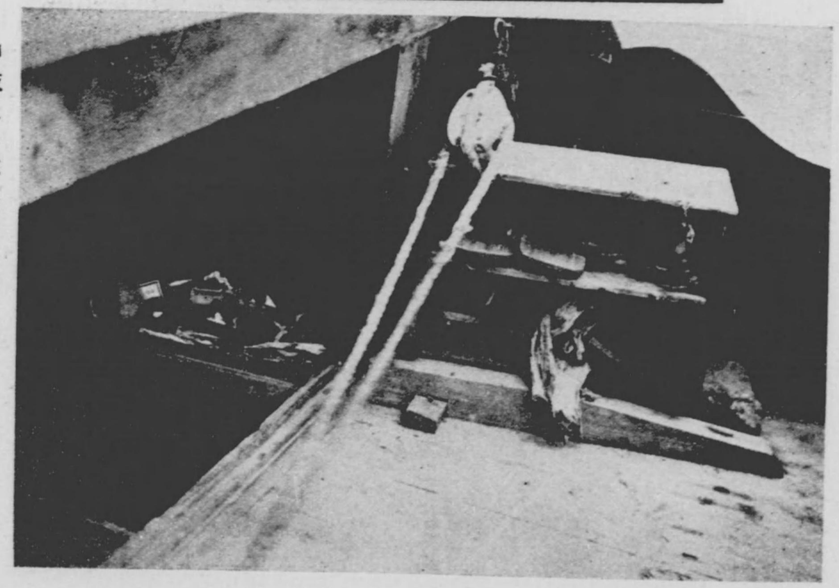

甲板上に在る下駄箱及艙の船室の入口

○印は血痕附着の古西洋手拭（證第一號）

第七圖

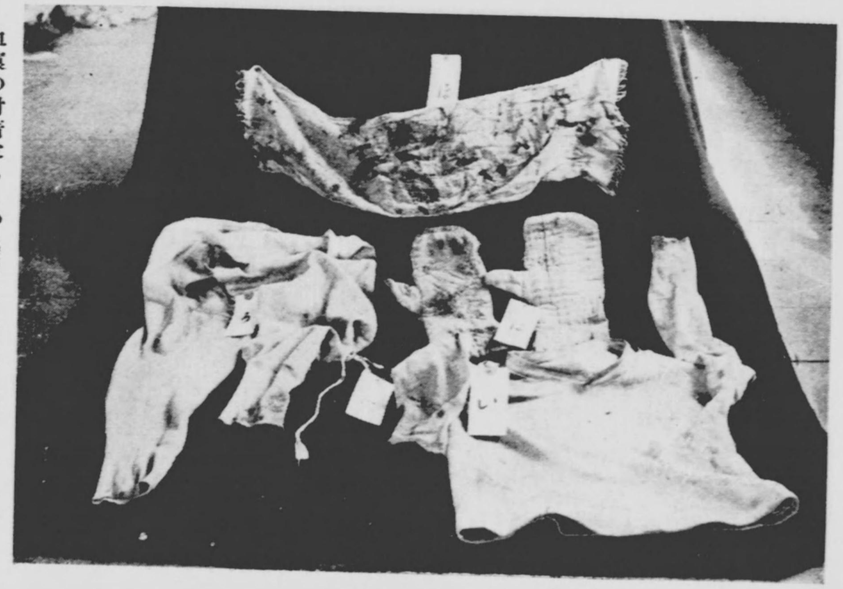

血痕の附着せるもの（證第一、二、三、五、二二、二三號）（後に、ろのメリヤス、シヤツ、ズボン下は被告の着用し居たる物なること判明）

第八圖

血痕飛散セル飯櫃、鍋及其內容物

第九圖

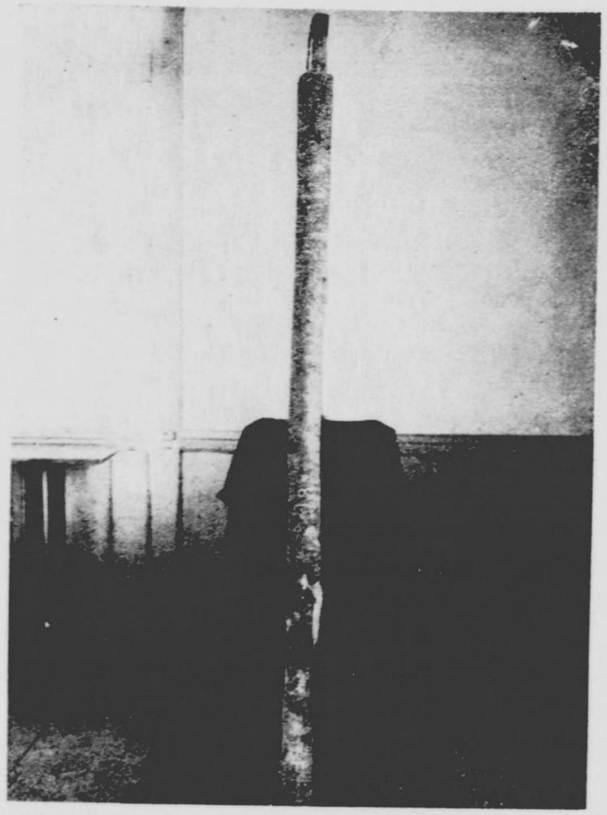

舵機ノ腕木ニ附着セル血痕（腕木上部）

白墨デ塗付ケアル部分ハ血痕アルヲ示スモノナリ

第十圖

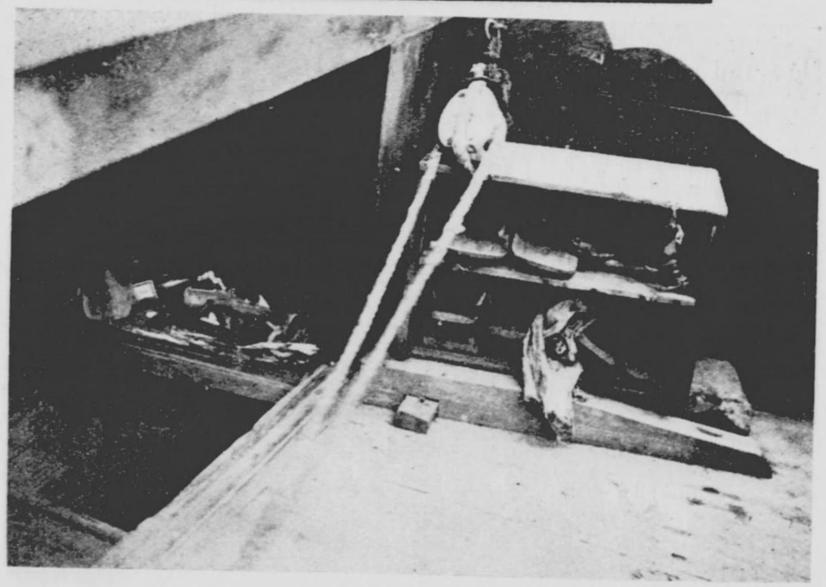

甲板上に在る下駄箱及廁の船室の入口

○印は血痕附着の古西洋手拭（證第一號）

第十一圖

觀音丸の航行及碇泊の日時を推定すべき物件

い 證第十四號　に 證第十五號　と 證第十九號
ろ 證第廿五號　ほ 證第四十五號　ち、り 證第八十八號
は 證第五十五號　へ 證第五十二號　ぬ 腐敗癪瘵

第十二圖

イ 被害者板井鶴吉所有の石鹸函入の狀態
ロ 被疑者尹文致が逮捕されし當時所持し居たる石鹸にして其色、芳香イの石鹸と同一なり

第十三圖

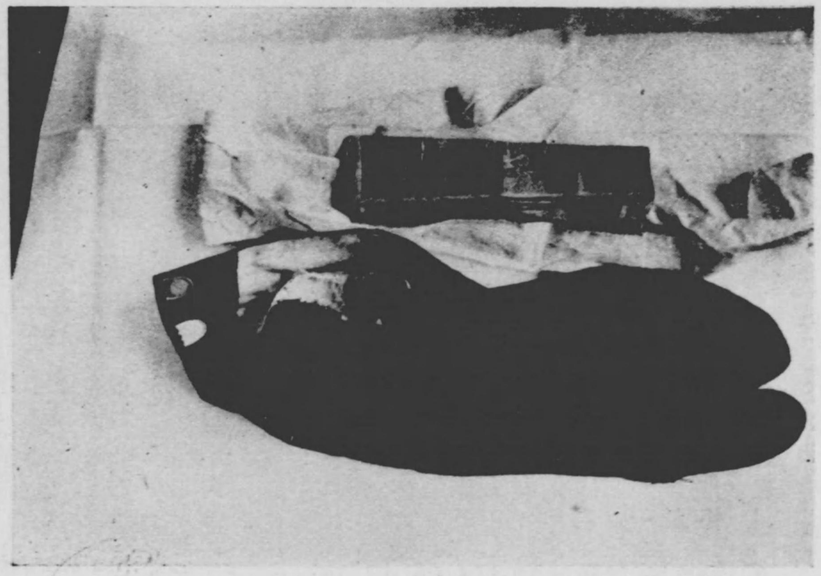

被疑者尹文致が逮捕されし當時用ひたる足袋中より拾圓紙幣拾枚を披き出せし狀態

第十四圖

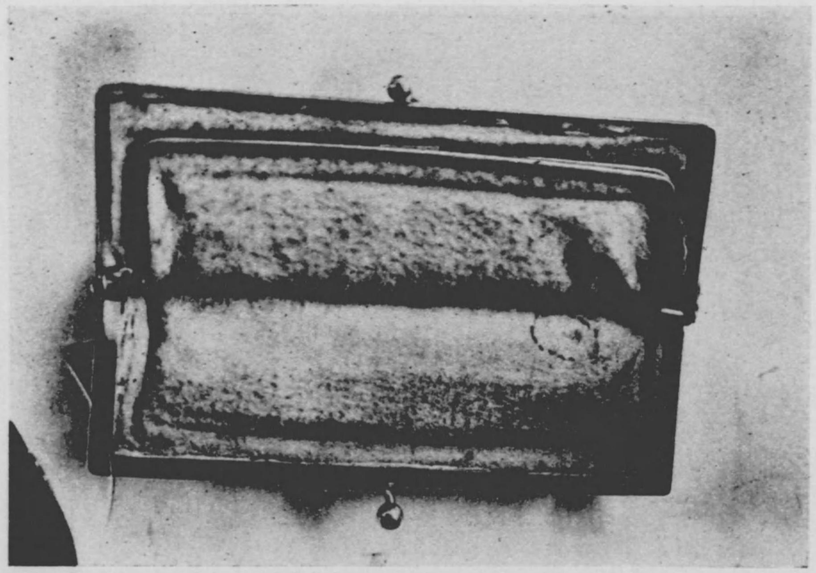

被疑者尹文致が奪取所持し居たる被害者岩川新次郎所有の革製大蟇口財布、〇印は血痕と思料さるる個所

第十一圖

觀音丸の航行及碇泊の日時を推定すべき物件

い 證第十四號　に 證第十五號　と 證第十九號
ろ 證第廿五號　ほ 證第四十五號　ち、り 證第八十八號
は 證第五十五號　へ 證第五十二號　ぬ 腐敗癈棄

第十二圖

イ 被害者板井鶴吉所有の石鹸兩人の狀態
ロ 被疑者尹文致が逮捕されし當時所持し居たる石鹸にして其色、芳香イの石鹸と同一なり

第十三圖

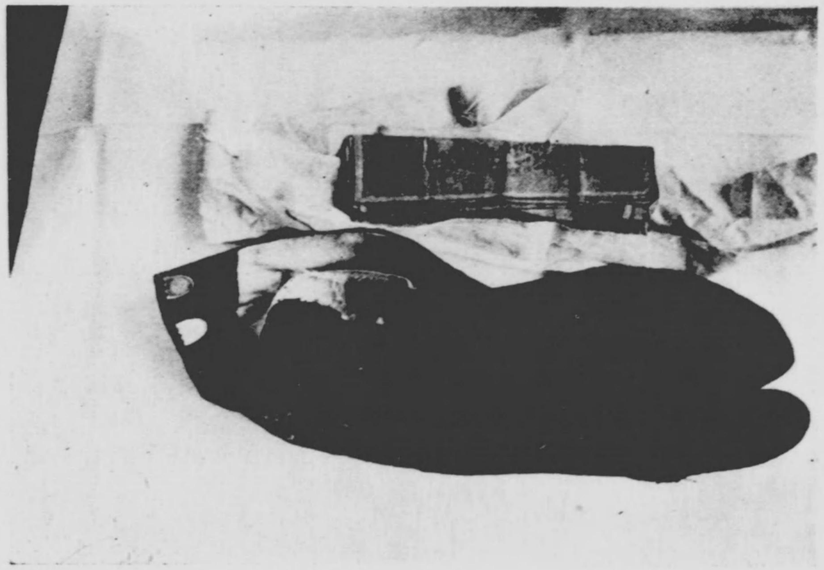

被疑者尹文致が逮捕されし當時用ひたる足袋中より拾圓紙幣拾枚を抜き出せし狀態

第十四圖

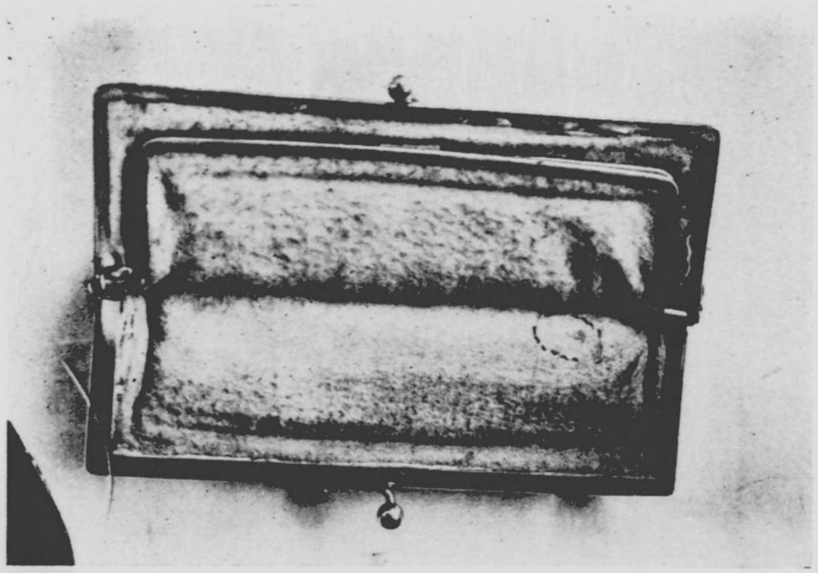

被疑者尹文致が奪取所持し居たる被害者岩川新次郎所有の革製大蟇口財布、○印は血痕と思料さるる個所

第十五圖

漂着死體の着衣全部Ⅱメリヤスシヤツ(下)の特徴
(手經にて別の布片を付けある點注意)

第十六圖

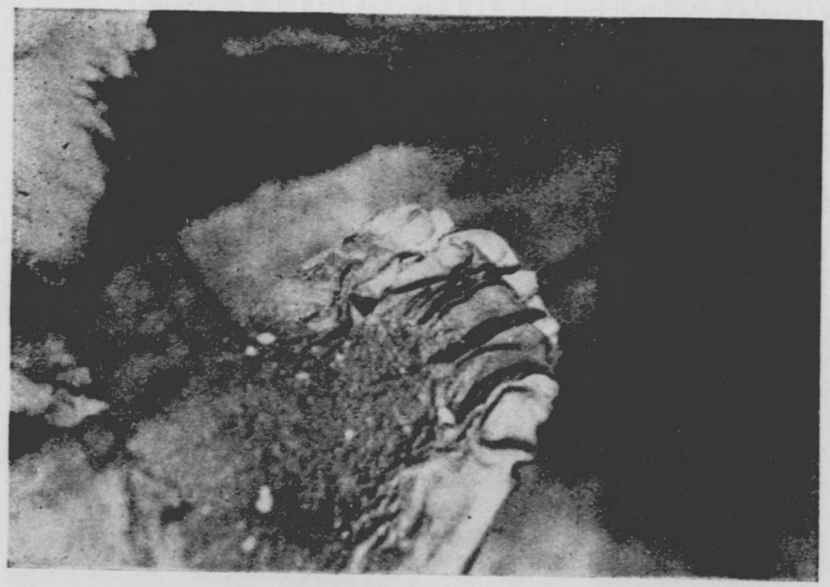

右足爪の狀態

第三十二章　血液型の話——血液型確定に依り竊盜犯人檢擧の事例

一　捜査には血液型の檢査が必要

血液型の研究に依つて犯罪捜査上極めて利益を得ることがある。殊に殺人又は傷害事件に付ては是非血液型を取つて置くのが必要で、後になつて屍體の血液型を定めておけばよかつたと云ふ様なことがよくあり得る。若し前の血液型と被疑者の衣類所持品等に附着してゐる血液型とが符合してゐれば極めて有力な證據となり得るからである。

二　血液型の所在

血液型は死體の血液、衣類、兇器に附著して居る血痕等の總てに付て檢定して置くことが必要であるが、血液のみに限らないで犯罪現場の遺留品である卷煙草の吸殻、妻楊子、鼻紙、ハンカチーフ、肌身につけた品及愛用品等につけた汗、唾などにも使用者の血液型が保有されて居るのである。

三　血液型の種類

人類の血液型に四種類あることは卽に三十年程以前に提唱せられて居たが、一九二八年四月の國際聯盟保健部第三回委員會で「ジユンゲルン」(Jungern)及「ヒルシエフエルド」(Hirschefeld)の意見を採用して之をA型、B型、AB型、O型と呼ぶことに統一したのである。

第十五圖

漂着死體の着衣全部Ⅱメリヤスシヤツ(下)の特徴
(手縫にて別の布片を付けある點注意)

第十六圖

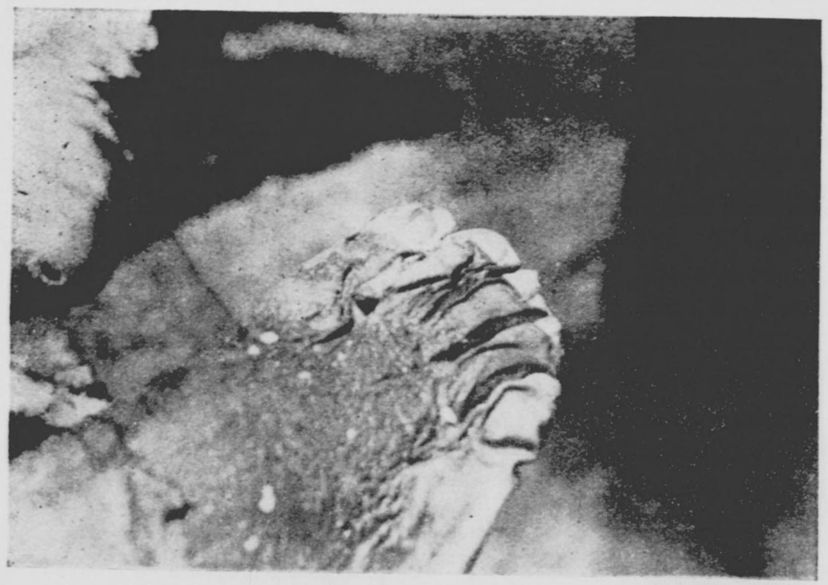

右足爪の狀態

第三十二章　血液型の話——血液型確定に依り竊盜犯人檢擧の事例

一　捜査には血液型の檢査が必要

血液型の研究に依つて犯罪捜査上極めて利益を得ることがある。殊に殺人又は傷害事件に付ては是非血液型を取つて置くのが必要で、後になつて屍體の血液型を定めておけばよかつたと云ふ様なことがよくあり得る。若し前の血液型と被疑者の衣類所持品等に附着してゐる血液型とが符合してゐれば極めて有力な證據となり得るからである。

二　血液型の所在

血液型は死體の血液、衣類、兇器に附著して居る血痕等の總てに付て檢定して置くことが必要であるが、血液のみに限らないで犯罪現場の遺留品である卷煙草の吸殻、妻楊子、鼻紙、ハンカチーフ、肌身につけた品及愛用品等につけた汗、唾などにも使用者の血液型が保有されて居るのである。

三　血液型の種類

人類の血液型に四種類あることは即に三十年程以前に提唱せられて居たが、一九二八年四月の國際聯盟保健部第三回委員會で「ジユンゲルン」(Jungern)及「ヒルシエフエルド」(Hirschefeld)の意見を採用して之をA型、B型、AB型、O型と呼ぶことに統一したのである。

四　分類より得たる利益

此の分類に依つて、人の性質を知るため、親子の識別の爲及輸血の場合等に利益があるが、殊に實際の犯罪捜査上個人識別の爲に用ひられ幾多の事例に於て成功を收めたのである。

五　此研究に對する我國學者實務家の態度

從來我國に於ては此の研究に對して左程の關心は持たれなかつたが、最近五六年來は可成愼重に研究され且應用されて居るのである。殊に醫科大學所在地の捜査官に於ては餘程の恩惠を受けてゐる。

六　血液型檢査を捜査に應用したる實例

此の研究は法醫學的犯罪捜査に必要なるものであつて、其の一例として一竊盜事件につき血液型檢査による個人識別をして成功した興味ある結果を得た事例を左に揭げやう。

實　例（竊盜事件に關して）

昭和〇年一月一日午後三時岡山市のカフエー〇〇食堂S・M方で、同家の女給U・Kの所持品で女給部屋に置いてあつた「バスケット」中の金子〇〇圓の中五十七圓が紛失して居ることに氣付いて、此の由を盥朝驛前派出所に届出た。警官が同食堂について諸種の事情を調査したところ、恰も其の紛失に氣付いた前夜（十二月三十一日）被害者U・Kは前の情夫から手切金として貰ひ受けて居た金子百圓で、年末の諸支拂及買物をして、尙約七十圓殘つて居ることを同僚に話した事實があることが知れたので、犯人は內部の者であると推定した。當時此の「カフエー」には八名の女給が居て、中一名T・Sは十二月三十一日に新參として住み込んだものであつた。此の者を除く他の七名の中H・Kなるものは豫てから同僚との折合が惡るく、且誰云ふとなく疑惑は此のH・Kに集つて遂に風評に迄出たので同人は警官の取調べを受けるに至つたがH・Kには何等疑を容れる所がなかつたので引續き他方面の捜査を行ふことゝなつた。

然し疑惑の風評は同食堂內では依然H・Kに向けられて居たので、女將S・Mは六日の朝遂にH・Kの所持品を取調べたところ古手紙の間から二十圓紙幣一枚を最外側に、中に十圓紙幣一枚そして五圓紙幣の一枚を最內側にして、各々の裏面が外に向く樣八ツ折りに重ねて隱匿してあるのを發見したので、再び有力な嫌疑者として警官の取調べを受けたが、依然犯行の疑は甚だ薄くて眞犯人は別にあることが推測された。偶々女將には主人に祕した六十圓程の借金があることが判明したので、其の後の捜査は主として女將S・M及其の姪で矢張同食堂の女給であるU・Kに向つて進められた。

女給H・Kの風呂敷包の內に發見された紙幣は、恰も糊付けにした樣な觸感があり、殊に外側にあつた二十圓紙幣の邊緣には微量の血痕樣の汚斑が附着して居た。そこで犯人は一旦陰部に隱したものを發覺を恐れて衆疑がH・Kに集つて居るのを奇貨として女心の淺墓にも罪をH・Kに轉嫁せんとし、後にH・Kの所持品の中に竊に入れておいたのではないかと想定したが依つて警察では一面に於て紙幣に附着して居る血痕樣の汚斑は人血痕ではないか、果して人血であるとすれば其の血液型は如何を、岡山醫科大學法醫學教室醫學博士中井良平氏に鑑定を賴むと共に他面女將及各女給の血液型を檢定させたところ紙幣の汚斑は人血痕であつて然もB型に屬するものであること及被疑者九人の血液型はA型三名、O型三名、AB型二名、B型一名で、紙幣に附着して居たB型血液と同型のものは

唯T・S一人のみであつた。T・Sは最初から全く疑惑の外におかれてゐたが、本檢査の結果初めて疑惑の眼を向けられる樣になり之に反して女將S・Mその姪U・K及H・Kに對する嫌疑は薄弱となつた。

そこで女給T・Sを取調べたところ唯一回の非誘導的訊問で直に犯行を自供した。卽ちT・Sは前記食堂に大晦日に女給として住込んだが、當時金の必要を感じて居た折柄偶々被害者U・Kの話を聞いて、そのバスケットの中の金五十七圓（二十圓紙幣二枚、十圓、五圓紙幣各一枚、一圓紙幣二枚）を竊取して之を封筒に入れ、一時女給部屋の壁と小さい箱との間に隱匿したが、嚴重な取調が開始せられたので二日朝になつて帶の間に、更に同夜之を腟の中に挿入隱匿して翌朝取り出し紙に包んで懷中してゐたが、恰も一日から月經が初まつてゐたとの事で、後此の金の中金二十一圓を費消してH・Kに容疑あるのを奇貨として、その風呂敷中の手紙の間に挿入して罪を轉嫁せんと試みたのであると。

血液型の檢査は法醫學的血液檢査の重要な部分を占め、犯罪の證明及捜査と愈々密接な關係を有する樣になつた。而して本件は事件としては些細な一竊盜事件に過ぎないが、時としては本件の樣に刑事捜査上決定的の指針となると云ふことを示したものである。

第三十三章　學童慘殺事件——膽、腦味噌取りの目的

第一　事件の發端

昭和六年七月二十二日（土用丑の日該當）廣島縣賀茂郡下三永村大字福成寺、杉井敏夫の次男杉井敏數（當時八歲）は午前九時四十五分から同村尋常小學校に父兄會が開催されるので早退となり午前九時三十分頃校門を出て道草を食ひつゝ他の學童と打ち連れて約一里近い山道を辿りつゝ歸宅の途に就いたが、途中他の子供等と分かれて獨りボツチになつて仕舞ひその儘行衞が分からず、午後四時頃になつても歸宅しないので父親が心配し、近所の人にも賴みあちらこちら心當りの處を探してもらひ「敏數々々」と呼びながら或は觀音堂や、近所知人の宅を探し廻つて見ても姿が見えぬので、その夕刻から靑年團消防組に援助を求め、徹夜して炬火を點じ鍾を叩き、山林の中を探し抜いたけれど、中々見付からなかつた（第一圖寫眞參照）。

翌二十三日午前十一時四十分頃、其の父親と共に探し歩いてゐた隣人の小林虎吉が奇聲を發し「此處にもぐつて居りますわい。生きてゐるぞ」と叫ぶのでその方に集まつた處、古靴や鞄や傘が發見せられ、數日來の大雨の爲に谷川の水がその量を增し、たうたうと音を立てゝ流れてゐる處に、首手足が切り離され胴體だけにされてその上に大きな石を載せた子供の死體のあることを發見した（第五、第六、第七、第八圖寫眞參照）。

その附近に殘されたる靴、及帽子が索し求めてきた敏數の品であつたから、その死體は敏數の死體であることが斷定された。

駐在所の巡査も其處に立會ひ、一同で話し合つてみた處、或は熊か山犬に食はれた殘りであるのではなからうかと云ふ說を立てる者もあつたが、その首や手足のとれた切り口を見ると鋭利な双物で切り離したらしく、他殺なりと思はれたので西條警察署に其の旨の報告を致した。

その結果檢事局にも右事件の報告があつた。この報告を受けた時に私の第六感は、之は癩病とか肺病とか梅毒とかの病氣を治す目的の爲に、膽を採る必要に迫られ爲されたものであるまいかと推定した。

其處で下三永村を中心としてその附近一體の病者を持つてゐる家庭を、內偵して見ては何うですかと廣島縣刑事課長に傳へた。其の頃此の事件の新聞記事を見た岡山市在住の知人滕附益吉（この人は朝鮮の裁判所で通譯官を奉職せられ朝鮮の事情に精通した人）から左の如き二通の手紙を受けた。

七月二十三日付の分

「拜啓仕候陳は閣下益々御健勝の段奉賀候扨新聞紙にて散見致候處貴管內に於て頗る怪奇なる小兒慘殺事件突發致し御苦勞被遊居候よし犯人の目星は相付き申候哉。

實は記事を讀みもて行く內小生の頭に浮び候は朝鮮人間には古來癩病の唯一の妙藥として頭腦を粗殼に埋めてむし燒として之を用ゆれば如何なる惡性の癩病及梅毒をも癒すとの俗間子供等の夜遊するときなど日が暮れて外に出ると癩病やみにさらはれるぞと申す位、又昔は時々實際さうした事實も有之或は新墓をあばきて首級を切り取るなどの事も有之候まゝ若しやさうした朝鮮人共の附近に有之首級の入用を目的とせし犯罪などにては無之乎と存し候まゝ一寸御參考まで不取敢一筆か呈し候他山の石とも相成候はゞ幸甚と存候。

發信人　岡山市南方三九九

滕付益吉

七月二十四日付の分

「昨夕刊坡見と同時に不取敢亂筆呈上致しましたが聊書き漏らしましたから爲念補遺致します。

頭を粗殼に埋めて云々と申上ましたが頭をアカにではありません、頭な朝鮮にはタンヂと稱する土器があります、夫に詰めて皿か何かで蓋を致し其上を粘土で厚く目塗りを致し之を地上に安置し粗殼を山と掛け二三方に點火致しますと一晩中位プスノ〳〵とクヨります、斯くしてむし燒に致しますと骨までも溶けると申傳へたものです。

夫から慘殺の上標體と致しましたのは睾丸や生膽でも採る積りではなかつたでせうか、之等を生食すると覿面に效果があると申傳へたものです。

之に類似の迷信は矢張り內地にあるものと見え何時か探偵實話に信州の山村で或るレプラ患者が十七歲でしたか十九歲でしたかの處女を三人まで殺害して其の生膽を食したとか云ふ事件を見た事があります。どうも今度の事件が餘り殘忍な手口ですから男女共に小膽ながら多分に殘忍性を帶ぶる鮮人殊にレプラ患者の行爲ではあるまいかと思はれます。

鮮人の殘忍性は古來よりの通有性で自家飼育の豚や犬など妙齡の婦女子ですら出刃庖丁で屠る位の事は朝飯前の仕事で頗る平氣なものです。」

其處で私は直ちに、右の手紙を謄寫し、本件捜査に關係せる警察官に配布して貰ひ、下三永村及其の附近の在住の總ての朝鮮人癩病患者、肺病患者に付き大々的の捜査が行はれたのである。この間に色々の想像上の被疑者が立てられたが、何れも其の結果は消極に決せられ、事件は永久に迷宮に葬り去られんとする狀況に立ち至つた。併し此の怪奇窮り無きグロテスクの事件の解決を致すべく努力を續けて居る廣島縣警察部は、毫も捜査の手をゆるめず督勵して居る內に、丁度事件突發後四十九日目に(一)〇〇〇村の上高某の妻の父某が極めて惡疾の癩病に罹つてゐると云ふことや、(二)その長男は二十七八歲になつても嫁を貰ふことが出來ず、父の死後にあらざれば家を持つことが出來ぬと云ふことを歎いて居ると云ふこと、(三)上高某は開墾地事業に從事し朝鮮人を使つて居ると云ふこと、(四)上高が慘劇の演ぜられた當時、犯罪現場を通行してゐると云ふ證人が二人程あることが判明したので西條警察署に於ては同人を被

疑者として呼び出し取調べを開始した。

それ迄の間の警察官の捜査徑路は同年八月二十二日私が西條警察署に出張して、同署長池田警部より捜査の概要を聞いた手控があるのでそれを玆に援用することにした。

第二　西條警察署池田警部より聽取したる捜査の概要

（昭和六年八月二十二日）

農　上　高　〇　〇

當　四　十　年

發覺の端緒

(イ)　時間關係の捜査

本年七月二十三日頃の捜査の結果上高〇〇が被害當日（七月二十一日被害推定時刻）に被害の場所を通過した（足取り捜査の結果）るもの、如く推測せられたるを以て、其時刻を確むることに努力したり、福成寺の住職の妻徳村フユノの陳述に依れば

當日〇〇は右寺に左官の手傳の交渉に來て約**二十分**話し**午前十一時頃出發**したりと供述したるに

〇〇は同寺に於て約一時間話し**正午出發**したる旨供述し

〇〇が果して被害推定時刻に被害場所を通過したるや否や不明瞭にして且本人の犯行の動機竝目的に付容疑の點を發見せざりしも他の各方面を徹底的に捜査を行ひしも何等の端緒を發見せず。

學童**杉井敏數**の殺害推定時刻

本年**七月二十一日午前十一時頃**

本月十二日に至り反覆調査の結果

〇〇が福成寺を出發したのは當日**午前十一時頃なること**（福成寺住職の妻**徳村フユノ**を再三訊問の結果）を確め得たり。

被害者の兄杉井一徳（當十一年）が學校を同日**午前九時三十分頃**出發歸宅の途中上高の宅より福成寺に通ずる道路出口（學校より約八町自宅より約一町）の個所に於て上高に出會同道して同村山崎利一宅の手前の道で別れた（此地點より福成寺迄約二町）。被害者の兄一徳の歩行振りを參酌して學校より福成寺の寺迄上り歩行到達する時間は約一時間要するものと推定するを得たり。

一面〇〇は當日**正午五分程**前に自宅より上手二町餘りの地點を下り居るを**午前十一時三十五分**小學校を出發して福成寺に歸る途中

今　岡　榮（十九年）

山　崎　藤　人（十二年）

山　崎　正　信（九　年）

の三人連れが現認し且雙方進行接近し約一丁の隔りとなりたるとき上高は通路なき自己の開墾地内に入り込み逸れるが如き態度にて姿を没したりといふ。（第二、第三、第四圖寫眞參照）

正信を除く他の二人は自分等の見た人は遠方から見たのであるが上高〇〇の様であると認めたら旨陳述せり。

而して〇〇が寺より下りて右三人連れと二町隔りに於て出會したる地點までの所要時間は普通大人の徒歩の歩調にて約**十五分にして**殊に〇〇は當日此距離を**十分間**で**下り**得たりと陳述するも、

以上の前後の事情から時間關係を判斷すれば、

當日〇〇は此距離を約一時間を要し居る。

尙ほ前後の事情に依り〇〇と被害者とは恰度最初の犯行着手個所と認められゝ地點に於て出會したることを推定するを得たり。

而して右三人連れが〇〇と出會せる時に於て約一町程**下**手を上り來れる、

神田松子（當三十二年）

外父兄學童五名

が後方より同方向に歸りつゝありたるを〇〇は開墾地帶上の池の側迄歩行し來れる際現認したる旨陳述す。

(ロ) 上高の犯行の動機及目的に付内偵を進めたる處、

同人の妻◎◎子（三十一年）

の實父××某（當六十一年）

が現在（九年前より）相當重き癩病に罹り居り夫れが爲め親族一同が非常に心配し現に上高の妻の實弟〇〇〇〇

（二十七年）も之が爲め妻帶するを得ず父死亡後に於て妻帶す可く決心するの已むなきに至り居る事情あり

尙ほ××某の甥にして被害者の實兄に當る△△は××が癩病に罹り居りし爲め妻に逃げられたる風評あり。

又××一家一族の迷惑を避くる爲め本年春頃親族會を開き××を仙臺附近の溫泉のある療養地に送る可き協議をなせる事實あり。

村民等の言ふ處に依れば、

××は數年以來外出したることなく、且顏面の病的變化の跡を覆ひ隱さんが爲め常に手拭にて頰冠りを爲し居る事實ありと云ふ。

以上の如き情況に依り上高に容疑の點濃厚なりとして、

八月十二日早朝警察署へ同行を求め〇〇の居宅に付ては現行犯の犯人其の場所にあらざるときに該當する事件として家宅捜索をした（刑訴一二三條、一七〇條二項）。

(ハ) 右家宅捜索の結果左のものを發見押收

一 **茶褐色スボン**（血痕樣のもの附着）

二 **襯衣**（池の傍の鹽の水の中に浸され糠が振りかけらてあり血痕樣のもの附着す）

を犯罪の證據と認め押收す。

（右は〇〇を警察に同行せる直後妻◎◎子が水中に入れたるものにして◎◎子は單に洗濯の目的の樣に自供せり）

三　尙〇〇を警察署に同行せる際着用せる**厚司**（其の厚司の裾に血痕と認めらるゝもの附着しありたり。）

右厚司の前側胸邊にも部分的につまみ洗ひをしたりと認めらるゝ跡あり、尙ほ一ケ所は下より上に跳ね上りたりと推測せらるゝ血痕樣の痕跡を止め居るを認めた。

而して〇〇は右三點の衣類は孰れも七月二十一日同人が福成寺に行きたる際着用し居りたる旨自供し厚司及ズボンに付ては福成寺の尼も之を認め居り、被害者の兄一德、竝朝鮮人金立南の妻崔也妙も當時〇〇が同寺に行く途中着用し居たるを記憶すと供述す。

四　前記一二三より、父死亡後に非ざれば妻帶不可能なり、同情を乞ふべき旨の記載ある〇〇の夫婦に宛てたる

手紙

（第一枚目）

（××〇〇〇より上高〇〇宛書信寫（青罫便箋に毛筆書のもの）

拜啓暑さ甚しき氣候相成候（中略）

（第二枚目）

只今父も病氣惡く成て今日四五十日ネて居りまするて世間ハ良市がネこんだとか話あるので私兎角色々心配致し折りまするて私一人でしおんがつきませんて兎角私もよめは取りません父が死るまでまつより外ありません。

私も姉上樣〇〇〇の身に成て下さい。

母上六十歲となりしごは一年まさりによはくなり私一人が只だれを力になるものがないので私一人は夜ものを思だしてはおちおち涙がおちて思ば思かなしくなりまするて姉上樣私ぐらいのあはれなものは何と思いますて兄姉上樣どか私をかばいがて下され御たの見ます。

（第二枚目裏）

一寸申上私方には七月十七日頃にしんるいよて（親類寄つての意）もらいまするが私方カヲをつけてもらいまするか藤原の二間ニキて臭され通知致して被下され又貴郎樣ニ參（一字不明瞭）して被下され御願ミ申上

(ニ)　〇〇の取調　七月二十五日〇〇に付て時間の關係、他の容疑者に出會せざりしやを確むる爲め下三永村駐在所に證人として呼び出し署長及刑事課廣瀨部長が取調べたる處、

「自分は寺にて約一時間要談したる後其儘眞直ぐに歸宅したり、其途中に於て自宅上手の上池の附近迄歸りたるとき乾燥倉庫附近を學校より歸つて居つた學童及父兄等を認めた丈けである」

と陳述したるが歸宅せしめたる處

約四十分位後に再び〇〇は任意に右駐在所に出頭し「前に申立たる時間は大變に違つて居ります。

自分の妻の申すには

私（〇〇を指す）が寺より歸宅して暫時して自分の子供を抱いて自宅前に出て居る際籠に申した五六人連れの學童及父兄が乾燥倉庫附近を歸り居りたるを認めたのであるから歸宅時間の考へ違ひがある。自分は被害者が歸路に付くより餘程以前に歸宅して居つたと申して居るから」とて時間の變更方を申出た。

八月十二日早朝〇〇を本署に同行したるも當日は他の捜査の爲め取調ぶべき者の差支へありたるより其儘警察署に於て保護處分を爲し自由に休息せしめ監視に附して居たが何か煩悶の情況見え熟睡する樣子見えざりしが翌十三日午前九時頃から刑事課宍戸警部補、西條警察署藏本警部補、炭廣刑事が二階應接間に於て取調を始めたるに

最初は犯行を全然知らざる處なりと辯解し約一時間半調べたる後取調を中止す。

右取調中○○に對し種々の事情から同人が容疑せらるゝ旨告けたる處○○は

傍に在りたるインク壺を見て此インクを盜んだと云ふ樣な事柄なら直ぐに申上けても良いが此問題は左樣に輕々しく申上ける譯に行かぬと云ひ非常に煩悶し沈默に陷りたり。

○○の妻◎◎子も共犯の疑ありしより十二日午後八時頃本署に同行して柔道場の疊を敷きたる處に保護を加へ翌十三日午前五時頃刑事課宮野鼻、廣瀨吳署の坂田の各部長共同して取調を爲したる處

「自分(◎◎子を指す)の實父は癩病に罹り居り夫れが爲め相續人(自分の弟)も妻帶する事が出來ず最近同人から憐れな手紙が來た。

又一昨年頃夫○○は其の開墾事業に使役して居た朝鮮人金某(當五十年位)より人血や人肉は癩病患者に妙藥である事を聞いたと云ふことを話された。而して七月二十一日杉井敏數が殺された時刻頃は○○は福成寺に行き歸宅し來りてより寒いと申し竈に火を焚いて溫りたる事實あり是等の事から考へれば若しや主人○○が敏數を殺したのではないかと七月二十五日頃になつて不安に思ふ樣になつたが自分は全然事實は知らぬとの」供述ありたり。

右供述よりして◎◎子は夫○○が殺人を爲し居る事を知り居るのではないかと推測せられた。

一方上高某に對しては前記取調後廣島西署の水野刑事西條署の出口刑事が加はり同樣取調を爲したる處

○○は同刑事等に對し

「自白と證據固めとは何うちごうですか」と尋ねたので

自白に對しては相當酌量があると申聞けたる處同人は暫く考へた上盛に涙を流して泣き乍ら

「**署長さんにお願して**自首さして呉れ」と云つたので單獨取調の方が良からうと思ひ水野刑事は席を外し出口刑事が取調べた處

○○は

「實は妻の實父が病氣であり十日位前には妻の弟から悲觀せる手紙が來たり、大變に心配して居る二十一日父兄會に行く可く自宅を出た處が父兄會は既に濟んだと云ふ事なので福成寺に行つての歸りがけ學校歸りの子供に遭ひついふら〳〵として遣りました」と自供した。

其處へ刑事課の宮野鼻部長が這入り出口部長は席を外し宮野鼻部長取調べた處

同樣續いて自白し

更に○○は

七月二十一日午前**十一時頃**下三永の福成寺を出て歸宅す可く坂道を降りたる途中福成寺部落の今岡操方下手の割木の積んであるだば(平地といふ意味の方言)の處に置き忘れたかと思はれる**作刎鎌一挺落ちて居りました**から夫れを拾得し持ち歸る途中今岡操方の下の方の舊道に差掛つた處、杉井敏數が雨傘と洋傘を小脇に抱へて學校から歸りかけて居りましたので、豫て聞いて居つた人肉が妻の父の病氣に良いと云ふ事を思ひ出し敏數を殺す氣になり同人が携へて居た傘と帽子を

カセー〳〵

と云ひつゝ取上げ二三歩上つた松林の中に入れ置きたるに

敏數が

ワシガンジヤから（自分の物だからの意）戻して呉れ

と云うて居りましたが

コッチー来い

と云ひつゝ同人を横抱きにして口に手を覆うたか何うか良く覺えぬがつい側の谷川の水の流れて居る處に下りて同人が掛けて居た鞄の紐を首の後から廻して前側で引き締めましたら本人が死んで轉げましたから其場でズボンを引き脫がし鞄等を外して其場で××××××と思ひましたが水が大變多いので仕事が六ヶ敷いから上衣を着た儘で横抱きして雜木の中に這入りましたが此處も六ヶ敷いので更に下に降りて谷川の程良い處で上衣を脫がせて本人を仰向けにして頸の横左右何れかで作州鎌で××××××、

次で左右何れの手か覺えませぬが脇下より斬り手を上の方に捻ぢ××××××××××××にして左右の手を外し次で同人の腹部の××××××××××××腰から下を外し胴體は木が二本ある根元に置いてつい傍の石を穿つて胴體にもたせて置き頭は胴體より少し下の水の流れて居る所の間に入れて矢張り傍の石を穿つて重しにして置き手足は傍の松葉の枝を斬り之れに包み茅か何んかで包み之を持つて歸る途中私の開墾地の南の方の小松原に隱して置いて池の邊を通つて一應自宅に歸りましたが其日の午後時間は良く覺えぬが福成寺谷の人が子供を捜して來ましたから氣持が悪くなり皆と共に捜す様な風をしましたが皆の人が捜すのを止めて歸つてから後妻に悟られぬ様起出て隱して置いた手足を取出し裏の大川に鎌と共に投げて仕舞ひました（鎌も發見せず）。

(ホ) 上高の供述の變化

(1) 其の次ぎは死體の手足は開墾地内に埋めた、將來は其處を墓にする心算（埋めたる形跡を發見せず）。

(2) 其の次ぎは火葬場に持ち行き深夜一時頃焼きたる旨供述す（水が溜り居り焼きたる形跡なし）。

(3) 次ぎは

自分方の牛の食料を焚く竈で黒焼きにして粉にしてから粉末とし篩い置き藥の紙袋に入れ一部は共朝妻に飲ませて見たが飲み苦い事はないと申す。

大部分は右袋に入れたる儘七月二十五日新聞紙に包みカシヲ餅と一緒に長女〇子（十二年）、長男◎◎（十年）の二人で持たせ妻の生家〇〇××方に持たせて行き、

此藥は良い藥だから×××に飲みなさいと云はしめ手渡したと供述す。

家宅捜索するも×××、〇〇〇方に於ては右黒焼粉末様のものを受取りたる形跡を發見せず、又家人もそれに符合すべきことを供述せず、只カシヲ餅を持たしめ届けたることあるのみ。

(4) 其の結果四肢の處分を訊ねた處手足の事は悚えて呉れと申立つ。

其後自白し又取消す（刑事課長署長取調）。

厚司の血液に付答辯を促したるに「**本月七日**義弟の森永〇〇〇に貸して遣り同人が之れを着用し同人方橡側で敷居を枕に寢て居たるに其時〇〇〇の左足の掻き傷から出血して居たから之れが附着したのだらう」と言ふた。依つて〇〇〇を調べた處さる事實は全然なきこと判明した。

只本年五月頃其厚司を借りて

賀茂郡板城村　某　方

へ麥苅りの手傳ひに行き三日間滯在して歸つたが此時は往復の途中着用したのみで其他に借りた事なし。尙八郎の其後の申立に依れば（水野刑事取調）

敏數の腰にして居た長さ一尋位の黒い細紐を括つて持つて居た。

(ヘ) 其の他の捜査事項

(イ) 〇〇の學力

尋常小學校卒業

(ロ) 〇〇の資産

開墾地 { 田　八反 / 畑　一町五反 } 凡そ時價三千五百圓（毎年縣廳より開墾補助金を貰つてをる）

山林　二反五畝

(ハ) 子供　長女十二歳　長男十歳　二男五歳　三男一歳

第三　強制處分に依る檢證、鑑定等請求

話は後に戻るが、犯罪の報告を受けた其の日即七月二十二日夕刻私と北村久直檢事は服部檢事正の指揮を受け、事案重大にして、犯人不明なるを以て檢事現行犯の處分手續のみに待たず、豫審判事に現場の檢證、死體に付死因の鑑定（死體の解剖）、重要なる證人の訊問方を請求し、直に中島豫審判事と共に現場に向け出張した。西條警察署に立ち寄り、事件の概要を調査し、二里近く距りたる現場に向つた。犯罪の場所は未だ曾て斧鉞を加へられたことなき密林にして、樹木鬱蒼として繁茂し、多數の村人によつて、火が焚かれて照らされて居る中で、豫審判事は首、四肢の切り離されて胴體ばかり殘された死體を詳細に觀察して檢證調書を作成し、同行の醫師香川氏に對して死因の鑑定方を命じ必要に應じ死體の解剖を爲すことを許可した。

私は勞働爭議の公判立會の爲め、早朝歸廳したが、北村檢事は豫審判事と共に殘り、手落なき搜査をなすことゝなつた。

それから十日程經つた頃、右の胴體を發見された場所から、二三間距りたる谷川の流の中から子供の首が發見せられた。最初は、水量が增してゐた爲に見えなかつたのが、天候恢復し水が減じたので、自然に露出して來たのであつた。その首も水の流に押し流されぬ樣石が載せられてあつた。右の首發見の報告があつたので强制處分（刑訴二五五條）に依り再度其狀況を檢證することを請求した。

第四　血液型の確定に付ての失敗と成功

この機會に血液型採取に付ての失敗話をなし、將來の成功の基礎としたいと思ふ。私の手落から同行の香川醫師に死體の血液型採取の注意をせずして、歸廳して了つたので、その死體から血液を採取する手續をせず、被害者の父親に死骸を下げ渡し、火葬して了つた後に血液型を檢査する材料を採取して置かなかつたことが判明し、之はしまつたと思つた。そこでその失敗を償ふ意味で、右死體の上に載せて置いた大石が證據品として押收してあり、その半面に血液が附着してあつたのに氣付きその石を岡山醫科大學へ送り、それに基き血液型の鑑定をして貰ふ手續をした。又他の一面被害者が平素着てゐた霜降りの學生服竝に學生帽が現場に殘されて居つたので其れ等の物や、最近迄着て居て洗濯されてゐない冬の學生服を押收して、それ等の服の襟や帽子の內側に付て居る垢から血液型の鑑定をして貰ふ樣に、同樣岡山醫科大學法醫學教室に送つた（人の血液型は血液から許りでなく汗や垢や唾液や精液等からも檢査することが出來るものである）。

尙遺憾なことは、最初現場に向つた司法警察官の一隊は、或る消防夫が人肉の一片らしきものを死體の發見せられし場所より、下手の溪流の側で發見し、之を他の仲間の人々に見せ各自が檢査する積りで引きちぎつて見ては、棄て、仕舞ひ僅かその片鱗を人肉でせうと云つて、差出したので警察官が之を證據として預つたけれど、餘りに小さいので搜査の繁忙の中に他の證據品と雜然と置いたので行方知れずとなつて了つた。小さき證據品就中腐敗變質の惧ある物は、之を一定の容器に收め、その上に貴重品なる記載を爲し、大切に保存し且出來得るかぎり迅速に鑑定等の材料に使用し、役立つる樣に仕向くべきである。この肉片からも大切な血液型を檢出し得たであろう。

そこで首が發見せられたと云ふ報告を受けたときに、前の失敗に懲りてゐる私は、今度こそは首から肉片を取り、之を岡山醫科大學に送り、血液型の檢査をして貰はなければならぬと北村檢事にも注意し、又同行の醫師にも注意したので、二回目はその首の切斷面をも研究し、且血液型を確定する意味で、可成り多く輪切りに切つて、且その腦味噌を多量に切りとり、容器に入れて、岡山醫科大學に送つたところ、取扱者の不注意から首の輪切りの一片は、アルコールやホルマリン液に漬けて仕舞ふと、それから血液型を判定することは不可能になつて仕舞ふことを記憶せねばならぬ。且腦味噌は人體中最も血液型のとり難いものであると云ふことを法醫學主任遠藤忠節博士より教へられた。かくの如く再度の失敗により、本件に於ては、被害者の身體から血液型をとる事は、完全に失敗して了つたが、幸ひ死體の重石にしてあつた石に附着せる血液を鑑定してもらつた結果、之からO型の人血の附着を證明し、被害者の洋服の襟垢や帽子の內側の垢からもO型の人血の附着を發見した。之によつて被害者は、O型の血液を持つてゐる人であると云ふ事を確知する事が出來たので、後日この基本的の立證が被告人の虚僞の陳述を打破し、正直の申立を長く保持するの餘儀なきに立ち至らしめた效果を收め得たのである。

尙被疑者の冠つてゐた帽子、然も警察に呼ばれたとき何氣なく冠つて來たので、搜査官も犯行當時その帽子を冠つて山に行つたとは思はなかつたが、仔細に見ると、あちこちに血でも付いたのを後で拭いたかの如き樣子があるので、被疑者にその事を告げずに、如何なる服裝で山へ行つたかと聞いたら、この帽子を冠つて行つたと云つたので、白墨でその汚點を目立ち易く印をつけ寫眞をも撮影し、著明なる部分に付き遠藤教授に人血なりや否やの豫備試驗をして貰つたところ、その場で人血ならずと決定されたが、多數の斑點が點々としてゐたので、全部の斑點に付て、人血なりや否や及血液型の鑑定を依賴したところ、肉眼で見て血痕と思つたものは何れも血液でなかつたけれど只の汚點位

に考へられた多數の汚點の中約三十位は人血にして、O型の血液型であることが判明したのである。肉眼で見て血液でないとして、貴重なる證據品を丁寧に點檢するの勞を省いてはならない。寫眞に見ゆる汚點は血液にあらずと確定せられ、寫眞に見えない汚點が血液なりと確定されたのである。此の事は充分に記憶して置いて今後の捜査に際して應用する用意がなければならぬ。

如何に犯人が其の行爲を否認するも血液型に依る證據は實に確實である。從來犯罪捜査に於て指紋と云ふことが重要なりしと同樣に、科學的捜査の高調せられてゐる今日愈々血液型檢査に依る個人識別が合理的且確實にして其の極めて重要なるものとなり來つたのである。

假令醫者が見込あるまいと云ふ樣な場合にも、捜査官は之を促して血液型の檢定を爲さしめねばならない。然し此の檢定は單に本を讀みたるに過ぎない醫師をして、爲さしめては效果薄弱であるから、幾度も實驗したことのある經驗者に依賴しなくてはならぬ。此の點に於て勉めて醫科大學を利用すべきである。假令其の距離は遠くあらうとも。

犯人不明の傷害殺人等の事件に在りては、必ず血液型を取つておくことを忘れてはならないと同時に、血液型利用の捜査はかゝる重大事件ばかりではなく、其の他の事件に付ても應用し得ることを銘記してゐなければならない。

第五　足取

次に足取りに付ての話をして置く。「足取」（アシドリ）とは捜査の內で犯人が犯罪現場、若くはその附近に犯行當時居つたか、其れとも他の場所に居つたかといふ事を、時間的に且距離的に確立する方法で、犯人檢擧に付ては重要なる役割りをもつてゐる性質の捜査方法である。捜査官は被疑者、證人等に付、机上にてその供述を錄取してゐるのみでは、決して其の人々の供述の眞否の判斷を確定的に爲し得るものではない。必ずや實地に臨み、各關係者が經驗せる當時の氣分に立ち返へらしめ、此の場所に於て誰々と會つたとか、この場所に於て學校の鐘のなるのが聞えたとか云ふ風の事を言はしめ、その地點を檢證調書若くは實況見聞書に明確に記載し置くことにより、初めて事實の眞相が確かめ得るものである。

此の事件では、被疑者は自宅の門前に出ると學校の歸りだと云つて、歸宅の途についた杉井一德と云ふ十一歳の學童（被害者の兄）と出會つたと自供するので、被告人は時計を見なかつたと云つても、杉井一德は何時に學校を出發したか、又學校から出會つた處まで、杉井一德の足で何分懸るかと云ふ事を調査すれば、被疑者とその子供と出會つた時刻はほゞ正確に知り得るのである。小學校に付き、殊に杉井一德の受持教員に付、その日何時まで授業を致したかと尋ねたところ、同日は午前九時四十五分より父兄會が開かれる事になつた關係上、午前九時三十分で授業を止めることになつて居たので、自分もその頃授業を打ち切つた。この子供の教室から下駄箱のある處まで出て、學校の正門まで出る時刻は凡そ五分かゝると見れば間違はないと言はれた。そこで豫審判事に現場附近の檢證を請求した際に、杉井一德を立會はしめ、同人をして學校の正門より八月二十二日當時の氣分にて歩行せしめ、その後に判檢事一行が尾行し、此處で被疑者に出會つたとか、此處で鮮人が後から來るのに出會つたとか、此處で被疑者と別れたといふ事を云はしめ、その各地點に至る時間を記錄せしめた所、左の樣な結果となつた。

被疑者が福成寺の庫裡に着いてから同寺の留守居尼僧德村妙勝が米を研ぎ上げた時に聲を掛けその尼は話をしながら米を釜に入れ、薪に火を點じて焚き、飯が出來上つてそれを飯櫃に移す時迄話をして居た事が、その尼を取調べて

1	授業終了午前九時三十分小學校正門前出發	→午前九時三十五分
	此の間 二十一分	
2	被疑者方門前にて被疑者と一德とが出會ひ同行を始めた時刻	→午前九時五十六分
	此の間 十一分	
3	三叉路につきたる時刻	→午前十時七分
	此の間 二十二分	
4	被疑者と一德と朝鮮人とが分れた時刻	→午前十時二十九分
	此の間 七分	
5	被疑者一人にて福成寺庫裡に到着したる時刻	→午前十時三十六分

明確になつたので、その所要時間を推定する爲にその當時と同じ分量の米（約一升）を研ぎ置かしめそれを同樣な方法にしてたき、飯にして飯櫃に移す迄の時間を計りたる處、三十分を要した。之を前後二回實驗したが何れも同樣の結果を得た。其處で被疑者が福成寺庫裡を出發した時刻は午前十一時六分、被害者と出會ひたりと思はるゝ地點に着いた時刻は午前十一時九分三十秒、被疑者が三叉路迄下り來りたる時刻は十一時二十二分、三叉路より被疑者居宅迄來りたる時刻は十一時二十九分十秒。歸途はその當時の同行者がなかつたので、我々が普通の歩調で歩いて見て測定した。往と歸りとの所要時間が同一でないのは、福成寺は山の頂上の近くにあり、學校からは漸次に上り坂になつてゐるので、歸りは案外早く歸り得るのである（往は約一時間、歸へりは二十三分十秒）。

被疑者が三叉路附近迄歸つて來た所を、父兄會の歸りにぶら／＼しながら通つた青年が二人居りその者が三叉路より二分二十秒程被疑者の居宅の方へ歩行して來たと思はれる地點から、横の畑の中へそれて這入つてゆく被疑者〇〇の姿を見て居るので、その青年が何時に學校を出たかと云ふ事を調べて見ると、午前十一時三十五分に學校を出て居るので、その姿を見た地點迄は凡そ三十分程懸るので、即ち正午を過ぐる五分頃の樣に推定せられる。或は實際は之れと五分前後の差が生じたと假定しても、少くとも、歸り路に被疑者が三叉路の附近に現はれた時刻は、正午頃なりしと推定し得る。斯の如く被疑者の供述に基き歸り途の所要時間を推定すると、被疑者は午前十一時二十二分頃三叉路に來て居なければならない勘定になるのに事實は之れに反し、正午過ぎその場所に現はれてゐると云ふ動かすべからざる矛盾が指摘され得る。少くとも三十分乃至四十分が合はなくなる。此の調をする前に被疑者に對し、當日下痢をしてゐなかつたか、野糞をしなかつたか、平素癲癇その他の病氣にて卒倒する樣な事はないか、その日にもそういふ事はなかつたかを逐一供述を徵して見たところ、左樣なことはなかつたと答へた。然らばこの三、四十分の間は何をしてゐたかと訊ねると、その點は自分にも說明がつかず困つて居ますと云つて考へ込んで居つた。田舍に於ては正確の時計無く、時間測定の基準に迷ふ事多いが、なるべく學校、郵便局の時計、上り下り列車の通過せる時刻、旅客飛行機が通過したる時刻、郵便集配人の立ち寄れる時刻、日の出入月の出入、ラヂオの放送內容、見世物の始り、閉演時刻等から成るべく正確に近き基準點を求め、それより順次幾多の證人の言を實地に當て嵌めて見て研究する事に依り眞實に近き歩行所要時間が推定せられ得るものである。

左に當時の足取の際に私の手帳に書き留めた控があるから玆に掲ぐることゝした。

八月二十六日被害者の兄杉井一德（當十一年）を立會せしめ下三永尋常高等小學校を午前十時出發し實測したる時間

杉井一德、小學校正門出發、九時三十五分。〇〇方出口にて、〇〇と一德が出會同行を初めたる時刻、九時五十六分。〇〇と一德の分れたる時刻、十時二十九分。〇〇が寺の庫裡に到着したる推定時刻、十時三十六分。被疑者方出口前から福成寺の庫裡迄

上る時間、四十分。〇〇が福成寺庫裡を出發したる推定時刻、十一時六分。〇〇と被疑者の出會ひたりと思はるゝ個所（傘の地點）十一時九分三十秒。〇〇が三叉路に下り來りたる推定時刻十一時二十九分十秒。

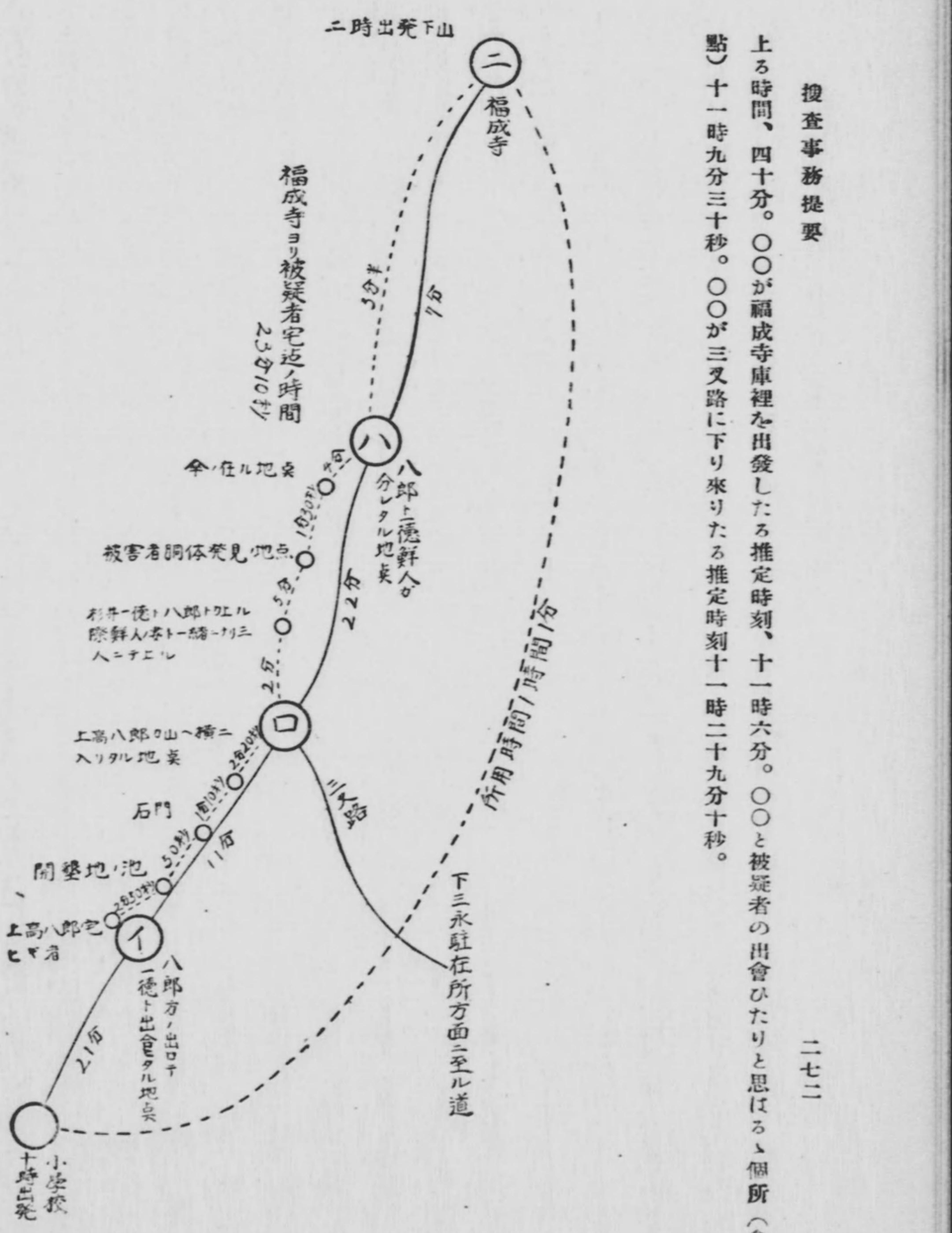
山下發出時二
二
福成寺
福成寺ヨリ被疑者宅迄ノ時間
二三分〇七秒
三〇米
八
八郎ト遭遇人ヲ分レタル地点
傘ノ在ル地点
四〇米
四〇米
四〇米

が分つた。かく迄お前さんの身の圍りにあるものに、被害者の血液型のO型と同種類の血液型が附着して居ると云ふことは、どうしても獲す事の出來ない事實である。現代の科學の進歩は、人血なりや否やを判斷するのみならず、その種類までも分類して確定する事が出來る世の中となつた。この點に付てどういふ考へを持つてゐるか』と云ふことを懇切丁寧に諭してやつたところ、彼は「一晩考へさしてもらひたい」と申し、咽喉をピクピクさせ、水を飲みたがり非常に苦痛に堪へない樣な態度に變つた。（これは重大なる犯行を犯人が自白せんと決意する直前に、生理的精神的に作爲せらるゝ態度なり。）そこで私は洵に彼は眞犯人であり、自白しやうか否かの苦悶の絶頂に立つて居る事を洞察し得たので、「私が假にお前さんの地位に立つても之を云ひ切るにはなか〳〵の勇氣がいる。さぞ辛いであらう、同情する」と、懇々と諭し且慰めてやつたところ、遂に彼は泣き伏して、犯行の逐一を自白するに至つたのである。そこで豫審判事に强制處分としての第二回訊問を請求したところ、同樣自白の供述を得た。

第七　豫審請求

同年九月五日上高〇〇に對し殺人罪として左の如き犯罪事實に付き公訴を提起した。

犯罪事實

被告人〇〇は今より十三年前賀茂郡〇〇村農××××の二女〇子と結婚し其間に三男一女を擧げ六年前より同郡〇〇〇村に山林七町歩を買求め廣島縣廳の許可を受け開墾事業に從事し居るものなる處妻〇子の實父××××は久しき以前より惡性の癩病に罹り居り七八年前より漸次重症となり爲めに同人の長男は當年二十七歲となり居るも妻帶するを得ず悲觀の餘屢々其窮狀を被告人夫婦等に訴へ來れるより平素同情慰問し居たる折柄朝鮮人金某より癩病には人肉、人血等が妙藥にして就中子供の腦味噌及膽が效力顯著にして之を日に三四回宛服用すれば根治すること請合ひなる旨の說明を受け、爾來機會あらば之れが入手を要望し居たる處

昭和六年七月二十一日には居村下三永村尋常小學校に於ては午前九時四十五分より兒童の保護者會開催の爲午前九時三十分頃同校生徒は早引けを爲し各自歸宅の途に就きたる頃被告人は自宅に在りたる出刃庖丁一挺及居村にて拾得所持せる俗に剃り鎌と稱する鎌（薄刃製にして極めて銳利なるもの）一挺を携帶して午前十時三十分頃同村福成寺に至り同寺留守居番德村妙勝と用談を爲し午前十一時頃同寺を辭去し歸宅の途中同寺より步行約七八分を要せし地點にして新道舊道の岐れ目に差蒐れる頃偶々居村字福成寺谷三千六百三十五番地杉井〇〇の二男尋常科一年生杉井〇〇（當八年）が雨を冒し、黑の學生帽を冠り霜降りの學生服を着し學生鞄を肩に掛け蝙蝠傘を差し番傘を手にし歸り來れるに遭遇するや妻の父〇〇の爲妙藥を提供し遣らんが爲め此の少年を殺害せんとを決意し突然帽子、傘、蝙蝠傘を奪ひ取り傍の山林中に棄て置き右手にて同人を抱き擁へ附近山林中に連行き同人の鞄の肩紐を首の周りに二捲き程捲付け兩手にて力强く絞付け窒息せしめ以て殺人の目的を達するやズボンを取除け更に右死體を抱き擁へ連日の降雨にて增水し奔湍激流を爲せる谷川の澁の平地に持運び上衣を脫ぎ取り全裸體と爲し之を俯向けに置き先づ携帶の剃り鎌の刃を頸部の右側に當て之を×り取るが如く廻して筋肉を××し次で左側に當て同樣筋肉を×××し、頸推骨は携帶の庖丁を以て×××更に鎌を以て向つて右の肩根より右手を××離すべく筋肉を×××し庖丁を以て骨を××離し、次で鎌及庖丁を用ひ同樣方法にて左手を××し、更に庖丁を腰部に當て兩脚を××離し一旦歸宅後黃昏を待ちて同所に引返し密に該首及胴體より腦味噌及膽を拔取らんと欲し胴體は

之を逆に爲し其附近溪流に沿ひて立てる灌木の二股の間に挾み水中に隱匿し其上に大なる石を置き押へと爲し更に四五尺距りたる下手の溪流中の石と石との間に首を差込み横へ其上に大石を置き押へと爲し同樣水中に隱匿し四肢は溪流の滸に置き以て死體を遺棄し歸宅したるも四肢は激流の爲押流され紛失し且同日午後四時頃より福成寺部落の閑田〇〇等が〇〇の行衞を被告人方に捜し來り又被害者〇〇の父杉井〇〇より下三永村駐在巡査に保護方を願出たる爲漸次多數村民福成寺部落一帶の山林中を共同して捜索する事となり、被告人も同村居住の關係上翌二十二日午前二時頃迄捜索隊に加入するの餘儀なきに至り、而して同二十二日午前十時半頃右胴體發見せられたる爲豫期の如く腦味噌及膽を入手するに至らざりしものなり。

第八　自白に安んずるの弊に陷ること勿れ

多數の檢事が共同して捜査する時之を統轄し矛盾なく、時間の空費なく、能率の增進を圖る爲には各自適當の時刻に打ち寄り協議を遂げ、分擔部分を定め竝に取調事項を確定するの必要がある。此の事件で再度の檢證家宅捜査の爲め出張するとき、廣島控訴院檢事長南谷氏より檢事長室に呼び出され、懇々と有益なる御注意を受けた。その中で一番私の心を打つた御言葉は「この事件の被告人は今日自白して居ても必ずある機會に其の自白を取り消すに相違ない斷じて供述を取り消すと云つても過言でない。自白したと思つて捜査をゆるめると後日些細な事柄でも矛盾撞着のある點を辯護士より指摘せられ、自白が虛僞なることが高唱せらるゝ時は、思はぬ處で脊負投げを食はされ、事件は無罪免訴となり勝ちのものである。四圍の情況が被疑者の自白に一致するや否や微に入り細に入る樣の捜査を爲さねばならぬ」と云ふ趣旨の事であつた。果せるかな豫審判事に對して詳細自白した彼の供述は南谷檢事長豫言の如く第一、審公判からは取消さるゝに至つた。そこで此の事件で私共の一番努力せねばならぬと思つた事は、被告人の供述の變化の跡を細密に視察することであつた。同人の自白は警察の取調を受けつゝある間に、色々變化し、或は手足は燒いて了つたとか、或は山林中に隱匿してあるとか、眞實のことを云はずにゐたが、終には四肢は溪流の傍に置いて、夕刻出直して膽と腦味噌を取りに來やうと思ひ、溪流の中に死體を隱匿し、重石をのせようと努力してゐる中に、連日の降雨（當日も雨天）の爲め溪流の水量は刻々と增して來て、その手足は知らぬ間に押し流されて了つた」と云ふ風に其の四肢の處分に付き色々の申立を爲した。此の供述が事實とすると、四肢の一部分でも、川下の方から發見せられねばならぬので、警察部に命じて、その溪流が本流と合して瀨戸內海に流れ出る地域の青年消防夫の援助を受け、川の中までも調べさせ、時には骨片を發見したる報に接し、心躍るを覺えたが、研究の結果それが犬の骨であると云ふ事が分り、失望の底に投げられたと云ふ挿話もある。大きな犬の大腿骨は子供の大腿骨によく似て居り、只犬の其れは少し彎曲して居るに過ぎないのである。

第九　共同捜査の際に於ける仕事の分擔協議連絡

本件に於ては檢事の取調分擔を定め、表まで作成して捜査を進行せしめたので、その時私が主任檢事として分擔表を作成した控があるので、其れを參考として左に掲げ置くことゝした。

上高〇〇殺人事件檢事取調人員表

樫田檢事	四日 山崎利（時間關係）	今岡庫弘（舉動關係）	片岡檢事	四日 杉井敏夫（時間關係）	六日 大石逸三（時間關係）
北村檢事	四日（日本名吉田事） 金在達（服裝關係）	六日 杉井マツヨ（時間服裝關係）			

（吉田事金在達の妻）朴順伊	服裝關係	
五日（日本名木下啓）李啓時	時間關係	
藤原滿太郎	時間關係	
竹内恭助	雨量關係	
永井喜市	病氣關係	
上高九市	兇器關係	
上高清子	同　上	
木本孝行	時間關係	
杉井一德	服裝關係	
德村妙勝	時間關係	

（日本名上田事）金立南	時間關係	
五日　森永カズヨ	時間服裝關係	
田原貞一	雨量證明片發見關係	
杉井孝人	擧動、雨量、水量關係	
六日　山崎セツ子	時間、雨量、水量關係	
古林關松	雨量水量關係	
福居益三	雨量、水量、兇器關係	
閑田平八	時間、水量關係	
森永賢四郎	時間服裝關係	

（上田事金立南の妻）崔妙性	○○○○○	（狗氣關係）
五日　杉井彦一	（時間服裝關係）	
山根序助	同　上	
正願寺マサヨ	擧動關係	
西本新作	時間關係	
藤原猛	雨量、水量關係	
藤原績	同　上	
竹信隆雄	同　上	
今岡操	同　上	

捜査官は常に自我にとらはれず自分の頭を空虚にし、同僚の言を聽き、衆知を集め、捜査の計畫を確立したるときも經驗ある先輩、特に監督官たる長官に右計畫を報告して嚴正批判を乞ひ、足らざる處は指示を受け訂正增補して行くの雅量を養はねばならぬ。必ずや先輩は幾多の經驗を重ねられ自分の氣付かざりしところに注意して下さるものである。之が事件を解決に導く有用なる資料となるものなることを銘記せねばならぬ。

第十　事件の終局

被告人は昭和七年十月二十八日、廣島地方裁判所で無期懲役に處せられ（檢事の求刑又同じ）廣島控訴院に控訴の申立をなし同樣の判決が爲され、上告を爲したが昭和八年七月八日第三刑事部に於て棄却となり確定して居る。

右判決に曰く

「殺人罪ハ生命ナル個人的法益ニ對スル犯罪ナルニ反シ死體損壞乃至遺棄罪ハ死體ニ對スル一般宗教的感情ヲ害スル公益犯罪ニシテ二者其ノ性質ヲ異ニスルモノナルカ故ニ單ニ人ヲ殺シテ其ノ死體ヲ現場ニ其ノ儘ニ放置スルカ如キ場合ハ特ニ殺人罪ヲ犯シタル者ニ死體ニ付葬祭ヲ爲スヘキ責務アル場合ノ外ハ別ニ死體遺棄罪ヲ以テ問フヘキ限ニ在ラスト雖本件ニ於ケル如ク人ヲ殺害シタル上死體ヲ全裸體ト爲シタルカ如キニ至リテハ假令被告人ニ於テ所論ノ如ク其ノ死體ヨリ肝臟腦味噌等ヲ摑取セントシテ再ヒ其ノ死體ノ存スル場所ニ來ルノ意思アリシトスルモ殺人罪ノ外ニ死體損壞遺棄罪ヲ構成スルヤ論ヲ俟タス」（昭和八年（れ）第六七五號同年七月八日第三刑事部判決棄却）

學童慘殺事件寫眞

第一圖

被害者杉井敏數方及其の附近の模樣
（廣島縣賀茂郡下三永村字福成寺部落）

第二圖

福成寺山麓より福成寺道は被告人上高八郎が開墾したる開墾地の側を通ず。三叉路に被告人上高らしき人象をさしたる者が現れ開墾地に入りたるを見たりと云ふ証人の指示する場所より當時の狀況を撮影せるもの

學童慘殺事件寫眞

第一圖

被害者杉井敏數方及其の附近の模樣
（廣島縣賀茂郡下三永村字福成寺部落）

第二圖

福成寺山麓より福成寺道は被告人上高八郎が開墾したる開墾地の側を通ず○三叉路に被告人上高らしき唐傘をさしたる者が現れ開墾地に入りたるを見たりと云ふ証人の指示する場所より當時の狀況を撮影せるもの

第三圖

福成寺山麓三叉路附近より開墾地及被害者敏數少年の通學し居たる小學校附近遠望

第四圖

被告人(上高八郎)らしき唐傘を差したる者が開墾地に入りたるを見たりと云ふ証人指示の場所より唐傘姿を撮影す

第五圖

福成寺山中所謂舊道と新道との岐れ道より三間許の上方山林中に投棄しありたる被害者の帽子、唐傘、洋傘

第六圖

靴の投棄しありし場所

第三圖

福成寺山麓三叉路附近より開墾地及被害者敏數少年の通學し居たる小學校附近遠望

第四圖

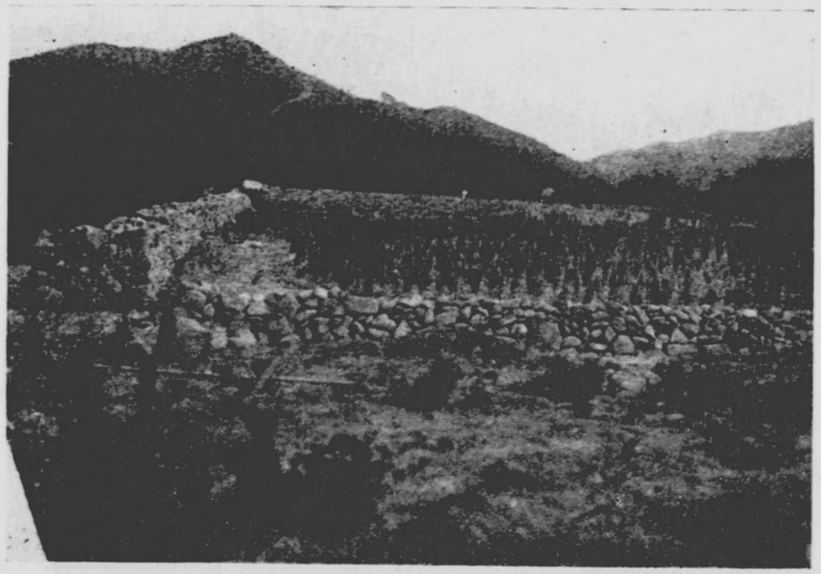

被告人(上高八郎)らしき唐傘を差したる者が開墾地に入りたるを見たりと云ふ証人指示の場所より唐傘姿を撮影す

第五圖

福成寺山中所謂舊道と新道との岐れ道より三間許の上方山林中に投棄しありたる被害者の帽子、唐傘、洋傘

第六圖

靴の投棄しありし場所

第七圖

溪流中に胴體を立てたる樣に置き其上に石を置き蓋となし在りたる狀況

第八圖

昭和六年七月三十一日即ち死體の中胴體を發見してより九日間の後胴體を發見したるより約一間半下手の溪流中より頭部のみを發見したり頭部は石を掘出したる後の窪みたる所に置き其の上に石を蓬として置しありたり本寫眞は石を撤去し體部の現はれたる有樣なり。

第三十四章　屍體火葬後に於ける殺人放火等被疑事件
豫審免訴後再搜査の實例

第一　事件の發端

昭和五年七月二十六日午後十時頃北海道中川郡池田町大字川合村字トーカ三番地森久農牧場内に建てられたる角田久治所有の炭燒人居住の小屋(間口三間奥行二間板葺芦壁)より發火し右建物は燒失した。

其の際右建物の所有者角田久治より留守居番を賴まれ、同月二十四日より同所に泊り居たる河東郡音更村字長流枝(オサルシ)内(ナイ)新居嘉造(當時六十八歲)は右燒跡より燒屍體となり發見せられた。

其の屍體の頭部及胸部は稍形態を殘し四肢の一部竝に腹部は跡形なき程度に燒失して居つた。

翌二十七日右事實發見せられ其の夜は同所に於て近親故舊のもの通夜をなし、翌二十八日下士幌駐在所巡査某の檢視を受け、同巡査は新居は假睡中過失により自ら火を失し逃場を失ひ燒死したるものなるべしとの見込の下に、死因を燒死と認め右屍體を長男新居福一方(河東郡音更村字長流枝内幹線二十二號一番地)に運ばしめ、同所に於て居村の醫師をして檢案を爲さしめ、死因不明の故を以て燒死との檢案書を徵し行政檢視の手續を終へ、同日死體は白木の箱に收め安置せられ親族故舊に依り通夜をせられ、翌二十九日福一方後方一町程上りたる山林内に於て木箱在中の儘其の上に薪を積み重ねたる中に差込み石油を注ぎ懸け、之に火を付け火葬を濟ませ、翌朝三十日近親の者遺骨を拾ひ上げ木

第七圖

溪流中に胴體を立てたる樣に置き其上に石を置き錘となし在りたる狀況

第八圖

昭和六年七月三十一日即ち死體の中胴體を發見してより九日間の後胴體を發見したるより約一間半下手の溪流中より頭部のみを發見したり頭部は石を掘出したる後の窪みたる所に置き其の上に石を據として置しありたり本寫眞は石を撤去し體部の現はれたる有樣たり。

第三十四章　屍體火葬後に於ける殺人放火等被疑事件豫審免訴後再搜査の實例

第一　事件の發端

昭和五年七月二十六日午後十時頃北海道中川郡池田町大字川合村字トーカ三番地森久農牧場内に建てられたる角田久治所有の炭燒人居住の小屋(間口三間奥行二間板葺荒壁)より發火し右建物は燒失した。

其の際右建物の所有者角田久治より留守居番を賴まれ、同月二十四日より同所に泊り居たる河東郡音更村字長流枝(オサルシ)内新居嘉造(當時六十八歲)は右燒跡より燒屍體となり發見せられた。

其の屍體の頭部及胸部は稍形態を殘し四肢の一部竝に腹部は跡形なき程度に燒失して居つた。

翌二十七日右事實發見せられ其の夜は同所に於て近親故舊のもの通夜をなし、翌二十八日下士幌駐在所巡査某の檢視を受け、同巡査は新居は假睡中過失により自ら火を失し逃場を失ひ燒死したるものなるべしとの見込の下に、死因を燒死と認め右屍體を長男新居福一方(河東郡音更村字長流枝内幹線二十二號一番地)に運ばしめ、同所に於て居村の醫師をして檢案を爲さしめ、死因不明の故を以て燒死との檢案書を徵し行政檢視の手續を終へ、同日死體は白木の箱に收め安置せられ親族故舊に依り通夜をせられ、翌二十九日福一方後方一町程上りたる山林内に於て木箱在中の儘其の上に薪を積み重ねたる中に差込み石油を注ぎ懸け、之に火を付け火葬を濟ませ、翌朝三十日近親の者遺骨を拾ひ上げ木

箱に收め之を福一方佛壇に安置した。

而して右屍體を火葬したる場所に燒殘りたる燒灰は、其の儘其處に置き周圍の土を堀り上げ、其の上を高さ一尺餘の土饅頭形に盛り上げ、新居嘉造行年六十八歳と木札にて表示し、爾來近親者等は命日等に參拜して居つた。

第二　司法警察官の犯罪捜査

右火災現場より屍體を持ち運びたるその跡に殘されたる灰は、死亡者嘉造の妻新居イシが夫を追慕するの餘り、之を掻き集め饅飩の空箱に收め居村共同墓地の一隅に埋葬して置いた。

その當時は新居嘉造の家人は固より何人も嘉造が殺されたものとは疑ひすらさしはさまなかつたが、(一)燒跡の灰片附に立ち合つた燒失小屋の持主角田久治の娘婿猪狩鐵夫がその燒跡の小屋出入口を這入り、直ぐ傍の木の根株の東側の灰の中から斜に筒先が二尺程出て居る村田銃を發見したので、其の銃を取り出して燒跡から一間程離れた東の側の草原の方へ投げ出しておいた處、燒跡を見に來たる河東郡音更村字長流枝内幹線十二番地安齊龜治（明治七年六月十四日生）が之を見付け、持ち去つたまゝその銃の行方がわからなくなつた事や、(二)安齊龜治は平素人と論爭を好むことや、(三)大正八年七月五日帶廣區裁判所に於て暴行罪により罰金二十圓に處せられたことがあり、(四)又右小屋の燒ける一週間程前にも右小屋内に於て角田久治と馬の交尾料の件で口論し銃を擬し打ち殺すぞと騒ぎたるも安齊の妻等に取り鎭められたことあり又、(五)火災の出た二十六日の晝頃新居嘉造は自宅の風呂に入りに歸りたる際、その際イシに對し、同月二十五日頃角田方留守居番をなし居る際、一寸外出してからその小屋に歸りたるところ、安齊龜治が袋入のものを肩負ひ歸り行く後姿を認めたるが、角田方の米櫃内の米に盜難豫防の爲撒の葉二本を十字に爲し入れおきたるところそれが取り出され米が著しく不足して居るを發見したので、龜治が盜み去つたものと認め、困つた事だと話した事や、(六)嘉造の爲の御通夜の晩に安齊龜治も友人として行き居り、屍體は火葬がよいかどうかの相談のありたる際、安齊は火葬にした方が思ひきりがよいと云ひ極力火葬說を主張し勸めたと云ふこと等の噂から安齊龜治が新居嘉造を村田銃で打ち殺してその犯跡を隱蔽する爲火を小屋につけたものであると云ふ風說が村中に立てられたのでそれを森久農場の主人某（帶廣郵便局長）が、帶廣市（當時は帶廣町）某新聞の通信員に話し、その通信員は帶廣署の司法主任にその事を話したので、司法主任は行政檢視の既濟記錄を取り出して調べて見たところ、それに符合する變死及失火事件のある事を知つた（その司法主任は巡査が行政檢死をしたときには上京中で帶廣には居らなかつた）。その司法主任園田警部補が右風聞を耳にしたのは昭和五年九月四日であつたので、その風說の件につき根據あるや否やを取調をして見た處、益々犯罪が潛在する事の疑が强くなつたので、帶廣警察署長に報告し同署刑事巡査及下士幌駐在巡査某等と共に右事件の捜査に着手した。（刑事訴訟法第二百七十七條、犯罪に關し匿名の申告又は風說ある場合に於ては特に其の出所に注意し虛實を探査すべし。）

木件に於て司法主任は犯罪の風說を聞知し、特にその出所に注意し虛實を探査してから捜査に着手して居るので、此の態度は實に立派である。

山の中の小屋で老人が燒死して居る樣な事件を豫斷を以て犯罪にあらずと速斷し、經驗なき醫師をして檢案せしめ死の原因は不明であるといふに拘らず、之を行政檢視に付するに止め、司法檢視の處分に出でず、且所轄檢事に報告しなかつたのは著しき職務上の怠慢とも云ふべく、刑事訴訟上の規定にも背いて居る事を見落してはならぬ。

變死體の檢視には行政檢視と司法檢視とがある。此處に司法檢視とは刑事訴訟法第百八十二條に基き、檢事又は檢事の命令により警察官が爲す檢視を云ふので、變死の原因が犯罪に原因せざること明白なる事案に限り、行政檢視を爲し得るもので、變死が犯罪に原因すること明ならざるか、又は其の疑のある場合は司法檢視をせねばならぬものである（刑訴一二三條）。例へば柿の木に登り、柿を取りつゝある間に、自然に幹が折れ、地上に落下して卽死したる事案、落雷の爲通行中の人が震死した場合、自殺たる事明瞭なる場合は行政檢視を爲すのみで足るが、然らざる場合は司法檢視を爲すべきである。之に牽連して注意すべきは刑法第百九十二條の規定である。

本件の如き變死體を發見して其の報告を受けたときに、警察官は直に所轄地方裁判所又は區裁判所の檢事に報告し檢事の檢視を請求すべきであり、檢事差支へあり若くは事案の輕重難易により警察官に代つて檢視を爲さしむるを相當と思料したるときは、司法警察官をして檢視處分を爲さしめる事が出來る（司法警察職務規範四七條）。

司法檢視の處分により犯罪あることを發見したる場合に、急速を要するときは檢證を爲すことを得（刑訴一八二條二項、一二三條五號）。

本件は刑事訴訟法第百八十二條第二項、第百二十三條第五號の規定の活用により、檢事が强制の處分を爲すべかりしを相當とし、尙事案の重大性に鑑み、刑事訴訟法第二百五十五條に基く强制處分を豫審判事に請求し得べかりしに拘らず、事こゝに出でずして警察官は檢事局との連絡をとらず、自由に取調を進め、昭和五年九月五日午後十時過ぎ頃、被疑者安齊龜治を帶廣署に同行し、其の夜一應の取調を爲したるに否認した。

其の際龜治は自分は七月二十五日には山に登つたが、同月二十六日（犯行のありし日）には絕對に山に行かなかつたからら火を附ける餘裕はないと否認した。

同年九月六日新居嘉造の妻新居イシ、新居嘉造の長男新居福一、燒失せる小屋の持主角田久治等を取り調べた。

同年九月七日には、下士幌駐在所巡査が燒跡よりボツ〳〵穴のあいて居る石油鑵を發見し、帶廣署に持ち歸つた。

その穴は一見して散彈が當つて生じた如く見えたので、翌八日司法主任は右石油鑵を現場に持ち歸り實況見分を遂げた。その際角田久治、死亡者嘉造の長男新居福一、角田の娘婿猪狩鐵夫を立會しめ、元嘉造の燒死體が見出された地點と石油鑵のおかれてあつた大木の根株の上に石油鑵を置き、見透しをつけてみたところ、右小屋の芦壁の外側より狙を定めて發砲したものゝやうに認める事が出來、その際猪狩は、燒跡に最初來たとき、自分が鐵砲を家の入口の小屋の角から見付け、取り出しおくと安齊龜治が、之は俺の鐵砲だと云ひながら直に受取り何處かへ持つて行つたが後は如何なつたか知らぬと云ひたるより、司法主任は安齊龜治の宅に行き鐵砲を搜せば出て來るかも知れぬと思ひ、下士幌駐在巡査及新居福一等と共に搜しに行きたるも見當らず、安齊龜治方居宅入口道側に於て、猪狩鐵夫を司法主任が取り調べ聽取書作成中、其の附近に來合はして居た安齊の友人工藤茂作は「自分は安齊龜治が九月五日夜警察に同行せられ、翌六日安齊の妻より無理に賴まれ、鐵砲や散彈、火藥類の殘を山の奥にかくしたが、えらい事になつて仕舞つた」と中島某に話して居る事を聞き知り、工藤茂作を呼び出し、同人の賴まれて隱したといふ場所、安齊方居宅數町奥の小川の土手の中から鐵砲が見出され又家から數十間離れた處にある樹木の根本から火藥彈丸類（之を包みたるメリケン粉袋——盜品と共に）が出て來た。

昭和五年九月十一日帶廣町銃砲火藥商に、右石油鑵に穴のあいて居るものと押收せられた村田銃及使用殘りの彈丸

等を見せ、鑑定的の意見を徴した所、之は十八番の銃口から九尺内外の距離で打つたものであらう。鐵砲の中にはケースが殘つて居るかも知れぬと云はれ、中を開かんとしたが、燒鑄の爲め之を開く事が出來ず、最寄の鍛冶屋に持つて行き中を開かせ、ケースを取り出させた。其のケースの尻の發火金が凹んで居るのが認められるゝから正しく引金をひき發射せられたものに相違なき證據であるといはれた。

九月十八日に至り安齊はメリケンコ入袋一個に九升程在中の米を盜んだことを自白したが、其の他の殺人放火は否認した。

同月十九日道廳刑事課に應援を求め二十日の朝同課の刑事部長平地嘉雄が到着したるも、帶廣町に於ける香具師の親分が殺された事件突發の爲、一時安齊に對する取り調は中止され、九月二十九日に至り、平地刑事部長、大島巡査部長、中村刑事等一行が火災現場檢分に行き、引きかへしてから、被害者の妻イシを取り調べたるところ、安齊が米を盜み歸つたことや、鐵砲火藥類を隱せとイシに命じたことを確め、九月三十日に至り帶廣警察署岡田司法主任は釧路市に出張し、釧路地方裁判所檢事正に右事件の經過を報告した。十月一日平地刑事部長が安齊龜治の面前に其の妻シゲを呼出し、シゲが久治の米を持ち歸りしことや、鐵砲、火藥類を隱せと命ぜられしことを進んで供述した。その際シゲはかくなつては致し方なき故、何もかも隱さず自白してくれと夫龜治に申したところ、龜治は其れに對して答が出來ず、首を垂れて仕舞つた。其の夜再び平地部長が安齊を取り調べたところ、最初は否認して居たが、二時間以上經つてから龜治は涙をボロ〳〵流し、うつむいてボツリ〳〵云ひ出した。

其の時安齊は「新居嘉造の次男が中山某所有の寢木を買ひとつたものを、嘉造が炭に燒いたのを自分（安齊を指す）は嘉造が中山某の木を無斷で持去つた樣に云つたので口論となり其の結果遂に摑み合ひとなり、鐵砲の臺尻でたゝくつもりで取りあげたところが、偶然彈丸が發射して嘉造に當り、驚いてヂイサンと云つて側にかけつけて見たら死んでゐる事がわかり直に逃げ歸つた。その際側にあつたカンテラが倒れて自然に發火したものであらう」と自供した。

翌十月二日平地刑事部長が更に安齊を取り調べたところ、安齊は「嘉造と木のことから論爭した處嘉造は立腹して爐邊にあつたスコップで自分に火を懸けたので、自分もスコップを取り返へして其れで嘉造を打つたところ、嘉造もマサカリを以て自分に取りかゝつて來たので、私はかなはぬと思ひ逃げ出す際に鐵砲をとり出して見ると、ケースが這入つて居るやうであつたから戸外に出て、聲壁越に嘉造を狙ひ發砲した處同人は仰向けに倒れた音がしたので、側にかけより、爺々と連呼せしも返事がなく、脊の方に手をかけた處ヒヤ〳〵と感じて血が出て居つたらしく思はれたのでスコップで爐の中の火をすくひ爺の頭の傍においたところ直に火が燃え上るのを見て歸宅した」と自供し、その際龜治は自分が鐵砲をうつた位置を明かにする爲め自身で半紙に見取圖を作成、其の地點を明に書き差し出した。

十月二日安齊の供述により、スコップが必要になつたので、下士幌の巡査に命じて燒跡を捜させた所スコップが發見せられた。それは昭和五年十月四日の事である。

此のスコップといふ樣なことは、捜査の始より同年十月二日迄の間に至る連續取調に從事せる捜査官の頭になかつたことが、被疑者の口から出されたので、同月四日に燒跡に行き注意して探し、初めてスコップ一挺を發見留置し居る事實と、警察官に對する此の申立とが一致することに依りて被疑者の供述の眞實さが窺ひ得らるゝと思ふ。

角田久治に對しては同年九月八日の實況見分の際立會しめ、領置の石油罐を示したるところ、これは自分方で飲料

水を汲み置く爲めに水桶代用に使用し居たるものにして、火事騒ぎのある以前に於ては斯樣に穴が多數あけられて居なかつたと供述した。

尙十月三、四日頃司法主任が被疑者安齊の供述を確むる爲、帶廣署の二階訓示室に安齊を呼び入れ床板の上に白墨を用ひて燒けた家の入口、水桶のありし地點、嘉造の死體のありし地點を印をつけて說明させ、龜治をして自發的に何れの地點より鐵砲を如何なる姿勢でうつたかを實演せしめたところ、安齊は此の邊から、斯樣にしてうつたと述べ嘉造の死體のありし位置及木株のありし地點を見透すことの出來る戶外の地點より銃口を向ける眞似をしたので、司法主任は寫眞掛の巡査に命じ、その側面よりその情況を寫眞に撮影せしめておいたが、之れは免訴記錄に綴られて居らなかつた。再搜査の際檢事が司法主任を取調べた處、斯かる寫眞は其の犯行の當時とは場所も異るゆゑ記錄に綴ら ぬ方がよからうとの說があつたので、其の儘にして置いたとのことゆゑ、再搜査記錄に之れを綴り置く事にした。元より之れは犯行の直接證據にはならぬが、之れにより警察官取調の當時自白せる被疑者の供述の內容が、一層明瞭にせらるゝ間接的證明の效力あるものであるから、重大なる事件で被疑者が自白せるときは此の種の實演寫眞を撮影して置くべきである。此の重大事件は複雜繁雜であつたに相違ないが、昭和五年九月五日司法警察官の檢擧の時より十月十一日釧路地方裁判所の檢事が起訴する迄一ケ月以上警察署に留め置かれて居る。此は警察に於て檢束處分を致して置いたものと思はれるが斯樣な重大なる事件に遭遇したるときは警察官は檢事の指揮を仰ぎ、適當の時期に檢事の出張を求め、刑事訴訟法第二百五十五條に基き、檢證被疑者の訊問等の强制處分を所轄豫審判事に請求すべかりしに拘らず、事此處に出でざりし爲め起訴せられた後、被告人は之を善い幸として聲を大にし、警察官は不法に自分を監禁し誘導詐言を用ひ或は暴行脅迫したので全く自分の意思に存せざることを供述するの止むなきに至りたるものなる旨辯解を試みる有力なる口實に利用するに至つた。搜査官は斯の如き長期間の檢束は爲さざるやう將來充分注意することを要する。

本件に於ては屍體の檢視により犯罪を發見し、更に引き續き檢證を爲し、犯人を發見したる場合として刑事訴訟法第百二十三條第五號に基き檢事の强制處分を爲すことの外、變死體の發見が家屋燒失の翌日にして、その際綿密なる檢證と死體の解剖等を爲す手續を現行犯（刑訴一三〇條、一二三條二號）として取り扱ふことも可能であつたことを見落してはならぬ。

何が故にかゝる重大事件に就て任意の處分を爲さず、法令に許されたる强制の處分をなす方が適切であるかと云ふに、犯罪の搜査は元來が任意であるを原則として、任意處分に基く聽取書の作成の如きはその內容より云へば訊問調書と形式的には差異なきものであるが、法律上の效力の上から見れば地方裁判所管轄の事件に在りては聽取書は效力を存せず、區裁判所の事件及二三特例の場合に限り其の效力を認められるに過ぎないから、人の供述を搜査官が書きとる場合には法律上許されたる場合には出來るだけ效力ある訊問調書を作成しおくの賢明なることは此處に喋々を要せぬことである（刑訴三四三條參照）。

第三　司法警察官作成の記錄の點檢

昭和五年十月十一日被疑者龜治は釧路地方裁判所檢事局へ本件搜査記錄と共に身柄を送致せられた。

一　先づ警察官作成の記錄の形式を點檢するに、記錄の冒頭に文書目錄があり、次いで司法警察官作成の送致意見書

が添付せられてゐる（司法警察職務規範第一一一條參照）。

意見書には犯罪事實（被疑事件）の概要を敍し情狀其他參考となるべき事項を、記載報告すべきである。差押又は領置した物件は此の意見書と共に檢事局に送付すべき事となつて居る。

尙、右意見書には法令の適用、起訴不起訴に對する意見を添書する慣例になつて居る。

初心者は、警察よりの送致記錄を受取つた時に、動ともすれば其の意見書記載の犯罪事實竝警察官の法律適用の意見に捕はれ、事件全體の性質を、把握する事を致さずにしまう事がある。注意すべきである。意見書は、主任の警察官の參考意見に止まるもの故、記錄を通讀する前に事件の全貌を瞥見する便宜上、讀んで置くに止め、決して其意見に引きずられたり盲從したりしてはならぬものである。

例へば司法警察官が或被疑者が詐欺を致した者として送致して來ても、記錄を熟讀し補充捜査を爲し又は根本より捜査の仕直しを致した結果、橫領の犯罪が成立し、欺罔其の他の點に於て詐欺と認むべきものに非らずと思料したる時は、檢事は警察官の意見に反し橫領罪として訴追するを正當とする場合もある。

同樣の關係に於て、警察官が殺人として送致したる事件を、檢事は傷害致死、遺棄致死と認定して起訴する場合もある。

又時としては、記錄の內容の中に送致意見書に摘示せられて居らぬ別個の犯罪が存在することが明白となつて居る場合もある。其の時は檢事は、事件を認知して、檢事局の事件簿に受付けてから起訴する場合がある。或放火事件の記錄の冒頭の意見書には、放火の犯罪事實のみの指摘があり、記錄の中には被疑者の親戚親族の側から、事件檢擧に關係した刑事巡査の處に抹消を依賴し、現金五拾圓を贈與し（贈賄）警察官より直ちに拒絶せられた記載あり。此場合には、檢事は放火事件に付て捜査し、起訴不起訴を決するの外、賄賂を提供した親族の者を被疑者と認知し、其事件に付ての起訴不起訴をも解決する樣努めねばならぬ。

二　意見書の次には事件の捜査指揮を爲した案があり、次に捜査報告書は捜査に依り知り得たる事實を有の儘に報告すべきで、徒らに美辭麗句を竝べ文章を誇張して報告するの弊に陷らぬ樣注意すべく、簡單明瞭に推理をするに適する樣、項目を配列して置くを可とする。

三　次に司法警察官作成の實況見分書がある。實況見分書は非現行の事件に付き、捜査官が犯罪の場所其の他捜査上必要なる場所を觀察する時に作成する文書にして、其の內容から云ふ時は、現行犯其の他法律が檢證を爲し得る事を許した場合に、作成せられる檢證調書と同樣のものである。

只兩者區別の存する著しき差異は、極端の場合に於ける法律上の結果が異るのみである。

檢證を爲す事を法律上許されたる場合に於ては、檢證の場所の所有者、若しくは其の管理者の承諾を得た後に檢證に着手する必要は無い。若し此れ等關係人が、絕對に檢證を拒否する事があつても、捜査官は必要に應じて强制を用ひ、其の職務の執行に對する妨害行爲を鎭壓して、時によつては夫れ等の者を、職務執行妨害の現行犯として逮捕し、檢證を進行させる事が出來る（刑訴一六〇條、一六一條參照）。此れに反して、實況見分の場合は非現行犯事件であるから、かやうな極端の場合に遭遇した時は、實況見分に著手する事が出來ないばかりでなく、其の拒む者に對して、直に職務執行妨害の行爲ありとして對抗する事が出來ない。却て捜査官が、之れ等の反對を押切つて見

分を爲す時は、捜査官に於て、邸宅の侵入等の犯罪に觸れる様な場合が展開せられて來る。

檢證の場合に於ては、捜査官は身體の檢査、死體の解剖、壞墓（發掘、物の毀壞其の他必要な處分を爲し得るにかゝはらず、實況見分の場合には當然には之等の處分を爲す事は許されない。必ず其の所有者若しくは其の他關係者の同意を得た時に限り、之等の處分を爲し得るのである（刑訴一七六條一項參照）。

けれども檢證の場合には、關係人の同意を得ないで捜査處分に著手すべきものであると卽斷すると捜査官は、取返しのつかぬ失態を招く事がある。兩者の間には左樣な法律上の區別があると云ふ事とは別に、常に土地家屋の所有者、管理者に面接した最初に於ては、捜査官は禮儀を以つて之に對應し其の承諾を得る形式の下に交涉して關係者の面目を保持する事に努むべきである。

四　次に被害者其の他證人に對する聽取書が綴られてゐる。

聽取書は訊問調書と其の内容から言へば、全く同樣のものであるが、法律上の結果から觀察すると、著しい區別がある。卽ち聽取書は法令により作成した訊問調書に非ざるを以て、特別の場合の外は證據となす事を得ない。（刑訴三四三條）。聽取書は項を揭げて、適宜に關係人の供述を分割整理して記載する例になつて居るが、捜査官が問を發し、供述者に答として陳述させた形式によつても差支へはないのである。又大部分は項を擧けて記載し置き、重要な事項に付き釋明を求むる場合に限り、問を發し、答の形式で供述を爲さしめても良い。

五　被疑者の身柄留置

現行犯の場合に於ては、警察官が其の身柄を受取つた時は、四十八時間内に書類及び證據品と共に、之を所轄檢事局又は相當官署に送致する手續を爲すべく（刑訴一二七條）、檢事が現行犯人を逮捕し、又は之を受取り、又は第百二十三條各號の場合に基き發せられた勾引狀の執行を受けた被疑者を受取つた時は、遲くとも二十四時間内に訊問する事になつて居る（刑訴一二九條）。之に反し非現行の被疑者は、强制力を以て身柄を留置く事は出來ないが、本人の承諾を得た時、若しくは本人より宿泊方を願ひ出た時には、警察署の宿直室又は警察指定の旅館等に宿泊させて置く事も出來るが、之は變態の場合であるから、成るべくは斯樣な身柄の留置はせぬ樣にすべきである。

次に行政執行法第一條により、泥醉者、瘋癲者、自殺を企つる者、其の他救護を要すと認めたる者等に對しては必要な檢束を加へる事が出來る。戈器兇器其の他危險の恐れある物件の假領置を爲す事が出來る。暴行鬪爭其の他公安を害する虞ある者に對し、之れを豫防する爲必要なる時亦同じと云ふ法條を適用して、其の身柄を留置く事が出來る。本條はもと〳〵犯罪捜査の爲に設置された條文でなく、特別の狀況にある人物に對し、保護を加へ且公安を維持しようとする法意に外ならぬものであるから、之を捜査に亂用する事は、愼むべきである事は論を俟たぬ。然れども此の法條に當嵌まるものと認められた時は、適宜檢束處分を爲し、一面犯罪捜査を進行させるも違法でないのである。右の檢束は翌日の日沒後に至る事を得ないが、更に釋放後檢束を必要とする事情を認めた時は、檢束を爲す事は禁ぜられて居らない。行政檢束を捜査に活用するには、特殊の法文を設け、行政檢束に對立して司法檢束なる制度を設ける必要ありとの說がある。札幌控訴院檢事局からも、昭和八年度の思想制檢事會同の際に、治安維持法の一部に其の趣旨の規定を設くる必要ありとの意見を提出した。

六　被疑者の承諾同行

承諾同行とは、當該關係人の同意を得て、警察署、檢事局其の他捜査官の居る場所に出頭方を促し、警察官と同道して來らしむる事を云ひ、本人の任意の意思に出て居るものであつて、勾引狀、勾留狀、逮捕狀等の强制力を伴ふ引致と異るものである。承諾同行を必要とする場合は、書面、電話、若しくは使の者を通じて呼び出しを爲し置く時は其の呼び出しを受けた一事によつて、或は證據の湮滅を計り、或は關係人との間に否認、辯解の打合せを爲し、或は僞證敎唆を爲し、或は逃走を爲し、或は自殺を爲し、或は引續き暴行脅迫を反覆し、或は其の他の犯罪を爲す惧れありと認め得る場合に、警察官の同行により、之等の危險を防禦する目的に出づるものである。從つて或刑事記錄を受取り、閱覽後被疑者を呼び出さうとする時は、單純の呼出で良いか、承諾同行によるが良いかは、捜査官に於て深思熟慮したる上に決すべきである。

承諾同行をなさしむる時は、關係本人の同意を要する事は素よりなるが、此の際は其の人の名譽を損せぬ樣取計らひやり、家庭の者に對しても感情を害せぬ樣に應對すべきである。

〔記錄の中に現れたる夢物語〕

本件の殺人放火の被害者新居嘉造の妻新居イシ（其の當時三十七年）は昭和五年九月八日司法警察官の取調を受けた際、斯樣な夢物語を致してをる。

昭和五年七月二十五日（本件の突發する前日）の晩、自分の子供みつ子（其の當時四歳）が首の邊から眞赤な血が流れて居るので之れを起さうとしたが、其のうちに眞青となつてしまつたので目がさめて見ると、其れは夢であつたが二十六日夫嘉造が、自宅の風呂に這入りに歸つて來た時、其の事を話した所、さうかと云つて思案する樣に聞いて居りましたので、私は夢見が惡いから氣を付ける樣に云つてやりました。同年九月六日に、十一歳になる私の子供雪子は次の樣な夢を見たと云つて私に話した。「父さん（嘉造）は死んで居る筈だのに、自宅で薪割をして居るので、お父さんは死んだのに又來られたね、と云つたら、死んでも來られるさ、と云ふから、獨りで死んだのか、と聞くと、獨りで死ぬものか殺されたのよ、と云つたが、其れは夢であつた」と。

本件に於てはもう一つの奇蹟があり、其れは被害者の死體は長男福市の家の裏山で火葬され其の遺骨を箱に納め、佛檀に安置せられてあつた。自分が第二審檢事として、竊盜事件の第二審公判に立會ふ事となり、記錄を見て再び捜査に着手し、昭和七年三月九日嘉造の妻イシを調べた所、其のまゝ夫の遺骨は佛檀に安置してあることが判つた。更に同年四月五日に到り新居福市を取調べた際「何故今日迄葬式を致さずに居るか」と尋ねた處「父嘉造が時々自分の寢て居る枕元に炎々と燃えて居る火を背負つて立ち現れ、未だ此の家を立ち去りたくない表情を致し、間もなく姿を搔消す樣な事がありますので、葬式を出すな遺骨は佛檀に其の儘置け、と云ふ風に解せられたので、遺骨は今日まで自宅に安置して居るのである」と供述した。殺人事件等には時々此の種の夢物語が纏綿して居るものである。斯る場合に痴人夢を說くとか冷笑して、何等之等の夢の內容を分析する事を爲さず抹殺し去る者が些くはない。併し捜査官は常に此の種の夢物語と雖も輕々にせず之を咀嚼し、之を捜査すべき一項目とし、研究して行く態度を取らねばならぬ。

私は此の種の夢物語から犯罪の端緒を得たり、若しくは被告人の自白を後日否認する事の出來ぬ傍證として、

證據保全の效力を齎した經驗を多數持合せて居る（本書二三五頁乃至二三七頁參照）。

又大正十五年中第一回司法研究員となり、犯罪捜査に付き研究を進めし際、川越少年刑務所、小田原少年刑務所、小菅刑務所に付き狂暴兇悪なる殺人行爲をなし、無期懲役となり、又は少年法の適用を受け重き懲役刑に處せられた多數の受刑者に付き直接面談し之に類似する奇蹟的の夢物語を聽取り其の後フロイドの夢判斷を讀むに至り、此の種の研究を進むる上に、最も良きヒントを得た。余は本件捜査の初に當り事件が消極に決せられ、豫審免訴が確定した後に至つても、尚其處に殺人放火の存在する事を確信する上に、勇氣付けられた事情の一つとして數へ上げるに躊躇せぬものである（拙著犯罪捜査論七四頁、八五頁參照）。

第四　第一審檢事の捜査

昭和五年十月十一日被疑者安齊亀治は記錄と共に、身柄は釧路地方裁判所檢事局に送致され、警察送致の記錄は非現行犯事件として作成されてあるので、主任檢事は被疑者を訊問することを爲さず任意に聽取り、聽取書を作成してをる。其の聽取書を見ると、警察に於ける自白と大同小異の供述を爲して居るが、たゞ村田銃にて嘉造に向け發砲せる地點は、警察に於ては木小屋の外部より蘆壁を通じて銃口を向け發砲せりと供述し居るに、檢事に對しては木小屋内に於て發砲したるもので木小屋の外より發砲したるものでないと供述してをる點が著しく相違してをる所である。檢事は其の點につき取調を致しをるが、被疑者は警察官より其の樣にして打つたのでなければ實際に合はないやうな話をされたので、致方なく右樣に申立てた、と言うてをる。斯くの如く、被疑者の供述が殺害の方法に於て相違するが如き場合には、親しく犯罪の場所を見分し、孰れの供述が眞實であるかを判斷すべきものである。然るに主任檢事は、被告人の自白してゐる點に安心して、斯る枝葉の點は豫審の取調に於て確定して貰ひ得るものと速斷したる爲か、現場の見分をも爲さず、又强制處分を請求し其の供述を確めたる後徐に起訴不起訴の決定を爲すべきに拘らず事玆に出でずして直に卽日豫審請求をした。

檢事の豫審請求書に記載せる公訴事實は、左の通りである。

（第一）　昭和五年七月二十六日森久牧場内角田久治方に於て白米一斗位を竊取し、

（第二）　同日夜同家に於て、留守居番を爲し居たる新居嘉造と、製炭用材のことより激論し、嘉造より罵倒せられたるに因り憤慨し、同家に在りし獵銃を以て嘉造を射殺し、

（第三）　右犯行後、其の犯跡を隱蔽せんが爲、爐中より「スコップ」を以て火灰をすくひ取り、之を同家の南側草園に振りかけて放火し、右角田久治住宅一棟を燒燬したるものなり。

斯る重大なる事件は、如何に捜査官に犯行を自白して居つても、後日或は豫審に於て、或は第一審公判に於て、或は第二審公判に於て孰れかの機會に於て、自己の爲したる自白を、誘導詐言により、若くは暴行脅迫により、意思に反して虚僞の陳述を爲したる旨を以て否認辯解し來るを常態とする。故に捜査官は被疑者が自白を續け居る限り詳細に犯罪事實を聽取ることは勿論、其の犯行の數日前より犯行を遂げたる後に至るまで詳細に聽取り、其の供述を一々分析し、其の供述に吻合すべき證據資料の有無を捜査し、其の一連の供述は信ぜらるべきものなりや否やを、立證し置くの用意が肝要である。

重要なる事實を被疑者より聞かむとするには、殊更に其の事項が重要なりと言ふことを知らしめて聞くことは禁物

である。重要ならざること、特に事件に關係なきことを供述せしめ、知らず識らずの間に捜査官が重要なりとする事項にも觸れしめて平々坦々として供述せしむる樣に考案することが大切である。

第五　豫審判事の取調

豫審判事は卽日被疑者に對し勾引狀を發し、十月十三日第一回の訊問を爲してをる。

第一回の豫審判事の訊問調書を見ると斯樣になつて居る。

此の時豫審判事は被告人に對し、豫審請求書記載の公訴事實を解示したり。

問、被告人が本件公訴を受くるに至りたるは、斯樣なる事實に依るものなるが、此に對し何か陳述すべきことなきや。

答、御解示の罪を犯したに相違ありませぬ。

右讀聞け、相違なきや否やを問ひたるに、被告人は相違なき旨答へたり。

其の後主任檢事より聞く所によると、被告人は豫審判事に對しても、檢事に對せると同樣、詳細に自白したるも、豫審判事は其の當時多忙なりし爲、詳細なる供述は後日調書に記載することゝし、斯の如き簡單なる調書を作成したとのことである。前にも述べし如く、此の種の重大なる犯罪の被告人は或時機に於て其の自白を取消すことあるべしと推知し得るを以て、如何に多忙なりしとするも、第一回の訊問の際に、公訴事實に關する事項を被告人の口を通じて述べしめ、簡單に調書に記載し置くべきである。而して第二回の訊問も餘り間を置かず續いて訊問すべきである。然るに本件に於ては、昭和五年十一月一日に至り、第二回の訊問を爲し、其の間取調を致さずに居るのは、不相當の處置である。果せる哉、被告人は第二回訊問の際に、今迄の自白を取消し、警察官の誘導訊問を受け、さうでないと言へば體をなぐられ責められるので、餘りの苦しさに、尋ねられる儘、心にもなく、虚僞の自白をなし、檢事や豫審判事に對しても、警察で述べた如く申上ければ、寛大な取扱を受くることになり、取調が早くすむと思ひ、虚僞の申立をしたる旨陳述してをる。

本件に於ては、多數の關係人を取調べ、被告人に對しては第八回迄訊問し、昭和六年十月三日に豫審終結意見書が豫審判事より主任檢事に宛て發せられ、同月十五日主任檢事は有罪の意見を附して同月二十九日に被告人に對する竊盜被告事件のみを、釧路地方裁判所の公判に附し、同人に對する殺人放火被告事件については、之を免訴すとの決定があつた。檢事に於ては右免訴に對し抗告の申立を爲さず確定せしめ、昭和六年十一月六日、竊盜被告事件記錄を釧路地方裁判所刑事部に送致して居る。

蓋し豫審判事は本件被害者の死體は、解剖せられずに火葬せられて仕舞つたので、自白が取消された以上は死亡原因——殺人の方法に付ての立證がないものと認め免訴の決定をしたものであらう。

第一回の豫審判事の訊問調書は形式から言へば、自白の記載ある訊問調書なりと言ふことが出來るかも知れないが此の形式では被告人が誘導訊問を受け「はい左樣です」と答へたのみだと辯解されれば、此を打破ることに困難を感ずる。從つて信憑力ある自白の訊問調書を作成せんとするには、問の文句を極めて簡潔に發して、被告人の供述は自由自在になさしめ、出來得るだけ其の者の用ゆる言葉に近き文字を用ひ少くとも犯罪の動機、犯罪の時日、犯罪の場所、犯罪の方法、事後の處置等に付、供述を爲さしめ、之を調書に記載し置くの用意が必要である。

第六　第一審公判に於ける經過

昭和六年十一月十八日、被告人に對する竊盜被告事件に付審理あり、同年十一月二十五日被告人を懲役六月に處す未決勾留日數中六〇日を本刑に算入すとの判決があつた。

第七　竊盜事件の第二審の經過

昭和六年十一月二十五日右竊盜被告事件の有罪判決に對し、被告人より控訴の申立があつた。記錄は札幌控訴院に回送せられた。私は其の事件の主任檢事となつた。記錄を一讀して見た所、一審の主任檢事より、殺人放火の點に付豫審免訴の言渡ありたる部分に對し、卽時抗告を爲さず確定し居ることを初めて知つた。私は此の記錄に現れたる程度の證據丈けでも公判に附するに足るべき犯罪の嫌疑充分なりと思料した。しかし免訴確定したる後に至りては刑事訴訟法第三百十七條に基く新證據を發見するに非ざれば如何ともする能はざることを頗る遺憾とした。

第八　豫審免訴に對する考察

蓋し豫審判事が本件殺人放火に付免訴の言渡を爲したるは、公訴事實を解示し被告人が之れを認めたる第一回の豫審調書以外に、證據として採用し得べき書類は一として存せず（聽取書等は自白の記載を載せあるも、地方裁判所管轄の事件なるが爲、之を證據に引用するを得ず）、加ふるに一巡査の行政檢視處分により形式的に片付けられ、死體に就き解剖其の他の檢證手續が濟まされて居らず死體は火葬に附し居る爲、其の被害者嘉造は果して銃殺されてをるものなるや、又は病死せるものなりや判明せぬので、結局公判に附するに足るべき嫌疑なきものと認めたるものゝ樣に察せられる。

豫審判事は法の明文の示す如く、判決をするものではきは、之を公判に附する決定を爲すべきもので、公判判事が確信を以て判決を下す場合とは異るものなることを記憶せねばならぬ。

私が此の記錄を讀み、被告人を殺人放火の犯人であると推斷したる重なる根據を示すならば、次の樣である。

一　被告人は非常な短氣者で、前にも暴行罪で處斷せられて居り、本件犯行の五、六日前にも馬の交尾料の件で、角田久治と論爭し、持合せの村田銃を同人に向け打殺すぞと脅迫し、妻女に取靜められたることあり、斯る强暴行爲の癖ある性格の持主なることが明瞭にされて居ること。

二　被告人は三百屋と言はれる程、非常に口も筆も達者な男であり、警察官の取調に對し、否認し通すことも自由であるやうに思はれる。最初は否認の聽取書が作成せられて居り、其の後自白の供述が記載せられて居る。而して同人が自ら發砲殺害せる當時に於ける見取圖を作成して警察官に提出し居り、其の自白供述は一應任意に出でて居る事の經過が明なること。

三　被告人亀治が竊取せる米約九升在中のメリケン袋は、證據品として押收せられあり、それには角田久治の娘婿猪狩某が右袋の裂目に自ら白木綿絲で手縫をして、如何にも裁縫の心得のない男が縫合せたるかの樣に見受けらるゝ跡があり、被告人の妻も七月二十六日の夜、被告人が自宅に其の米袋を持込めるを見たりと豫審判事に證言し居ること。

四　右木小屋の火災後跡片附の際に、被告人が燒跡より發見せられし村田銃を拾ひ取り、之を自宅に持歸り隱し置き

たること。其の村田銃は被告人が他人より貰受け、鳥射の爲散彈大中小三種類及爆藥若干をも貰受け、角田久治の木小屋に持行き置きし事實あり、而も火災の爲め鐵砲の臺尻の木は完全に燒落ち引金等は破損し再び使用する事は出來ぬ樣になつて仕舞つたものを、自分が之れは人から借りて居る鐵砲であるから損害賠償をせねばならぬと言ひ乍ら拾ひ取り隱して仕舞つた點は事實に添はざる節あること。（其の鐵砲は被告人が知人より火藥散彈類と共に讓り受けたものなることが明かとなつて居る。）

五　被告人が警察官に同行を命ぜらるゝに當り、被告の妻が警察官の來宅を知り、馬に乘りて外出先に居る主人の所に急報し、途中主人たる被告人に出會ひたる際、被告人は妻に對し米は盜んだが殺人放火はせぬ、鐵砲竝に使殘りの散彈火藥は隱し置き、何人にも他言すなと命ぜられたる旨竝に二十六日午後十一時頃メリケン粉袋入りの米を一袋持歸り其れは如何せしものかと尋ねたるに、女の知つたことではないと云はれたる旨、被告人の妻が豫審判事に證言して居ること。

六　被告人が警察署に同行せられたあと、被告人の妻は夫の命に依り、知人工藤甚作に賴み火藥及散彈は問題のメリケン紛袋にくるみて自宅附近の木の根元に埋めて貰ひ、問題の銃は狼狽して或は物置小屋の草屋根の中に突きさして見たり、馬小屋の馬糞の中に入れて見たりして、尙不安を感じ工藤甚作に賴み自宅より二、三丁後方なる小川の岸邊の土の中に差込み、隱匿し貰ひたる旨、被告人の妻及び其の依賴を受けし知人工藤甚作が證言してゐる。

七　押收に係る水桶代用の石油一斗罐には、左右兩側面に、蜂の巢樣に散彈にて、打明けられたる跡存すること。燒跡より發見せられし銃は、右の如く土の中に埋められたるも、工藤甚作の警察官に對する申立指示により掘出され銃身內を調べたる所「ケース」が殘されあることが分り、之を鍛冶屋に賴み取出さしめ、其の發火金が凹みあることにより發砲せしめられたる狀態の存することが明瞭になり居ること。

八　犯行當日の夕刻、被告人は犯罪の現場のある方の山に出懸けて行く姿を見、之れと挨拶を交換せる事明瞭となり居るに、被告人は之れを爭ひ絕對に左樣な事實なしと主張し居ること。

以上の資料を綜合考覈すれば、之だけにても公判に附するに足る嫌疑ありと言ふべく、若し免訴の決定ありたる際は、主任檢事は之に對し卽時抗告を爲すべかりしを相當と思料する。

第九　其の後の捜査

控訴審檢事と第一審檢事との共同捜査

（其の一）　免訴記錄を熟讀しての感想と再捜査計畫

私は本件記錄を熟讀して、眞犯人はまさに安齊龜治その人であると云ふ心證を持ち得たけれども、新證據發見の事實を把持せねば如何ともする能はざるものなることを痛感した。

かと深思熟慮して見た。そこで如何なる方面から新證據の發見を試みやうき田舍の一醫者の形式的な死體檢案のみに依り死體を火葬に附してしまつた事である。死體は燒かれて仕舞つても、本件の犯罪事實は、安齊龜治が嘉造を村田銃に狩獵用散彈數十個（證據品として押收せられたる獵銃の銃身內に殘されたる「ケース」に、龜治が警察に於て自白したる際には自分の所有せる散彈中一番大なるものを除き、中なるもの小なるものをほゞ等分に攪み入れたる旨自供し居たるを以て、試みに實驗したるところ、八十個乃至九十個詰め込むことを

得た。）を用ひ發砲殺害したりと言ふにありて、若し之が眞實なりとせば、嘉造の遺骨中に散彈附着し、若くは嵌入し居るを發見するやも知れず、又嘉造の死體を火葬せる場所に殘されたる骸灰中より散彈の存在を發見し得るやも知れずとの點に一縷の望みを囑し得たるを以て、この點から新證據の發見を試みんとする必要を感じた。しかし友人や司法警察官等に相談して見たところ、左樣な試みはやつてみても無駄に終ることは明瞭であるといふ風に、或は嘲弄的に或は好意的に忠告して呉れた者も多數であつた。普通の考方から云へば、火災の中に包まれ燒け爛れたる死骸を更に薪と石油とを利用して火葬したものであり、鉛は火に溶けて仕舞ふものであるから、後日之を檢出しやうとしても、溶け流れてしまつてゐると信ずるのも無理はないと思ふ。併し私は嘗て山鳥や雉の肉を料理して、之を燒肉にし之を薩摩汁にして食つた經驗が幾度もある。その際、自分の口の中で、變形した散彈と覺しき鉛の一片を抽出したことが時々あつたことを思ひ出した。都市にある樣な完全なる火葬場の設備ある處に於ては格別、野天で死體を燒く方法を以てしては、人間の身體の中に散彈が當つて這入り込んでゐるとき、散彈の鉛が全部形を失ふ程に無くなつて仕舞ふものとは考へられない。多少化學的の變化に因り鉛の色と異なる色に變るとか、或は他の雜物と結合して一見他種類の金屬とも見られる樣な變化を示してゐるとか、或は其の形體が分割せられ、より小さきものとなり、扁平なものとなり居る樣なことがあつても、必ずや鉛の本體は存在してゐなければならぬ樣な氣がした。

一審の主任檢事も豫審判事も普通の考へ方に從ひ、火葬せる死體は骨灰と骨片とに化し終り、其處には證據となるべきものは存在しないと推斷して仕舞はれた樣に思はれる。記錄を見ると嘉造の死體は火葬に付したとなつてゐるが、是れが東京大阪その他相當の都市に於ける火葬場に於て火葬せられて仕舞つたものであるならば、殘された骸灰と云ふものは無くなつて仕舞ふのであらうが、本件の如き山間僻地に於ける火葬は、火葬場の設備なき野天に於て燒くのであるから、其の燒跡から遺骨を拾ひ上げた後も其の儘に殘されてゐると察し得たので、先づこの捜査を爲す第一着手として、被害者新居嘉造の妻新居イシが安齊龜治に對する竊盜被告控訴事件の證人として昭和七年三月八日札幌控訴院の公判に召喚せられ、その取調濟みたる翌日私が同人を取調べたるところ、

(一)　嘉造の死體は、

河東郡音更村字長流枝内三十號嘉造長男新居福一方

居宅後方約一丁距たる山林中にて火葬し遺骨を拾ひ上げたる後、殘りの遺骨及び灰分は其の場所に掻き集め、その上に土を直徑二尺程の饅頭型に盛り上げてある。

(二)　嘉造の遺骨は福一方佛壇に今日迄安置しあり、今だに葬式を爲さず、

との供述であつた。

其處で私は一面には佛壇に安置しある嘉造の遺骨を檢分し、他面には嘉造の死體を火葬せる後に作られたる土饅頭を掘り、その中に殘されたる殘灰を金網の篩にて擇り分け、散彈を發見することに力を注いで見ようとの決心をした。仍て清水札幌控訴院檢事長に其の考を申し上げ、色々の細かき點に付ての御注意を受け、左の如き捜査要綱を授けられた。此の御懇切なる御指揮は本件捜査を成功にまで導く基礎となつたのである。洵に感謝にたへざる次第である。

（其の二）　捜　査　要　項

(a) 犯罪概要

（犯時）昭和五年七月二十六日午後九時頃

（犯所）北海道河東郡音更村字長流枝内
（池田町大字川合村字トーカ三番地に跨る）
角田久治方炭燒の爲め居住する小屋
（同口三間奥行二間）

（態様）被疑者龜治は

（イ）所轄警察署の許可を得ずして同年三、四月頃音更村大字下士幌故北川延太郎より村田銃一挺竝に散彈、火藥ケース類を讓受け

（ロ）右個所に於て角田久治の爲め留守居番を爲し居たる新居嘉造（當六十八歳）と製炭用材のことより激論し嘉造より罵倒せられたるに憤慨し同月中旬より同家に持ち來りありし右銃砲にて散彈を使用し射殺し。

（ハ）右犯行を隱蔽せんが爲め右角田久治方居宅に放火し之を燒燬し。

（ニ）其頃同所に於て角田久治所有の白米約九升を竊取す。

火災現場を見たる證人を系統的に取調ぶること

昭和五年七月二十七日午後一時前

猪狩鐵夫
同人妻
田中金五郎
大槻岩夫事
安齊龜治
亡新居嘉造の妻
新居イシ
長坂寅次郎（新居福一同人妻）

外二名と共に

廿七日午後八時頃通知
下士幌巡査
平野祐次

二十八日午前七時頃現場に行く
醫師
有田喜代平

九月七・八日
園田國彦（司法主任）
根本武夫（寫眞係巡査）
平地喜雄留（刑事課巡査部長）
中村刑事（帶廣署）
大島巡査部長（同　）

午後一時頃
菊地昌茂の妻
午後二時頃
村田幸松

二十七日午後四時半歸宅
角田久治

捜査の端緒

音更村

村田幸松
- 森久農牧場主
- 帶廣郵便局長
- ↓森久彌市
  - 北海タイムス記者
  - ↓岩岡千鶴男
- （昭和五年九月四日）帶廣署司法主任
  - ↓園田警部補
    - 巡査部長
    - ↓佐久間徳治
      - 刑事巡査
      - 中村刑事
      - 巡査
      - 平野祐次

(b) 新居嘉造の死は

(イ) 病氣に基因せすや

(ロ) 自己の過失に因る燒死にあらざるか

(ハ) 銃殺せられたる爲めなりや

(一) 新居嘉造は過つて火を出すが如き輕卒なる人物なりや否や、平素の酒量如何、酒を好まざるやに申立つる者あり果して事實か、自宅若くは附近の者より其頃酒を持ち込みしことなきや、角田久治方に酒の殘なかりしや。

證人

嘉造の妻　新居イシ
同人長男　新居福一
角田久治

其他嘉造の平素を知る人々に就き取調のこと

(二) 嘉造は七月二十五日頃多少下痢を爲したるやに認むべき點あるも、二十六日元氣よく自宅に歸り風呂に入り普通の食事を攝取し居る事實より二十六日には病氣に罹り居らざりしことを立證し得べし。

證人

嘉造の妻　新居イシ
嘉造の長男　新居福一

(三) 嘉造は蚊燻しを爲し就寢し火を失し過つて燒死したるやと疑ふものあらんも

(イ) 當時角田久治方にては如何なる方法により蚊燻しを爲し居りしや。

證人　角田久治

(ロ) 嘉造は狼狽して戸外に這ひ出したる形跡なきは如何又苦悶轉倒せるが如き形跡なきは如何。

證人　村田幸松
醫師　有田喜代平

(ハ) 嘉造はセルの夏の「オーバー」を着、丹禪を冠ぶり死亡し居たるは如何に觀察するや。
(ニ) 夜具布團全部は積み上げられたる儘焼け居り嘉造の死體の下には四、五寸の厚さの灰ありしは如何。
(ホ) 嘉造の死體の腹部は完全に燒かれありしは如何。

(c) 被疑者の性格を取調ぶる事
龜治は暴行の前科あり粗暴にして盜癖あり。
(イ) 現に昭和五年七月二十日頃角田久治を鐵砲にて撃つぞと銃口を向け脅迫したる事實あり。
(ロ) 龜治は中島房吉の妻に對し「中島（夫）を打殺すぞ」と脅迫したる事實あり。

證人　現場を見たる人々
證人(イ)　角田久治
　(ロ)　安齊シゲ
　(ロ)　中島房吉
　同　人の妻

(d) 被疑者龜治が同年七月二十六日午後七時頃山に登つて行くを目撃したりとの證人。
中島房吉
同人の妻

(e) 米の竊取せられたる狀態殊に米が燒燬せられたる狀態を注意のこと。

(f) 被疑者龜治が妻に命じ妻は工藤甚作に賴み鐵砲散彈（メリケン粉袋（證據品）等を隱匿したる事實
證人、安齊シゲ
工藤甚作

(g) 竊取せられたるメリケン粉袋（證據品）の織目の特色
警部補　園田國彦
巡査平野祐次

(h) 村田銃火藥彈丸等を讓受けたる事情
證人下士幌亡北川延太郎の妻北川長野を取調ぶること。

(i) 七月二十六日被疑者が竈の火を止めず其儘に爲し居りしは自分が人より遲れて其場所に行き嘉造の死を初めて知りたるが如く裝はんが爲めか。
證人菊地昌茂

(j) (イ) 被疑者龜治が八月三十日及九月五日の兩度日止を爲したる事實
(ロ) 被疑者龜治が其の妻シゲに對し日止を爲し且證據品隱匿を示唆したる事實
(ハ) 妻シゲが工藤甚作の日止を爲したる事實
證人安齊シゲ
工藤甚作

(k) 安齊龜治の自白するに至れる經路
中山嘉右衞門
中山嘉右衞門の弟某

第三十四章　屍體火葬後に於ける殺人放火等被疑事件豫審免訴後再捜査の實例
證人大島部長

(l)　犯行の動機に付き詳細取調を爲すこと

(m)　證據品村田銃より「ケース」を取出したる顚末

(其の三)　捜　査　の　進　展

(い)　土饅頭の發掘

昭和八年三月九日釧路地方裁判所檢事局に通報し、翌三月十日釧路地方裁判所檢事と共に現場に臨み詳細實況見分を遂げ、遺族福一の承諾を得て右土饅頭を發掘した。當地方は雪の比較的少き處で、土饅頭の上には雪は無かつたけれども、其の內部は凍結し居りて發掘すること極めて困難であつたが、約一尺數寸掘りたる處、其の中央部に骨片の一部と覺しき白い鱗形をなせるもの點々し居り、黑く炭化せる如き固まれる土塊を發見したので、其の部分を取り出し、之を打ち碎いて、帶廣町にて金八十錢で買ひ求め用意せる金篩にかけたるも、凍結してゐる爲め仔細に檢することが出來なかつたので、右土塊を他物と混入せざる樣留意して叺に入れ、之を福一方居宅前まで持ち

證　人　新居嘉造の次男某
　　中山嘉右衞門
　　平野祐次
　　平地巡査部長
　　園田警部補
　　中村刑事

證人帶廣鍛冶屋某
帶廣銃砲火藥商　冲助作

運び、數十回に分割して石油鑵に入れ、之に適量の水を注ぎ掛け、薪を焚きて火にて煖め溶解せしめた上、篩にて濾過し仔細に點檢した處、十數回の後、細かに碎けたる骨片竝木炭屑等の中に、表皮に黃色（卵の黃味の如き色）を帶びたる楕圓形の米粒より稍々大にして、相當重量を有せる散彈らしき物を發見せるにより、試みに表皮の一部を削り之を檢するにピカリと夕日に照されて鉛特有の色を放つを見た。福一は之れを見て「確かに散彈です」と叫び、更に「之れで問題は解決されました、父も草場の蔭で喜んで居りませう」と申し、目に涙を湛へて感激して居た。一同之に勇氣付けられ、引き續き同樣の方法を繰り返した處、第二回目に一個、第三回目に二個、第五回目に二個、第六回目に五個（その內一個は三四個が結合し一團となれるもの）、第七回目に三個、第八回目に三個、第九回目に二個、第十回目に三個、第十一回目に一個（この分表皮に黃色無し）、第十二回目に一個、第十三回目に一個を發見したので、之を證第一號乃至第十三號とした。

(ろ)　遺骨の見分

更に立會人福一の承諾を得て嘉造の遺骨を檢したるところ、頭蓋骨と覺しき骨片の內側と認められる部分に、黃色を帶びたる圓形の散彈らしきもの二粒附着せるもの一個、及び頭蓋骨らしき骨片に同樣の散彈らしきもの一粒附着せるもの一個を發見したが、前者の骨片に附着せる散彈一粒は取扱中に剝離した。

(は)　鑑定の結果

右得たる證據品は、一括して北海道帝國大學醫學部法醫學教室に廻送し、醫學博士山上教授に鑑定を依頼したる處、同教授は久野、谷藤兩醫學士等の共助の下に、左の如き事項に付鑑定を遂げた。

（尚最初持ち去りたる三個の遺骨の外に、其後全部の遺骨を遺族福一の承諾を得て取り寄せ、鑑定材料として之を交付した。）

鑑定の結果左の如し。

(Ⅰ) (1) 證第一號乃至第十三號（但し第十三號の號外を除く）は銃獵用散彈及び其の破片と認む。證第十三號の號外の内一個は眞鍮片にして他の四個は骨片又は灰塊なり。

(2) 證第一號乃至第十三號の證據品の個々の外包に附着せる物質には、人體の蛋白質、血液等の存在を證明し得ず。只鉛か燒きたる證據を留むるのみ。

(3) 證第一號乃至第十三號中には被疑者の竊盜被告事件證據品第十一號及び第十三號の散彈と同種類の散彈を含むものと推定す。

(Ⅱ) (1) 證第十四號及び第十五號の頭蓋骨々片と覺しきものに附着せる散彈樣物質は獵銃用散彈及び其の破片と認められ、第十四號の大なる骨片及び第十五號の骨片に附着せる二個は、被疑者の竊盜被告事件記錄第十一號の散彈と同種類の散彈なりと認む。

(2) 證第十六號（左右の側及び部位不明なる肋骨の一片）、證第十七號（腰椎骨の一部及び大腿骨と覺しき二個の骨片）、證第十八號（前頭骨右側、眼窩上緣部、左側肩胛骨、左側顳顬骨及び楔狀骨の各一部より成る骨片計三個）の骨片には於ては散彈又は其の破片と認めらるゝものゝ附着なく、又彈痕と推定し得るに足る損傷を發見し得ず。

(3) 證第十四號の骨片は左側顱頂骨及び前頭骨の各一部より成り、顱頂骨の下後方の一部は、取扱中破損して、二個となる大なる骨片の内面中後腦膜動脈溝内に散彈片一個、小なる骨片中に散彈片一個附着す。

證第十五號は後頭骨の上三分の一と、之に僅かに右側顱頂骨が附着せる骨片なり。その内面隆起の右上方に一個の散彈附着す。證第十四號の大なる骨片、及び證第十五號の骨片に於ては、肉眼にては識別し難きも、エッキス光線寫眞にては確かに數個の彈片樣陰影を認む。仍て殘餘の骨片全部に付きても檢査する必要を感じ、其の提供を受けて檢したるに、散彈及び其の破片十一個を發見せり。内四個の散彈は、被疑者の竊盜事件記錄證第十三號の散彈と同種のものと認む。散彈及び其の破片の附着せる骨片は、主として右側後頭部、顱頂部、顳骨部の骨片にして、他に尚頸椎、顳骨、胸骨、上肢骨の一部と思惟せらるものあり。特に注目すべきは、頭部の骨片を組み合せたる際形成せる右側顱頂顱三角縫合頂點右直上の個所に於て、長徑二・五糎、短徑の孔にして、各種の檢査の結果、集束せる散彈の貫通孔たること疑なし。

(Ⅲ) 證第十九號蜜柑箱在中の灰、布切（之は被害者の妻が火災現場に在りし死體を持ち運びたる後、死體の下部にありたる塵灰、布切等を取り集め、之を共同墓地に埋め回向したるもの）中には散彈及び其の破片を認めず、又人血及び人體内の蛋白質の存在を認めず。

(Ⅲ) 以上の事實より推測するに、被害者は獵銃（散彈を使用せる）を以て比較的近距離より射撃せられ集束せる散彈は、後頭部三角縫合頂點右直上に、凡そ五〇度乃至六〇度と推定せらるゝ角度を以て命中し、頭蓋骨を貫き散彈及び其の破片を頭腔内にとゞめ、其の他右側眼部、頸部、上肢、胸部等にも彈丸が散溢せるものと認む。從つて射撃方法は、被害者の右後方より、被害者の頭部を狙ひたるものと推定す。

(に) 被疑者の自白を確むる爲め散彈の檢索を試みたる實況見分

右の鑑定により、被疑者が散彈使用の獵銃を以て發砲殺害せりとの推斷は、略々確立し得る樣に思はれたけれども、更に入念に被疑者の警察に於ける供述の眞實さを確かむる爲に、被疑者の自白せるが如き方法にて發砲し、石油鑵を射抜き、被害者の頭部等に當りしものとせば、散彈の中には當らずして他に外れたものあると推測し得らるる故に、其の外れ彈が一定の方向に飛び行き、地上に落下してゐる分もあらうと推定し、昭和七年五月十七日、釧

路地方裁判所檢事正田口環(目下盛岡地方裁判所檢事正)指揮の下に中島次席檢事立會再度被害現場に到り、實況見分を爲し、最初作成せられたる司法警察官の實況見分書、關係者の供述等を參酌して、燒跡の爐灰、掘立柱の中より燒失小屋の原位置を求め、燒殘りの木材がその附近にありたるを利用し、之を元、柱のありしと認められる柱跡に打ち立て燒失せる以前の家の輪廓を構成し、石油空鑵の在りし地點、被害者の居りし地點等を推定し、彈丸が落下したりと推知し得る方面の土地を掘り、之を豫め用意せる金篩に入れ、水中にて溶解濾過したるに、第六回目の濾過に、彈丸と覺しきもの一個竝に第九回目に彈丸の溶解したるものと覺しき金屬塊一個を發見領置した。仍て鑑定を依頼した結果、第六回目に發見せるものは獵銃用散彈にして、其の他は然らざるものと判明した。捜査官が之れまで知らざりし事實を發見したることにより、益々被疑者の警察に於ける供述は、其の正確さを實證することが出來たのである。

(ほ)　被疑者の自白を確むる爲めの實驗

尙其の後に、被疑者が警察に於て自白せる如き、方法に依り根株の上に水在中の石油鑵を置き、之を射ち抜きたる彈丸の餘勢は、優に其の後方に在る被害者の頭部等に命中し得るものなりや否やを、獵銃の使用に特別なる經驗を有せる銃砲火藥商を選定し、水を入れたる新しき石油鑵を持ち來り、根株の上に置き、假裝人間を木造にて作成し、試みに發砲せしめたる處、彈丸は根株の上に置かれたる石油鑵を貫通して、その後方にありたる假裝人形の頭部等を射抜き、尙十數尺後方にある大木の根株に貫入する力あるを認めた。又、最初の實況見分書、檢證調書によりては、發砲地點は被害者の居りし地點より低くなつて居り、緩慢なる傾斜を形作り居り、水平面にあらざること

が、不分明であつたが、實地を見分することに依り、明白となり、かくの如き地勢にあることにより、始めて右實驗の如き結果を收め得るものなることが分つた。

尙被告人側の辯護人は、獵銃に詰め込んであつたケースが、火災に因る加熱の爲め自然發火し、彈丸が飛び出して、偶然に被害者に當りたるやも圖られずと申立てたので、ケースに實彈を入れて自然發火を爲さしめ、彈丸はかくの如き場合には、如何なる方向に飛ぶかを實驗せしめたが、この實驗には、ハトロン紙を張り廻らし、ケース(實包)を加熱し、散彈飛散と着彈、彈道とその中間に横たはる障害物貫通の有無を實驗した。之に依るときは、自然發火によりては人の頭部に集束せる彈丸貫通の跡を殘すが如きこと、絶對に不可能なるを確認し得るに至つた。

第十　再豫審請求

右に述べたる如き捜査に因り新證據を發見し、且竊盜被告控訴事件の檢證によりても、犯罪の行はれたと推定せらるゝ日の夕刻、安齊龜治が炭小屋の方に歩み行く姿を見、且之と言葉を交はしたる證人もあり(被告人は此の點を極力否認す)眞犯人に相違なしとの確信を摑み得たので、釧路地方裁判所檢事は、昭和七年九月十七日、左の如き形式の下に、再豫審請求書を書いた。

再豫審請求書

左記被告事件昭和六年十月二十九日當廳豫審に於て免訴の決定有之候處其後新たなる證據を發見致候に付刑事訴訟法第三百十七條第一號に則り更に豫審請求候也。

昭和七年九月十七日

釧路地方裁判所豫審判事御中

釧路地方裁判所檢事局

檢事　中島陽三㊞

殺人

公訴事實

被告人安齊龜治は昭和五年七月二十六日夜北海道中川郡池田町大字川合村字トーカ三番地通稱森久農牧場内角田久治方に於て同人不在中同家の留守居をなし居りたる新居嘉造と製炭用材のことより激論格闘しその際嘉造より痛く扼倒せられたるを憤り寧ろ同人を殺害して報復せんと決意し同家にありし獵銃を取りて嘉造に向け發射し以て同人を即死せしめたるものなり。

合狀請求

安齊龜治

被告人は豫審判事の取調に對し徹頭徹尾否認してゐた。

更に昭和七年一月二十一日、同被告人に對し、放火事件に付ても、新證據を發見したりとの理由により、再豫審請求を爲した。

放火に付ては、特に直接の證據は發見されなかつたけれども、本件は人を殺し、直ちに火を放ちて死體を燒きたる事實に係るが故に、人を殺害したりと云ふ事實に付新證據を發見したりとせば、それと同時期に於て同じ場所に於て放火を爲したりと言ふ事實とは、一體不可分となり居るを以て、殺人を爲したりと言ふ新證據は、同時に、殺人を爲し且放火を爲したりとの供述を確かむる新證據と爲し得べきを以て、廣く新證據發見したりと認むるも、不當ではないと思ふ。

昭和七年十月二十八日、釧路地方裁判所豫審判事は被告人安齊龜治に對する殺人放火被告事件を釧路地方裁判所の公判に付するの決定を爲した。

第十一　公判

昭和八年五月十日、釧路地方裁判所は、被告人が極力寃罪を主張したるに拘らず、他の有力なる證據を綜合考覈して、被告人を無期懲役に處すとの判決を下した（檢事求刑無期懲役）。

第十二　控訴の申立

被告人は、昭和八年五月十日控訴の申立を爲し、同年九月二日、札幌控訴院刑事部法廷に於て、谷裁判長係、小野寺、室谷兩判事陪席私が第二審檢事として立會の下に、第一回控訴公判が開かれた。無期懲役に處せられた。

第十三　上告の申立

被告人は右の言渡に對し上告を申立てたるが昭和九年三月七日第三刑事部に於て上告棄却の判決があつた。

第十四　事件の概評

之は捜査官たる司法警察官、檢事、豫審判事を通じて言ひ得ると思ふが、所謂人の考は、其の面貌の異なれる如く相違せるものなるも、所謂通說とか、一般の評判とかは、直ちに一應の眞實として取り入れられ、之に反し、若くは副はざる說は、直ちに誤謬なりとか、輕卒なる判斷なりとかの語を以て、冷笑默殺され易きものである。捜査等が行き惱みたるときは、大多數の者が斯樣々々に思ふと言ふ判斷に引きづられて仕舞ひ之を咀嚼し、分析することを爲さず、其の儘多數說に盲從して行きたがるものである。この時に思慮綿密にして、不斷の努力を爲す勇氣凜々たる者は、多數說を直ちに排斥せざることは固よりであるが、起り得るあらゆる場合を想像して、他人の冷笑も、輕蔑も、意に介せず、其の場合を一應あり得べきものと假想して捜査を進めて行くことに依り、他人の意表に出でたる新證據を摑

み、新發見を爲し得ることがあるといふことを忘れてはならない。捜査に行き詰りたる時、直ちに事件を打ち切り、斷念することを廢めよ。被告人が、或は拷問されたとか、或は寃罪なりとか高唱力說し、嗚咽涕泣する態度に眩惑せらるゝこと勿れ。證據を擧げ得ざるものとして、免訴、無罪の決定、判決を爲さんとする時に、今一度、何れかの方面に取調の杜撰なる處、手落ちの處ありはせぬかと反省し、考案を廻らして見るの努力を惜むこと勿れ。

本件捜査の經過は吾人にこの方面の注意を喚起し、警告し呉るゝ重要なる出來事として、銘記して忘る能はざるものである。この捜査體型（criminal case）は、之を他の機會に應用し見るの端緒となり得るものである。

最後に附言するが、私が本件に於て、彈丸發見の爲めに現場に赴きたる際、土は凍結し、之を手にて割つて見たるだけにては、殆んど十名程の者が共同して遣つて見たが、見出すことができなかつたのであるが、之を水にして溶解し、火にて暖ため金網にて濾過する方法によりたる爲め、辛うじて之を發見し得たのである。かくの如く入念なる方法を採ることは、その刹那自分が考へ出したものではない。大正十四、五年頃、私が岡山地方裁判所檢事の頃、名家の令孃が便所にて子供を產み落すことにより嬰兒殺を爲したる被疑事件の捜査の際、司法警察官吏は問題の汚穢を便所から肥桶に汲出し、之を柄杓にて右の桶から左の桶に汲み移し、證據品の存するや否やを發見せんとしたるも、何等證據品らしきものを發見せず、その旨主任檢事たる自分に報告があつた。そのことを當時の岡山地方裁判所檢事正田中昌太郎氏（現札幌控訴院檢事長）に報告したる處、「大便の如き不透明なる溶液より證據品の有無を發見せんとするには、只右より左へ汲み移すのみでは充分に檢出することはできない。之は目籠笊を用意し、小川の側の田圃に置き、少量宛笊に移し入れ、水にて洗ふの方法を採らなければ正確なる發見の方法とは言へない」と言ふ注意を受けたので、更に右の方法を採るべきことを司法警察官吏に命じたる處、多量の脫脂綿と、陰毛の附着せる相當大なるフランネルの布片とを發見し、それを突き付けて取調を爲したるため、犯罪の方法を默祕したる被疑者も詳細に犯行を供述するに至つたことがあつた。自分は其の當時受けた一注意事項を彈丸檢出の場合に應用して見ようと思つたので、結局に於て彈丸を見出し得たのである。凍れる土を手にて潰し、大ザツパに肉眼にて見させてゐたのでは、殊に彈丸の色が酸化作用等の爲め黃色くなつてゐる樣な場合には、到底檢出することが不可能である。斯くの如き煩雜にして困難なる捜査を經驗したる時は其の時の體驗を後日の捜査に應用するの用意あらんことを、希望して已まない次第である。

第十五　火葬遺骨の彈痕鑑定例

本件に付き作成せられたる山上敎授の鑑定書は、法醫學上極めて重要なる役割を演じたるものと云ふべきである。右鑑定に際し補助を爲したる久野、谷藤兩醫學士が昭和八年三月岡山醫科大學に開催せられたる全國法醫學大會に於て之れを講演せられ、其の要領を犯罪學雜誌第七卷第三號に揭載せられたる後之れを別刷とせられ緣故者たる私に寄贈せられた。

洵に有益なる文獻なるを以て茲に其の全文を引用し、山上敎授外二學士に對し深甚なる敬意を表する次第である。

火葬遺骨の彈痕鑑定例
（X光線應用）

北海道帝國大學醫學部法醫學教室（主任山上敎授）
醫學士　久野英一
醫學士　谷藤八太郎

一　緒言

凡そ銃器に依る創傷を取扱ふ場合には、先づ單彈によるものと霰彈によるものとの二つを區別して考へなければならない。何故とならば霰彈は單彈に比して根本的に個數の差違があつて、その爲に單彈に於ては全く見られない擴散性があるがこれは霰彈の數、態、大さ及火藥、銃器等の諸條件に因りて微妙に變化し、力學的關係も亦頗る複雑となるもので、一口に銃創と云つても兩者は全くその趣を異にしてをるからである。然るに從來法醫學的に取り扱はれて來た銃創なるものは主として單銃、拳銃を使用せるもので殆んど凡てが單彈によるものである。例へば Heine は銃に依る自殺例證の多數を蒐集して銃創の部位、型狀を詳論し、Dupytren, V. Bergmann, Paltauf, Ipsen, Talwik, Meixner, Werkgartner, Meimann, Mayer 等は骨部、就中頭蓋骨の銃創の特殊型狀に關して研究し、又彈痕の檢査方法の如きも Strassmann, Lochte, Bayle et Amy, Frimming 等の業績發表があるけれども、以上は皆單彈によるもので霰彈による場合のものは殆んどないのは不思議な程である。我が國に於ける銃創の法醫學的研究は如何と云ふに泰西のそれに比すれば甚だ貧弱で、僅かに二三の教科書に簡單な記述があるのと佐野氏の昨年四月發表せられた「霰彈に因る自殺に就て」と題する論文があるのみである。これは決して材料が少數であると云ふ爲ではなく、むしろ銃器に依る自他殺、誤殺誤死等の罪過的行爲は單彈、霰彈の何れによる場合も我々は屢々見聞する所であつて、此等が司法解剖臺上に持ち來たされて法醫學に携はる者の研究の對照となる場合が極めて少ない爲であると見るのが至當である。然らば本邦に於ける銃創の法醫學的研究の發表は未だ甚だ貴重なるものと云ふべく、殊に泰西の文獻にも殆んどその論述がなく、且我が國にては比較的多數にあると思惟せらるゝ霰彈による銃創の研究は、更に一層必要である事を痛感するものである。

余等は昭和〇月〇日〇〇控訴院〇〇檢事より或る炭燒小屋の火災跡に半燒屍體となつて發見せられ且既に燒死として火葬に附せられたる同小屋の番人が後に至り獵銃にて射殺せられたるにあらずやとの嫌疑を生じたるを以てその火葬遺骨を提供せられて、該被疑事件に關する鑑定の依頼を受けた。本鑑定は四分五裂せる火葬遺骨を主なる鑑定材料とするものにして、余等は各種の檢査を行ひて射撃の部位、方向、距離及射入角に至るまで推定する事を得て、所期以上の結果を得たものである。就中X光線に依る檢査は尤も有效適切なものであつた。

銃創殊に霰彈によるものゝ法醫鑑定例は極めて僅少なるが故にその例證增補の決して徒爾ならざるは既述の如くであるが本例の如きは更にその内容、材料、檢査方法及鑑定結果等の諸點より見るも可成に興味深きものと信ずるを以て此處に報告して諸家の參考に資せんとするものである。

二　本被疑事件の内容

昭和〇年〇月〇〇日午後十時頃北海道〇〇郡〇〇村字〇〇〇〇〇森〇農場内角〇某所有の炭燒人居住の小屋（間口三間奥行三間、板葺、芦圍）より發火し、右建物は燒失した。其際同小屋の所有者より留守居番を引き受け二日前より同所に泊り居たる同村の新〇嘉〇（當時六十八歳）は右燒跡より半燒屍體となつて發見せられた。而して該屍體は頭部、胸部は稍々形態を存し、四肢の一部及腹部は跡形なき程度に燒失して居たものである。翌〇〇日右事實發見せられ、翌々〇〇日居村駐在所巡査の檢視を受け、過失に因り火を失し燒死したるものなるべしとの見込の下に、行政檢視手續を終へ、右屍體を被害者の長男方に持運び同所に於て居村醫師の檢案を乞ひ、死因不明の故を以て燒死との檢案書を受け、同日は白木の棺におさめて被害者長男方に安置し、翌〇〇日附近の山林内に於て棺に在中のまゝ右屍體を薪にて燒き火葬を濟せ、翌朝近親者の手にて骨上げを行ひ、遺骨は木箱に納めて、被害者長男方佛檀に安置し居たるものである。又右屍體を火葬したる場所に燒殘りたる殘骸は其儘其處に置きて、周圍の土を掘り上げて高さ一尺餘の土饅頭形に盛り上げ、爾來近親者は命日等に參詣して居た。尚火災現場より屍體を持ち運びたる其跡に殘されたる灰は被害者の妻が夫を追懐するの餘り、之を掻集めて饅飩の空箱に納め、居村共同墓地の一隅に埋葬してあつた。當時被害者一家は家庭頗る圓滿にして、家庭的事情その他あらゆる點より推しても自殺すべき原因と認むべきものなく、又誰一人として他殺の疑を抱く如き者もなかつた。只相當の老年なれば火を失して火災を起し自からも亦燒死したるものならんとの推定のもとに以上の如き處置をなしたるものである。然るにその後間も

なく被害者は同村在住の某々に殺害せられ、某々は犯行をくらまさんとして小屋に火をつけ、屍體も共に燒きたるものなりとの風評が喧傳せらるゝに至つた。此處に於て警察官の活動となり、右某々を嫌疑者として引致取調べをなしたるに次の如き自白をなした。

即ち、右被疑者は被害者所有の米〇升を竊盜したるに被害者は之を感知して家族及村民の數名にその趣を漏したので被疑者は深く之を怨み報復の機會を狙つて居つたが、偶々被害者が前記の炭燒小屋の留守番中なるを知り、これを殺害せんとして獵銃を芦圍の隙間に差し込み圍爐裏の傍に坐したる被害者を水樋代用の石油空鑵を隔てゝ、約二間の距離から射撃し、一發に斃した。其際被疑者は被害者の背部に血液の流出せるを認めたが、犯行を隱蔽せんが爲に圍爐裏中の火灰を「スコップ」にて掬ひ芦圍にふりかけて同小屋の火災を起さしめ、兇器たる獵銃をも小屋の中に投げ込み共に燒却してあらゆる證據の消滅をはかつた。翌日檢視の際被疑者も亦現場に赴いたが、犯行に用ひたる獵銃は木部のみ燒却し、金屬部は尙原形を止めて居たので密かに之を拾得して持ち歸り自宅の軒下に隱藏したるも發見せらるゝを恐れその後二三回隱藏の場所を變更した。兇器たる獵銃は同炭燒小屋附近に出沒する山鳥を獵して酒肴に供せんが爲に被疑者が同炭燒小屋の所有者たる角〇某と某りて、同小屋に持來り置きたるものである。從つて犯行に用ひられたる散彈は右山鳥を獵する爲に常用したる三種の獵銃用散彈を混合せるものであると云ふ。以上の犯行を警察に於て自白したので殺人、放火、竊盜、銃砲火藥類取締法違反として事件を裁判所に移したが被疑者は豫審に於て米〇升竊盜の外は前記の自白を全部否認し、警察官の拷問に依り事實無根の申立をなしたるものなりと主張した。此處に於て證據不充分の故を以て米〇升竊盜の件のみを以て懲役〇ヶ月の刑の申し渡しを受けた。然るに被疑者はこれを以て不服となし〇〇控訴院に控訴したるが、〇〇檢事は調書の點檢に際して被疑者の警察に於ける自白が眞實らしく思惟せらるゝ點の多々あるを感知し、昭和〇年〇月〇日鳴係地、區裁判所の檢事及所轄警察署員數名と共に被害者長男宅裏手山林内の被害者屍體を火葬したる場所に臨み、右長男の承認を得て土饅頭形の部分を發掘したるに其中央部に白色の鱗形をなせるものが點在し、又黑く炭化せるか如き土魂を發見したるを以て、其れ等の部分を取出して石油空鑵に何回にも分割して入れ、之に適當量の水を加へ火にて温めて溶解し（當時未だ殘雪ありて土塊も亦氷結して居たからである）たる上用意せる金網で濾過したる結果、散彈と覺ばしきもの二十七個が發見したるを以て、發見の順序に從ひて番號を附し（證第一號乃至第十三號）又一見彈丸に非らざるも疑しきもの五個を證第十三號の號外の一・二として夫々領置した。

尙被害者長男方に於ては家人は被害者が殺害せられたる嫌疑のあると云ふ事に對して餘り關心を有せざりしに不拘、毎夜の如く被害者が火中より浮び出づる夢を見る爲、家人は被害者の靈魂が家族との離別を悲しむものならんとの考へより、遺骨は埋葬せずして長男方の佛檀に安置して冥福を祈つて居つたが、偶然にも前記の檢事一行の檢證に便じたと云ふ現代科學を超越せる一挿話がある。即ち右遺骨を檢事は被害者長男の承諾を得て檢したるに二頭蓋骨の一部と思惟せられ、且たの内面と覺ばしき部分に霰彈らしき物質の附着せる骨片二個（證第十四號及第十五號）を發見し、他の疑しき骨片六個（證第十六號乃至第十八號）と共に家人の承諾を得て證據品として領置したのである。次いで又檢事は同村共同墓地に赴き被害者妻が埋め置きたる饅鈍箱（燒跡より取り集めたる灰等を入れあるもの）を掘出し一應霰彈の有無を檢したるも發見せず、依て其の内の塵芥竝びに燒殘りの布片らしき物質を捜査資料として領置した（證第十九號）。

以上は本被疑事件の概略である。

三　鑑定材料及鑑定事項

前述の如き犯罪内容を有する被疑事件にして鑑定材料として提供を受けたるもの及び鑑定事項は次の通りである。

(一)　鑑定材料

1　火葬場跡の土饅頭形の部分の土塊中より拾得せる散彈様物質二十七個（證第一號乃至第十三號）及一見霰彈に非ざるも疑はしきもの五個（證第十三號の號外の一及二）

2　頭蓋骨の骨片と覺しきもの二個（證第十四號及第十五號）内一個（證第十四號）は取り扱ひ中に破損して二片となる。

以上三個の骨片には夫々一個宛の霰彈と覺しきもの附着す。

3　彈痕が存するにあらずやと疑はるゝ各種の骨片六個（證第十六號乃至第十八號）。

4　被害者の妻が燒跡より取り集めた灰等を入れ居村共同墓地の一隅に埋め置きたる饅飩箱中の塵芥及燒殘りの布片の一部（蜜柑箱在中證第十九號）。

5　被疑者に對する竊盜事件記錄の證據品第十一號（三號及四號の霰彈）第十二號（AA號の霰彈）第十三號（BB號の霰彈）の各獵銃用霰彈（被疑者が日常鳥獸を獵するに使用せるもの）。

6　證第一號乃至第十八號の寫眞、檢事一行の現場實地檢分の狀況寫眞、既記の被害者の前に置きありたる水樋代用の石油空鑵（霰彈の貫通孔と覺しきもの、ある）の寫眞及び「捜査に依り探知し得たる爭なき事實」と題する文書。

（倘右證據品中の骨片以外の殘りの遺骨全部も鑑定の必要上後より乞ひてその提供を受けた）。

（二）鑑定事項

第一　證第一號乃至第十三號は

（一）獵銃用霰彈と認めらるゝや。

（二）右個々の證據品の外包に附着し居る物質中より人體の蛋白質血液等の存在を證明し得るや、若し得るとせば其物の性質の推定。

（三）倘右證據品中被疑者に對する竊盜事件記錄の證據品第十一號乃至第十三號の霰彈と同種類の霰彈を發見し得たりとせばその示摘。

第二

（一）證第十四號及第十五號の頭蓋骨の一片と覺しきものに附着せる彈丸樣の物質は獵銃用霰彈なりと認めらるゝや、若し然りとせば被疑者に對する竊盜事件記錄證據品第十一號乃至第十三號の霰彈と同種類の霰彈と認めらるゝや、認められたる時は其示摘。

（二）證第十六號乃至第十八號の骨片中に彈痕と推定し得べき損傷を發見し得るや、得たりとせば其部位の圖解的示摘。

（三）彈丸附着の部位若しくは彈痕を發見したる時は其骨片は人體の何れの部分に該當するや示摘のこと。

第三　證第十九號の蜜柑箱在中の塵芥竝布片中より霰彈の存否、人血等の附着の有無、若し附着せることを發見したるときは其部位の圖解的示摘。

第四　以上鑑定の結果を綜合して新〇嘉〇は銃殺せられたるものなりと推定し得るや。若し然りとせば其霰彈の命中せる部位の推定。

（三）檢査方法及鑑定の結果

余等の行ひたる檢査方法を別記すれば次の通りである。

（一）肉眼的觀察

（二）X光線に依る檢査

（三）物理的、化學的檢査

（四）血清學的檢査

（五）骨片の識別

（六）家兎を以てせる對照試驗

以上の如き各種の檢査を順次に行ひ、その成績に基いて鑑定をなしたるが、論述の便宜上先づ鑑定の結果について述べる

第一

（一）證第一號乃至第十三號（但第十三號の號外を除く）は獵銃用霰彈及その破片と認む。證第十三號の號外の内一個は眞鍮片にして他の四個は骨片又は灰塊なり。

(二) 證第一號乃至第十三號の證據品個々の外包に附着せる物質中には人體の蛋白質、血液等の存在を證明し得す。只鉛を燒きたる證據を止むるのみ（蛋白質等が附着せしものとしても既に燒け去りたるものと思惟す）。

(三) 證第一號乃至第十三號中には被疑者の竊盜事件記錄證據品第十一號及第十三號の霰彈と同種類の霰彈を含むものと認定す。

第二

(一) 證第十四號及第十五號の頭蓋骨々片と覺ぼしきものに附着せる彈丸樣の物質は獵銃用霰彈及その破片と認められ、證第十四號の大なる骨片及第十五號の骨片に附着せる二個は被疑者の竊盜事件記錄證據品第十一號の霰彈と同種類の霰彈なりと認む。

(二) 證第十六號（左右の側及部位不明の肋骨の一片）證第十七號（腰椎骨の一部及大腿骨の一部と覺ぼしき二個の骨片）證第十八號（前頭骨右側眼窩上緣部、左側肩胛骨の一部、左側顳顬骨及楔狀骨の各一部よりなる骨片、計三個の骨片）の六個の骨片に於ては霰彈又はその破片と認められるゝもの、附着なく、又彈痕と推定し得るに足る損傷を發見せず。

(三) 證第十四號の骨片は左側顳頂骨及前頭骨の各一部分よりなり、顱頂骨部の下後方の一部は取り扱ひ中破損して二個となる。大なる骨片の内面中硬腦膜動脈溝の上部に霰彈の一個、及小なる骨片の内面に霰彈片の一個附着す。證第十五號は後頭骨の上三分の一とこれに僅少の右側顳頂骨の一部が附着せる骨片なり。その内面十字隆起の右上方に一個の霰彈附着す。證第十四號の大なる骨片及第十五號の骨片に於て肉眼にては識別し難きもX光線寫眞に於ては確かに數個の彈片樣陰影を認む。

依つて殘餘の骨片全部に就きても檢査する必要を感じ、乞ひてその提供を受けて檢したるに霰彈及その破片の附着せる骨片十八個と骨粉、骨灰中に遊離して存する霰彈及その破片十一個を發見せり。内四個の霰彈は被疑者の竊盜事件記錄證據品第十一號の霰彈と同種のものと認む。霰彈及その破片の附着せる骨片は主として右側の後頭部、顱頂部、顳骨部の骨片にして他に尙頸椎骨胸骨上肢骨の一部と思惟せらるゝものあり。特に注目すべきは頭部の骨片を組合せたる際形成せる右側顱頂骨の三角縫合頂點右直上の箇所に於ける長徑二・五糎、短徑二糎なる孔にして各種の檢査の結果、集束せる霰彈による貫通孔たるは疑ふ餘地なしと考へられたり。

第三

證第十九號蜜柑箱在中の塵芥、布片中には霰彈及その破片の存在を認めず。又人血及人證の蛋白質も證明せず。

第四

以上の事實より推測するに被害者は獵銃（霰彈を使用する）を以て比較的近距離より射撃せられ、集束せる霰彈は後頭部三角縫合の頂點右直上に凡そ五十度乃至六十度と推定せらるゝ角度を以て命中し、頭蓋骨を貫き霰彈及その破片の一部を頭腔内に留め、その他右側顳部、頸部、胸部、上肢等にも霰彈が散撒せるものと認む。從つて射撃方向は被疑者の右後方より頭部を狙ひたるものと思考す。

四　本鑑定に際して應用したるX光線的檢査に就て

余等は本鑑定に際し各種の檢査を試みたが、その内最も效果的なりしはX光線による檢査法にして此の如くX光線を法醫學的に應用したのはあまり類例のない事で、興味深き事と信じ特に摘出して詳述せんとするものである。

卽ち余等は先づ提供を受けたる證據品につき霰彈及その彈片と覺ぼしき物質が果して獵銃用霰彈或はその破片なるや否や、他にそれ等のもの、附着せる骨片ありや否やの判定に當り、鉛は又光線に對して絕對的の不透過性を有する事に着目し、簡單に且比較的確實にこれ等の事を推知せんとして證據品の悉くにX光線寫眞の撮影を試みた。その結果は證第一號乃至第十三號の二十七個及證第十四號、第十五號の骨片に附着せる三個の霰彈或は霰彈片樣の物質は何れも明瞭なる陰影を示した。證第十三號の號外五個の内一個は同樣の陰影を示すも、他の檢査法に依りて眞鍮片なる事を知り、他の四個はX光線を透過し、從つて鉛片にあらざる事が明らかとなつた（第一圖參照）。

證第十六號乃至第十八號の六個の鑑片中には一見霰彈にあらずやと疑はるゝもの〻附着せるものあつたがX光線寫眞に於ては何等霰彈又はその破片と思惟せらるべき陰影を認めず、又彈痕と推定し得るに足る損傷も發見されなかつた。(もし骨片に彈痕あらば後述する如く霰彈は硬度低きが故に骨部損傷の際彈粉なその部内に止む)

證第十九號蜜柑箱在中の塵芥、布片中に霰彈又はその破片の存否を知らんとして、これを二回に分ちてX光線寫眞を撮りたるに多數の小なる陰影を認めた。然れどもその形狀は他の霰彈又は彈片の陰影とは大いに趣を異にし、多くは角尖狀にして念の爲上記の塵芥、布片中を探索するも霰彈又はその破片を發見し得なかつた。恐らく此の陰影はX光線不透過性を有する砂土の類ならんと思惟された。

尙證第十四號及第十五號の骨片のX光線寫眞を注意して觀察すると肉眼にては容易に識別し難いが、此れ等の骨片には極めて小なる骨片と覺ぼしきもの〻陰影（證第十四號の大なる骨片に四個、證第十五の骨片に一個）を認め、更に又證第十五號の骨片に附着せる顱頂骨の小片にはその骨緣に微細な數個の彈紛樣の陰影を認めた。余等は此の肉眼的には認め得ざる程微細なる彈粉の陰影について多大の興味を覺え、殘餘の骨片、骨灰につきても精細に取り調ぶる時は必ず或る程度の確證を掌握し得るものとの信念を生じ、係檢事に乞ひて被害者長男方佛檀に安置しある骨片、骨灰の全部の提供を受けて精査することとした。

卽ち既記の證據品と同樣に此れ等の骨片、骨灰を十回に分けてX光線寫眞を撮影せるに各種の骨片に附着し、又は遊離して骨粉、骨灰中に存する霰彈及その破片と覺しきものの陰影を多數發見し、これを辿りてそれ等の骨片、霰彈及その破片の撰出に努め、更に檢索の歩を進めた。其の結果骨片に就て發見し得たものは次の通りである。

(一) 右側顳顬骨の一部、その内面の鱗狀縫合面の直下に霰彈一個附着（重量〇・一八瓦）
(二) 右側顴骨弓の大部分よりなる骨片、その後端の斷面に一個の霰彈附着（重量〇・一七瓦）。
(三) 顎骨の一部（詳細は不明）と覺ぼしき骨片、その内部面に一個の霰彈附着（重量〇・〇七瓦）。
(四) 前膊骨の一部（詳細は不明）とおぼしき骨片、その内部面に一個の可成大なる霰彈片の附着するを見る（重量〇・〇四瓦以上は何れもX光線寫眞に明らかに陰影を示し、肉眼的にも一見して霰彈又はその破片なる事を思はしめ、就中前二者は殆んど原形を止むるものであつた。
(五) 右側顳顬骨の一部の骨片、邊緣に二個、内面に一個の骨片附着。
(六) 右側顳顬骨の一部にして、前者の前方に接續する骨片、内面、外面及鱗狀縫合面に各一個宛の彈片附着。
(七) 右側顳顬骨の一部の骨片、外聽道後壁内に一個の彈片の存在を認む。
(八) 前頭骨の右半分の骨片、その内面の前緣に近く一個の彈片を認め、尙その右方に霰彈附着の痕跡らしきものを認む。
(九) 左右の側不明なる顎骨の一部と思惟せらるゝ骨片、その側斷面に一個の彈片附着。
(十) 上膊骨頭の一片（左右の側不明）とおぼしき骨片、その内部に極めて小なる一個の彈片附着。
(十一) 右側顳骨、その顳顬突起尖端に彈粉の融合塗沫せるものを認め、他にも二三の骨片樣の陰影をX光線寫眞に於て認むるも肉眼的には不明。
(十二) 右側顱頂骨の一部、右側顳顬骨の後半部及後頭骨の右側の一部とからなる骨片。該顱頂骨部に於て三角縫合の頂點の右上方に當る部分に於て略々三日月型をなせる缺損部があり、その邊緣は外面に於ては上半分が扁平に（貝殼狀に）缺損せるのみなれども、内面は一樣に内に向つて掘れ込み頭蓋骨外板の緣は鋭利である。X光線寫眞に於ては此の邊緣に沿ひて多數の微細なる彈粉樣の陰影を認め、肉眼的にも又幽かに他の證據品の霰彈の外包と同樣の帶白黃色を呈するを見る（第三圖參照）。
(十三) 右側顱頂骨の矢狀縫合に沿ひたる後方部の骨片、その後側方に當り半月型をなせる缺損部ありて、その邊緣の狀態は内面のみ内に向つて掘れ込み（十二）の骨片の缺損部の邊緣と全く同樣の形狀を示す。此の邊緣に於ても亦X光線寫眞に於て微細なる多數の彈粉の陰影を認め、外見も亦前者と全く同樣である（第三圖參照）。

以上の骨片に附着せるものはX光線寫眞に於て明瞭な彈片樣の陰影を示すも、肉眼的には粟粒大のもの多く、尙餘程の注意を以てせざれば看過するものがある。然しその外包色は全く他の證據品の霰彈に於けると同樣なるを認めた。

(十四) 右側顳顬骨の一部と楔狀骨右側大翼の一部よりなる骨片、その大翼の部分に二三霰彈片の陰影みX光線寫眞に於て認める。

(十五) 右側顳顬骨外聽道前壁の一部の骨片、鼓膜附着痕の後緣に一個の彈片樣の陰影がある。

(十六) 下顎骨の右側下顎枝、下顎骨截痕の中央部に一個の彈片樣陰影を認める。

(十七) 胸骨體の下部の一片、右緣近くに極めて小なる彈片と覺しきもの、陰影あり。

(十八) 頸椎の棘狀突起と覺ぼしき骨片、極めて不明瞭ながら一個の彈片樣の陰影を認める。

以上はX光線寫眞に於ては微細なる彈片樣の陰影を認めるも肉眼的には殆んど識別し得ざる程度のものである。

尙骨粉、骨灰中に遊離して存せし霰彈及びその破片は合計十一個であつて、内二個は殆んど霰彈の原形を止めて居つた。

(以上第二圖乃至第五圖參照)

五　其の他の檢査方法及其の成績の概略

以上述べ來たれる如きX光線に依る檢査の結果、知り得たる所の事實を更に確證せん爲に次の如き諸種の檢査を行つた。

(一) 肉眼的觀察

1　外觀及形狀

證第一號乃至第十三號（證第十三號の號外を除く）の二十七個及骨片に附着し又は骨灰中に遊離して存する霰彈及その破片と覺しきものは、殆んど凡て帶白黃色の脆き物質で蔽はれて居るが、内數個は此の如き外包物質なく鉛黑色を呈してゐる。これ等の表面は必ずしも圓滑でないけれども、球形にして一見霰彈にあらずやと思はしむるものが多い。

2　切斷面

凡て銳利なる刃物を以て容易に切斷せられ、その斷面を見るに鉛に特有なる金屬色を示してゐる。但證第十三號中號外の五個の内四個は粗糙にして灰塊の如く、他の一個は硬度極めて高く鑢を以て辛じて切斷し得たもので、その斷面は眞鍮樣であつた。

(二) 重量檢査

被疑者が日常鳥獸を獵するに使用し、又警察に於ける供述に依れば、その内の或種のものは犯行にも用ひたりと云ふ三號、四號、AA號、BB號の四種の霰彈（本被疑者の竊盜事件記錄證據品第十一號乃至第十三號）と同種類のものが本事件の證據品の霰彈と覺しきもの、内に發見せらるゝや否やを知らんとして、精細な重量測定をなした。

先づ本被疑者の竊盜事件記錄證據品の霰彈に就いてその重量を檢した。以下は證第十一號乃至第十三號證據品より各五個宛を採りて重さを計り、その最大、最少及平均の重さを示すものである（證第十一號は大小の二種類に分け得たるを以て、夫々同樣に五個宛採りて重量を計れり）。

證第十一號

大型（三號霰彈）

最大　〇・三四瓦　最小　〇・二二瓦　平均　〇・二九瓦

小型（四號霰彈）

最大　〇・二瓦　最小　〇・一六瓦　平均　〇・一八瓦

證第十二號（AA號霰彈）

最大　一・五六瓦　最小　一・二七瓦　平均　一・三六瓦

證第十三號（BB號霰彈）

最大　〇・五二瓦　最小　〇・四七瓦　平均　〇・四九瓦

捜査事務提要

而して本被疑事件の證據品中の霰彈とおぼしきもの（證第一號乃至第十三號の二十七個及び骨片に附着し又は骨灰中遊離して存せしもの）その内には重さ及び形狀から見て、上記の本被疑者の竊盜事件證據品の霰彈に該當するものが少くない。これを列擧すれば次の如くである。

1 本被疑者の竊盜事件記錄證據品第十一號の大型に該當すると思はるゝもの。

證第一號（〇・二五瓦）、證第四號の三個の内一個（〇・三一瓦）、證第六號六個（一個は數個の霰彈樣物質が融合して居り、容易に分離する事も出來、内二個は殆んど霰彈の原形を存す）の内の一個（〇・二二瓦）、證第八號二個の内の一個（〇・二六瓦）、證第十三號三個の内の一個（〇・二七瓦）。

2 同じく第十一號の小型に該當すると思はるゝもの。

證第二號（〇・二一瓦）、證第三號（〇・一六瓦）、證第四號の内の二個（何れも〇・一一瓦）、證第九號の内の一個（〇・二瓦）、證第一〇號の内の一個（〇・一三瓦）及證第十四號骨片（〇・一一瓦）、證第十五號骨片（〇・一二瓦）後より提供を受けたる（一）骨片（〇・一八瓦）、（二）骨片（〇・一七瓦）、に附着せる夫々括弧内の重さを有するもの。

3 同じく第十二號に該當すると思はるゝものは一個もなし。

4 同じく第十三號に該當するものは證第七號三個の内の二個（〇・四瓦、〇・四五瓦）、證第六號の内の一個（〇・三七瓦）、證第十一號（〇・四瓦）。

卽ち本事件の證據品中霰彈と覺しきものゝ内には被疑者の竊盜事件記錄證據品の霰彈に該當するものが多數あろ。此の事實より本被疑事件は益々確實性を增すと共に彼が警察に於ける供述が必ずしも拷問のみによる出鱈目ならざる事を裏書きするものである。

(三) 化學的檢査

證第一號乃至第十三號及び骨片に附着し又は骨粉、骨灰中に遊離せる霰彈とおぼしきものは既に鉛なる事に疑を入れざるも、尙化學的に檢査して益々霰彈たる事を確證せんとした。のみならず骨片に附着せる微細なる彈粉とおぼしきものまでも入念に削りとりて、同樣に化學的檢査を行つた。卽ち先づ、霰彈とおぼしきもの〻一部分（及彈片とおぼしきもの）を濃硝酸の少量に熱しつゝ溶解し、更にこれを蒸溜水を加へて溶解、濾過せる後此の濾液につき次の如き鉛イオン定性試驗を行へるものである。

1 苛性加里又は苛性曹達の溶液を加へたるに白色の沈澱を生じ、過剩に加ふると溶解消失す。

2 アンモニヤ水を加ふる時は白色の沈澱物を生じ、過剩に加ふるも溶解せず。

3 硫化水素を通ずれば黑色の沈澱を生じ、熱稀硝酸を加ふれば沈澱物は溶解する。

4 鹽酸を加ふれば白色の沈澱を生じ、熱湯に可溶にして冷却する時は再び析出する。

5 沃度加里の溶液を加ふれば黃色沈澱を生じ、熱湯に可溶にして透明となり、冷却すれば黃色板を析出する。

6 硫酸を加ふれば白色の沈澱を生じ、濃硫酸、苛性加里苛性曹達の溶液に可溶。

7 重クロム酸加里液を加ふる時は黃色の沈澱を生じ、酢酸に不溶にして硝酸に可溶。

以上の反應は何づれも强陽性であつたから最早鉛である事に疑を入れない。只證第十三號の五個の内四個は鉛イオンの反應陰性であり、殘る一個は眞鍮である事が判定した。尙棺等に用ひられたる釘に鉛を含有し、その爲に火葬に際して霰彈樣のものを生じたるにあらずやと云ふ懸念がある爲、釘を熱濃硝酸に溶解して前記の如く處理したる溶液につき鉛イオンの定性試驗を試みたるも全く陰性に終り、此の疑念は一掃せられた。

(四) 霰彈の外包物質中に於ける人蛋白質の有無

證第一號乃至第十三號の霰彈とおぼしきもの〻帶白黃色の外包物質中に人蛋白質の有無を檢せんとして、先づ數個より

外包物質をはぎ取りこれを粉碎して、生理的食鹽水の少量中に浸し、約三時間攝氏三十七度の水溶中に入れ、時々振盪し浸出溶解に努めたる後、その澄液を取り、これに二〇%の「ズルフオザリチール」酸溶液を滴加したるも、その結果は陰性に終つた。又勿論對人血清免疫家兎血清による沈降反應も陰性であつた。

(五)　家兎を用ひてなす對照試驗

霰彈を家兎の體内に挿入してこれを燒去し、霰彈の變化及證據品の外包物質が動物體内にて高熱を受けたる際の特殊成生物ならざるやを間接的に證明せんとしたが、該外包物質は鉛の酸化過程を經たる事を立證するが、動物蛋白質の證明には何等の意義のない事が判明した。只霰彈が形や重さの變化を受け、又頭腔内の腦組織中に包埋して燒去したる際、頭蓋骨の一片に霰彈の附着せるを認めたが、此のことから推定すると各種の骨片（就中頭部の）に附着せる霰彈は必ずしもその部分に散彈が命中して附着せるものゝみとは限らざる事を知り得たのである。

六　骨片の彈痕

既に述べ來れる如く種々なる方法を以て檢査したる結果、各種の骨片に彈痕の存する事は最早疑ふ餘地のない所である。就中最も注目に値するものは後より提供を受けた骨片の内三日月型及半月型の缺損部を有する（十二）、（十三）の兩骨片にして、該缺損部邊緣はX光線寫眞に依れば何れも、多數の微細なる彈粉塗沫の陰影を認め（第三圖參照）（此の部分が骨と共に削取りて鉛の定性試驗を行へるに著明に陽性であつた）、試みに兩缺損部を相對して組み合せて見ると、その位置は兩骨片の正常なる位置なる事を知り、而も縱徑約二・五糎、横徑約二・〇糎の略々圓形に近い孔を形成する（第六圖參照）。此の孔の下緣の一部は最初に提供を受けた證第十五號の骨片の上端に附着せる右側顳頂骨の小片の邊緣にあたり、此の邊緣にも亦數個の彈粉様陰影をX光線寫眞に於て認めた。余等は頭部、顏面部の霰彈及その破片を附着せる骨片は勿論、それ等を附着せざる骨片をも凡て拾ひ集めて立體的に組み立て、缺損孔の位置、形狀その他散撒せる霰彈及彈片の位置等を一目瞭然たらしめんと企圖せるに、これに成功し、略々頭部、顏面部の形態を整ふ事を得た。依つてこれを各方面からX光線寫眞及普通寫眞に撮影して益々各種の關係を明らかにした。缺損孔は右側顳頂骨の後部、三角縫合頂點の右直上に位し、内に向つて漏斗形に掘りこみ、酒盃狀又は噴火口狀を呈し、外から見る時は頭蓋骨外板緣鋭利であり、X光線寫眞に依れば、此の孔の周緣に多數の微細なる彈粉が一樣に附着してをり、又霰彈及その破片の附着せる箇所が主として右側の頭部、顏部でその分布の狀態を明確に知り得た（以上第六圖乃至第九圖參照）。

孔の周邊の鉛粉は霰彈が頭蓋骨に孳突して貫通するの際、硬度低きが故に摩削して貫通孔緣に留まりたるものなるべく、霰彈の貫通孔たる確證なりと信ずる。而して霰彈によりて如斯大形の貫通孔を形成せるは、霰彈が可成に集來して命中せる證なりと考へられ、霰彈の擴散度は火藥の種類及量、銃身の大小、長短及その内面の狀況、霰彈の大さ、形狀、數等の諸條件に因りて異なるも（大さの異なる霰彈を混用する時も擴散度に影響ありと云ふ）大體比較的近距離より射撃せるものなる事を推定するに難からず。Ehrtzmann は既に一八九五年射入口の周圍に彈粉の附着する事に就て述べてをるが、以來多數の學者によりて屢々同樣の事が論ぜられて來た。就中鉛彈の場合は殆んど當時着衣及皮膚その他の軟部の霰彈中にも鉛粉を留むるものであると云はれてをる。此れ等彈痕中に於ける微細なる彈片の檢索に關しては種々なる方法が講ぜられ、例へば Demeter は鉛粉を顯微鏡的に發見せんと試み、Loelite は化學的に立證せんとした。最近に於ては Bayle et Amy は Elektrodialyse と Elektrographie とを應用して微細なる金屬片の檢出法を考案し、續いて Brünning, Kraft, Schwarzacher, Fetz 等は夫々此の方法を用ひ又は變法を案出して鉛彈片は勿論、被甲彈の場合に於ては「ニッケル」、銅、亞鉛、水銀等の直接、間接に彈丸と關係ある金屬の微量が衣服の彈痕中に於てすら附着せるを證明し得たと報じてをる。余等の場合はX光線の應用に依りて多數の微細なる彈片の存在を知り、その塗沫の狀況に依りて火葬遺骨に於ける彈痕を推定し得たものであつて、此の如き事は未だ殆んどその實例を見ざる所である。尚余等は參考の爲に當教室に保存せる二十二年式軍銃にて貫通せられた胸骨及肺臟の標本につきX光線寫眞の撮影を試みたるも、何等彈粉様の陰影を發見する事が出來なかつた。

次きに頭蓋骨の貫通銃創の形狀に關しては一定の特殊なる型に從ふと說く人多く、卽ち Dupuytren は射入口の外口は小

にして内に進むに從つて擴大し、内面より見る時は恰も酒盃狀又は噴火口狀を呈する事に注目し、V. Bergmann, Paltauf, Schumacher, Hugo, und Karl Marx, Heine も夫々の例證に於て同樣の事實を認めて居り、Ipsen の如きは此れに關する各種の實驗を行ひて、種々なる發明を試みてをる。余等の鑑定例に於ても亦斯くの如き特有の形をなす事は既述の通りであるが、此の場合は霰彈を以て射擊せられたるものなる故集束せる霰彈が頭蓋骨を貫く場合も單彈と全く同樣な貫通孔を形成する事を確知し得られる(第六圖參照)。

更に本例の貫通孔を精細に觀察する時は、孔の外面の周邊右側上方に扁平(貝殼狀又は耳殼狀に)なる缺損部のあるのを認める(第六圖參照)。これは Talwik, Meixner & Werkgartner, Weimann 等の稱する Atypische Schädeleinschuss の場合卽ち彈丸が頭蓋骨板に直角に中らずして斜めに命中したる時は、彈丸飛來の方向に對する側の骨緣は内面の缺損する事なくして反つて外面に前述の如き貝殼狀の缺損を生ずると云ふのに似てをる。而して Mayer はこれを Typische Schädelschrägschuss と稱へ、同時に往々生ずる骨折線と共に彈丸が頭蓋骨板を貫く瞬間の Seitenstoss の爲に生ずるもので、此の二つを射擊方向の推定に資せんとした。Mayer は又貫通孔の長徑と短徑からして彈丸の射入角を求めんと試みた。

$$\frac{d}{t} = \sin\varepsilon. \qquad d = \text{短徑} \qquad t = \text{長徑}$$

ε は頭蓋骨の射入口に於ける切面となす彈丸の射入角である。余等の場合は數個の霰彈が集束をなして頭蓋骨を貫きたるものであるから、その際に頭蓋骨に加る Hauptstoss, Seitenstoss は個々の霰彈に依りて異なり、單彈の貫通する場合に比し非常に複雜なる力學的關係を生じ、又正常の骨に於ても火葬に附すれば分裂、缺損するを常とするを以て本例に Mayer の唱道する所を直ちに適用するは不可なりと雖も、只甚だ漠然ながらこれを參照して本例の貫通孔の位置、形狀及その外面の周邊に於ける貝殼狀缺損部の程度、位置より考ふる時は被害者の後方より大體五十度乃至六十度位の角度を以て射擊せるにあらずやとの推定を試る事を得る。更に本例は霰彈の一部が集束をなして頭蓋骨を貫きたる外、右側の顳顬骨、顱頂骨、顴骨等にも散擲し尙頸部、胸部、上肢等の骨片にも霰彈の命中せる痕跡を止むる事より推せば被害者の右側後方の比較的近距離より頭を狙ひて擊ちたるものなる事は益々明白となる。卽ち霰彈の場合はその散擲部位に依りても射擊の方向及距離の推定に困難でない(第九圖參照。)

七　結論

本例は獵銃用霰彈を以て射殺せる被疑事件に關して既に火葬に附せられたる遺骨を以て鑑定を行へるものにして、以上述べ來たれる各種の檢査の成績から既記三の項目中に述べたる如き結果に到達したものである。

霰彈による銃創は單彈の場合に比して複雜であるが、これは主としてその擴散性及力學的關係の相違から來るものである。霰彈の擴散性は勿論各種の條件に因りて微妙に變化するものであるが、これを考慮に入れて霰彈の散擲部位を觀察する時は、射擊の方向及距離の大體が推定し得るものである。併し霰彈の多數が集束をなして頭蓋骨を貫く場合には單彈の場合に比して大形ではあるが、殆んど同型の貫通孔を形成するものであるから、此の如き場合には從來諸家の唱道せる如く、貫通孔の型狀から射擊方向、射擊角等を推測する事は單彈の場合と同樣に或る程度まで可能であると考へる。霰彈は主として鉛よりなるを以てその硬度低く、從つてその彈痕(殊に骨部等に於ける)中には擊突せる際に摩削せる鉛紛を往々留めるものであるから、霰彈の彈痕檢査に當りて簡單にして而も最も有效なるは、余等のなせる如くX光線による檢査なりと信ずるものである。X光線が法醫學的方面に活用せられたと云ふ事は割合に少ない。X光線に依る檢査は被檢物を損する事なく又微細なる金屬片、骨片と雖も明瞭な陰影を示すものであるから、單に彈痕の鑑定のみに止まらず如何なる法醫學的檢索に當りても利用すべき機會あらば躊躇なく試るべきものであると思ふ。例へば鋭利なる刄物を用ひて骨部にまで達する傷害を加へたる疑のある場合の如きも、X光線による檢査の結果「刄こぼれ」のある事が判明したとすれば、兇器の推定又は推定兇器の確認に至大の便を與へると云ふ事は想像に難くない所である。

その他骨折等の骨部の變化も詳細にその狀態が觀察出來るし又所謂バラ〳〵事件の如き場合に、四肢の個人鑑別が必要とするならばたとへ軟部に如何なる損傷、如何なる變化を受けをるとも、X光線に依りてその骨影を檢すれば問題の解決は容易である。要するに今迄比較的法醫學的方面から等閑に附せられつゝあつたX光線も、その利用價値は決して少なからざるものなる事を信ずるものである。

第一號

右端IX號骨片ノ添加物ハ同骨片ニ附着セシ散彈（○印ハ其附着セシ個所）

右端（骨片ノ番號IX）
中央（骨片番號VII）
證第十四號骨片
左側顏頂骨及前頭骨ノ各一部ヨリナリソノ中央ニ冠狀縫合ノ一部從走ス

第二號

左端　證第十五號骨片（骨片番號12）
後頭骨ノ上方ノ一部及コレニ右端側顏頂骨ノ小部分附着ス
↑印ハ散彈附着ノ位置ヲ示ス

算盤第一號骨片ノ外面ヲ示ス

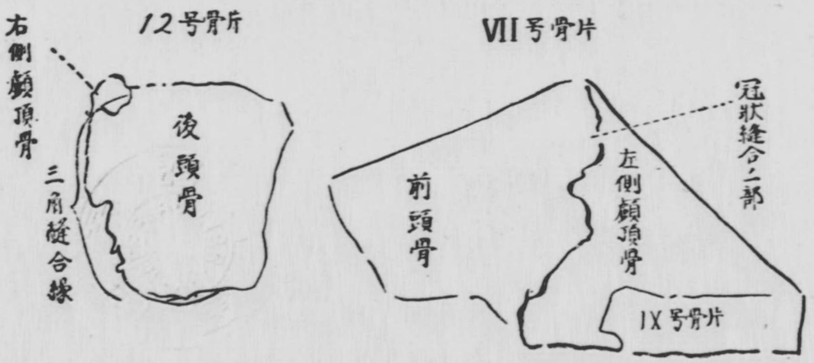

その他骨折等の骨部の變化も詳細にその狀態が觀察出來るし又所謂バラ〳〵事件の如き場合に、四肢の個人鑑別が必要とするならばたとへ軟部に如何なる損傷、如何なる變化を受けなるともX光線に依りてその骨影を檢すれば問題の解決は容易である。要するに今迄比較的法醫學的方面から等閑に附せられつゝあつたX光線も、その利用價値は決して少なからざるものなる事を信ずるものである。

第一號

右端IX號骨片ノ添加物ハ同骨片ニ附着セシ散彈（○印ハ其附着セシ個所）

右端（骨片ノ番號IX）
中央（骨片番號VII）
證第十四號骨片
左側顳頂骨及前頭骨ノ各一部ヨリナリソノ中央ニ冠狀縫合ノ一部從走ス

左端　證第十五號骨片（骨片番號12）
後頭骨ノ上方ノ一部及コレニ右端側顳頂骨ノ小部分附着ス
↑印ハ散彈附着ノ位置ヲ示ス

第二號

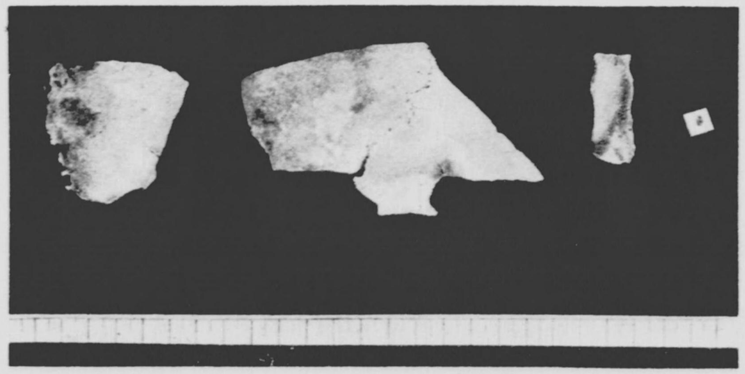

算盤第一號骨片ノ外面ヲ示ス

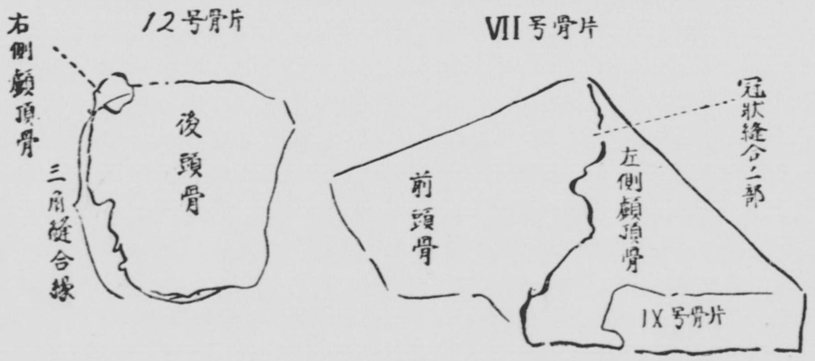

第三號

證第十四號VII號骨片（及IX號骨片ニ附着セシ散彈）
證第十五號骨片ノ内面特ニ散彈附着個所ノ擴大寫眞

第四號

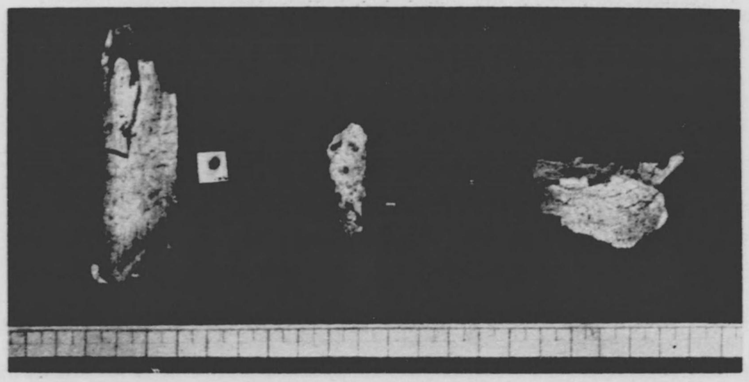

右端
證第十七號ノ骨片腰椎體ノ一部ト思惟ス

中央
證第十六號骨片肋骨ノ一部ト思惟ス

左端
證第十七號骨片（右方ノ添加物ハ右端ノ骨片ニ附着セシモノニシテ一見散彈ニアラズヤト思ワルルモ各種檢査ノ結果ハ散彈ニアラザリキ）大腿骨ノ一部ト思惟ス

第五號

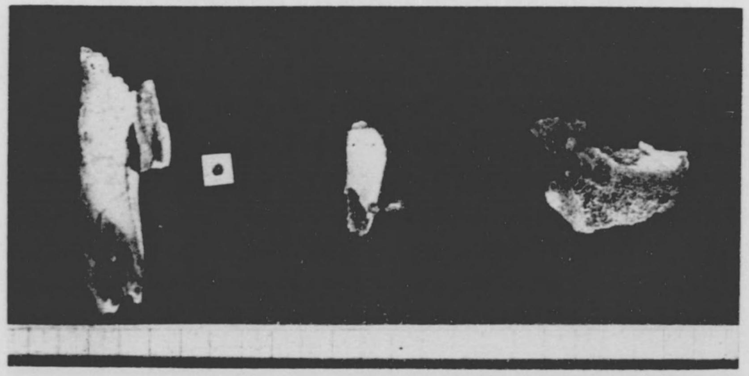

寫眞第四號骨片ノ裏面ヲ示ス

第六號

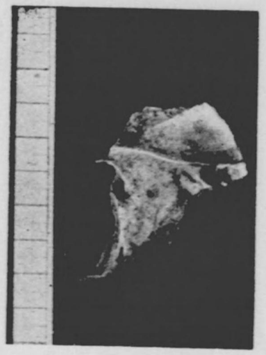

證第十八號骨片ノ内ノ一個（骨片番號1）ニシテ前頭骨右側眼窩上方部ノ骨片ナリ
右ハ外面
左ハ内面
ヲ示ス

第七號

（右二個ノ骨片ノ反對面ヲ示ス

（B）

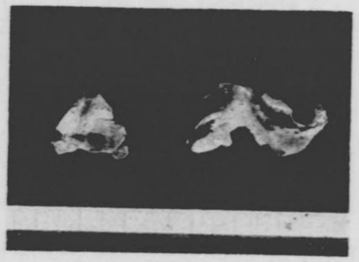

（A）

證第十八號ノ内ノ二個ノ骨片
右　肩胛骨ノ一部
左　左側顳顬骨楔狀骨左側大翼ノ各一部分ヨリナル
（内面）

第八號

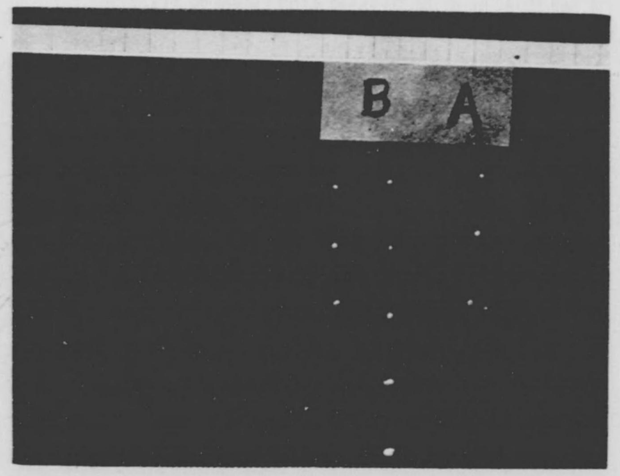

後ヨリ提供ヲ受ケタル骨片、骨灰中ヨリ、レントゲン寫眞ヲタドリテ撰出シタル散彈及ソノ彈片
A　ハ、レントゲン寫眞第九號ノ骨片、骨在中ヨリ發見セルモノ（三個）
B　ハ、レントゲン寫眞第十號ノ骨片骨在中ヨリ發見セルモノ（八個）

第三號

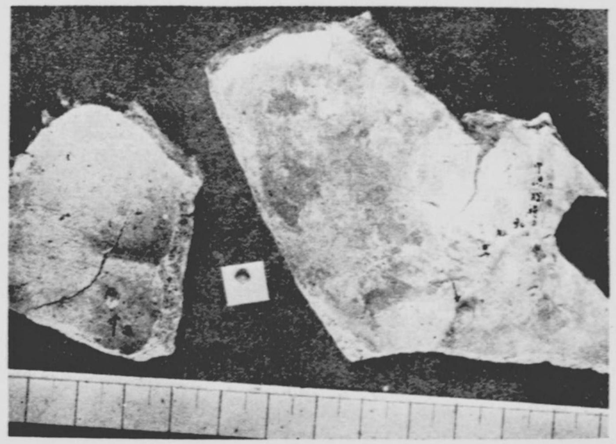

證第十四號VII號骨片（及IX號骨片ニ附着セシ散彈）
證第十五號骨片ノ内面特ニ散彈附着個所ノ擴大寫眞

第四號

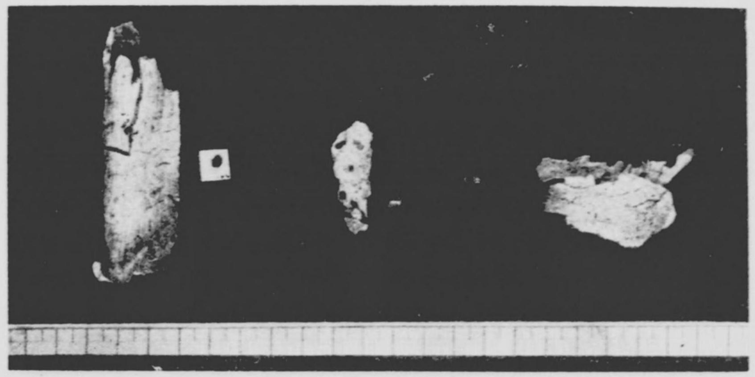

右端
證第十七號ノ骨片腰椎體ノ一部ト思惟ス

中央
證第十六號骨片肋骨ノ一部ト思惟ス

左端
證第十七號骨片（右方ノ添加物ハ右端ノ骨片ニ附着セシモノニシテ一見散彈ニアラズヤト思ワルルモ各種檢査ノ結果ハ散彈ニアラザリキ）大腿骨ノ一部ト思惟ス

第五號

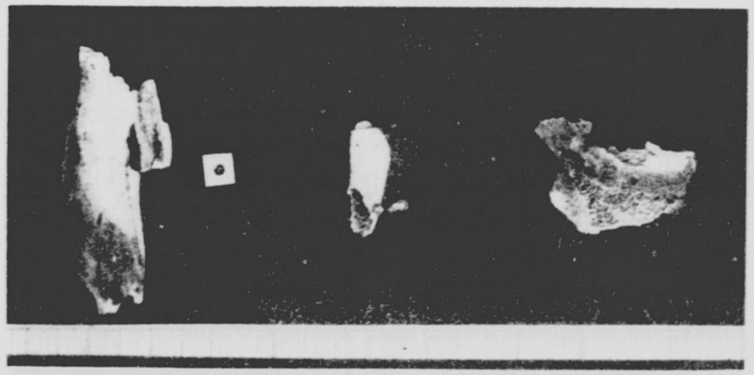

寫眞第四號骨片ノ裏面ヲ示ス

第六號

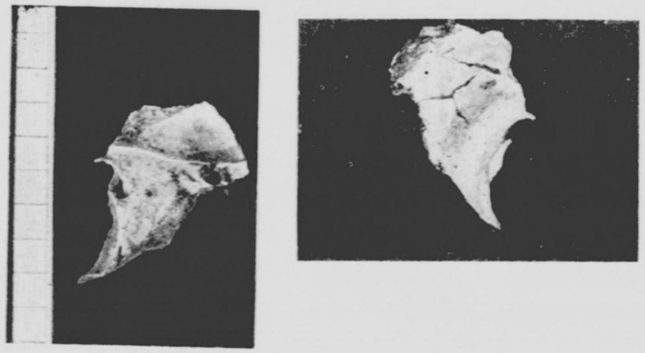

證第十八號骨片ノ内ノ一個（骨片番號I）ニシテ前頭骨右側眼窩上方部ノ骨片ナリ
右ハ外面
左ハ内面 ヲ示ス

第七號

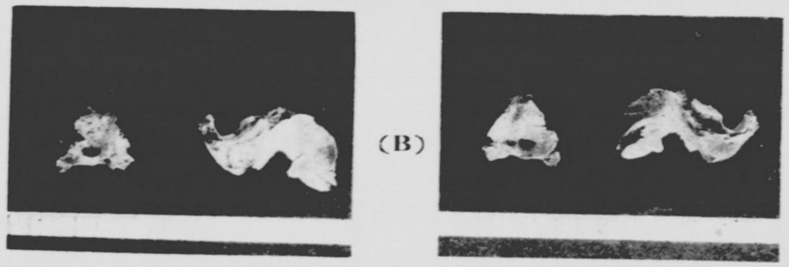

（A）
證第十八號ノ内ノ二個ノ骨片
右 肩胛骨ノ一部
左 左側顳顬骨楔狀骨左側大翼ノ各一部分ヨリナル（内面）

（B）
（右二個ノ骨片ノ反對面ヲ示ス

第八號

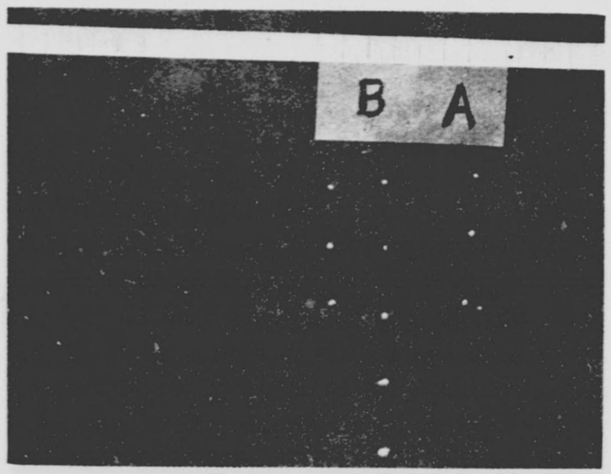

後ヨリ提供ヲ受ケタル骨片、骨灰中ヨリ、レントゲン寫眞ヲタドリテ撰出シタル散彈及ソノ彈片
A ハ、レントゲン寫眞第九號ノ骨片、骨在中ヨリ發見セルモノ（三個）
B ハ、レントゲン寫眞第十號ノ骨片骨在中ヨリ發見セルモノ（八個）